

右之通被 仰出候府藩縣ニ於テ管内ノ社寺ニ可相違事

太 政 官

今度社寺領一般上知ノ儀別紙ノ通被 仰出候ニ付是迄支配致府藩縣へ土地更ニ管轄被 仰付候事

但シ高張ハ追テ可相渡事

一 祿制御改革ニ付テハ元有祿ノ社寺ニテ是迄召仕候譜代ノ家來共五代以上給祿高二代以下勤年數二十年以上五年以上譜代新規地等
差別ヲナシ管轄府藩縣ニ於テ人名取調可差出事

右之通相違候事

辛未十二月

從

朝廷別紙之通被 仰出候間左様相心得郡中同職へも可申渡事

二月廿五日

神 務 局

右之通被 仰出候間左様相心得可有之候以上

二月廿八日

長 谷 部 建 壽

宇田喜代美殿

先達而布告候通り社寺領奉還之御趣意從

太政官御達シ有之候ニ付而ハ從前被下置候社寺領有之向土地人民共管轄ノ郡役所員方懸渡リ候得者直ニ引渡可申事

但シ境續之地所上地相成現在之境内境界限數向ハ當局元帳ニ依テ御定メ可有之事

二月

神 務 懸

神職之面々自今其處之勸業方可爲支配事

十月二十日

來月十八日大嘗祭十八日豐明節會被爲行候ニ全國一般諸神社ニ於而相應之神事執行衆庶一同可相祝事

但シ兩日刑罰之儀可令禁止事

太 政 官

悻 味

此度大嘗祭被爲行候ニ付於諸神社神事執行有之献供之新穀分配ニ相成候間氏子之者共項戴之可相祝事

神 職 共 江

但シ庄屋目代共江神官方相渡候事ニ有之候事

此度大嘗祭被爲行候ニ付於諸神社神事執行致シ候様被 仰出候依之毎社江新穀貳升宛献供ニ相成候間當日相供江氏子共江分配

可致事

但シ氏神之他ハ献供無之且分又叱方之儀者庄屋目代江相渡シ可申尤新穀ハ追而可相渡候間當日神職手前ニ而取計置可申事

從

朝廷別紙之通被 仰出候間來ル五月十一日鄉村氏神之社地江遙拜所を設け神職ハ勿論氏子市村之者共遙拜爲致可申尤庶民一同にて

ハ差支も可有之ニ付市在共頭立候者丈ケ署出候而可然旨申渡候間此旨相心得遙拜式之儀及差圖可申事

但シ氏子數村有之向ハ遠近見計持宮之内便宜之社地ニ而遙爲致可申尤前以遙拜所之儀氏子江可致差圖候並當日雨天之節者拜殿神

樂所等ニ而大和之方ニ向遙拜致可申事

神 務 懸

四月

神武天皇御祭典之儀海内一同遵行被 仰出候條毎年三月十一日各地方官ニ於テ遙拜可執行事

但シ當年者本日間合も無之ニ付

御沙汰到達次第吉日ヲ撰ミ可執行尤遙拜下式巨細之義者從 神祇官可相違候事

辛未三月

太 政 官

神武天皇御祭典海内一同遵行被 仰出候ニ付遙拜式左之通相心得可申事

辛未三月

神 祇 官

遙拜式

一府藩縣廳中清浮ノ地ヲ撰ミ大和ノ方ニ向ヒ新薦ヲ敷キ高机一脚ヲ置キ机上御玉串ヲ安ス可シ玉串ハ櫛ノ小枝ニ白紙ノ四垂ヲ付

掛麻久毛畏支

神武天皇乃御前乎

遙爾拜美奉留

一官員禮服用順次殿重ニ拜禮ス可シ

右畢テ御玉串ヲ焼却ス可シ

地方ハ郷村氏神之職ヘ遙拜式申渡シ氏子ノ者ヲシテ大和ノ方ニ向ヒ遙拜セシムヘシ

第二節 縣社 二社

西、樂々福神社 日野上村大字宮内字西馬場筋鎮座

一祭神 大吉備津彥命 大日本根子彥太瓊尊

細姬命 彥狹島命

合祭 倉稻魂命 大山祇命

一由緒 孝靈天皇の皇子大吉備津彥命御弟若建吉備津彥命(緣起に孝靈天皇行幸とあれど如何)と此國に行啓兇賊平定此地に薨去せられたるを祭る。(傳説參照)

崩御山(北に距る二町)は大吉備津彥命の御陵墓(吉備津彥命ならんか)神社は其廟社にて父帝母后及

御弟を併せ祭れるなり。往古火災に罹り棟札古文書を失ふ。舊藩より社領の寄附あり。日野大社の稱あり。明治元年樂々福社と改稱明治五年社格縣社に列せらる。明治七年樂々福神社と稱す。



日野上村大字宮内字西馬場筋鎮座 樂々福神社

倉稻魂命は攝社なりしも明治元年當社に合祭詳細は傳説部及沿革部に譲る。(神社明細帳)

伯耆誌に詳述する所あり、付いて見るべし。

因に崩御山の傳説大吉備津彥命御陵墓説は神社明細帳にもとれり。伯耆誌には皇后陵墓説を取る考ふべし。

大吉備津彥命の西征古事記孝靈天皇の條を取り日本書紀の崇神朝四道將軍に連絡して考ふることも伯耆誌に見ゆ。

一記録 元祿七年九月竹内目安子伯耆六社道の記上下二卷を著す下卷は日野の旅行記にて中は神社參拜の記にして。樂々福兩社參拜の記あれば抄出す。

伯耆六社道の記の原本西伯耆郡淀江町足立正氏藏

日野郡野史第十四卷に其の全文をあげたり

(上略)頓て宮内の里に來て神宮寺に宿りけり。老僧此樂々福の御事ども□□出で、問ゆ概、宮原の如き。緣起は昔炎焼せし後散のになりぬらん。神主禰宜を誘ひて宮中に入りて拜し奉る。誠孝靈の御廟さもと覺えて板厚く柱太くして此國六神(伯耆式内六社)々

御社にもかばかり由々しきは無し暫し御前にひとほり謹み神祇の歌詠みて奉る。

仰くぞよ神の名問へばいや高し

こゝも雲井の宮内の山

東の御宮を遙拜し奉りて同し心を

隔てめや仰げば神も天津日も

東の宮のあけの玉垣

とあり参考すべし。

寶曆二年十月宮原樂々福神社と日野大社の稱を争ひ藩の祈禱に付裁許を受けたり。即ち何れも大社として宮内上位たるべき裁許あり。

宮内宮原兩社裁許

此度日野郡宮内東西兩村樂々福大明神宮原村樂々福大明神一郡二而兩大社と往古より申來り候由御祈禱も古來より被 仰付來り候由宮原より願申出候宮内より一郡之大社は往古より宮内に限り居御祈禱之儀も一社に而被 仰付來り候由願申出候依之兩神職並奧構幣頭梅林主計口構宗旨庄屋篠田安左衛門呼出し及吟味右兩社共由緒舊記等相改候所指而大社兩社と申傳候急度古證に可相成書記無之候然共日野郡は勿論他御郡にも右兩社程に品勝れ候社格は無之事に候日野郡中に而は井方も無之社に候得は兩社共大社と尊信申來り候儀は尤之事に候中にも宮内之儀は山之形社地景内も宮原よりは物舊く格別之様に相聞え候其上和銅年中之論旨と云傳候墨跡も有之候段紛無之候其外申傳候筆記品々註有之候取上難及評議候宮原にも品々申傳も有之候得共是又確と致したる古證も無之候尤往古より國主領主或は吉田家よりの何之許狀等も無之一郡之大社兩社之差別も不相見事に候然所に去年御祈禱之節宮原神職内膳より願番と申出候儀是又先達而申聞せ候通に候間其旨可相心得事に候併兩社共同體之御神世々威光も郡中に輝き人民共に尊信仕來り候所是又國中繁榮之第一に候宮内は勿論宮原も往古より鎮座之靈地と相聽之候猶又中項より社内等結構に造營從 公儀厘掛り等も兩社共に被 仰付修覆等仕來り之神社に相違無之候此以後修覆之節舊は例之通り宮内宮原兩社共厘掛り可願出候余郡にも無井社

之儀紛無之候然中中之兩社と尊信仕此以後御祈禱は勿論郡中より之御祈禱に至迄古來より之通執行可仕事に候併先規一社に被 仰付候例も間々有之事に候に付此後一ヶ所に而被 仰付候節は宮内に可限兩社に而被 仰付候節は宮内宮原に而執行可仕候郡中より之御祈禱も右に準し在役人構切に兩社に而可相務候尤御祈禱宮内一社に被 仰付候節は下より任先例下社家可差出事に候何分にも向後郡中に而之宮内は大社相續宮原之大社と相心得郡中尊敬も同様に奉存世々神職共神威社記等無相爭事様に相心得可申事專一に候指而古證も無之間必々一郡に而大社は宮内に限り申様に不可存事に候併宮内は別而事舊く筆記等も少は有之趣に候宮原にも往古より之神社と奉渴仰來り候事明白に候然は郡中中之兩社に而上に立可申は宮内と相心得可申事に候右之一々得度相考此以後兩職共無爭論兩家致和順候而同補之神靈を奉尊信國家安全之祈願可抽丹誠事可爲肝要者也

寶曆貳申十月 日

羽原兵左衛門 印判

伯州日野郡宮内東西兩村

兩 神 主 (入澤家藏書)

寶曆六年五月御祈禱に付き更に裁許あり。

一箇年三度有之時は初二度は宮内宮原兩大社に於て宗旨庄屋構切に執行後一度は宮内一社にて執行の旨あり。

其寫左の如し

(宮内入澤家藏)

樂々福神御祈禱定

日野郡宮内村樂々福大明神宮原村樂々福大明神郡は中之大社に候御兩國一統被 仰付候御祈禱之儀は先格之通於兩所宗旨庄屋構切可致執行候其内一社と被 仰出候節は宮内村樂々福大明神可致執行旨先達而以書付申渡置候然處近年兩度御祈禱有之候所於一社御祈禱致執行候儀在御役所より申渡候ニ付兩度共宮内にて致執行候故舊格致相違候間此以後は先達而御裁許被 仰付候通於兩社御祈禱被 仰付候様に芦立内膳願申段令承知候御家老中へも申達御評議之上此以後御祈禱之儀は左之通申渡候様に在御役所へも被仰渡候間左様可相心得候

一御郡中一統被 仰附候御祈禱は壹ヶ年に三度有之節は初二度は宮内宮原於兩大社宗旨庄屋構切に可致執行候後壹度は宮内一社に

而御郡中不殘可殘執行候三ヶ年ニ三度有之候而も同様之儀ニ候間可準右事

一殿様御年賀御祈禱之儀は格別之御吉事ニ候間一社之順番たりとも御年賀御祈禱相當り筋前廣御祈禱之儀申出候ハ其筋格別ニ御評議を以被 仰付儀可有之候事

右之通被 仰付候間此以後御祈禱無違亂可致執行候其外兩大社舊格等之儀ハ先達而被 仰付候御書附之通りニ候間其旨相心得可申候

寶曆六年子五月 日

文政四年八月朔日の樂々福神社縁起あり。入澤家之を藏す。神社發達の經過を知らむ便宜に信憑し難き筋もあれば抄略して暫く後段の記事に止む。

(前略)

聖武天皇の御時公家の中新の裏江は孝靈天皇の近臣の苗裔なりとて階下に召され樂々福由緒を尋ね給ふに古代の神事を具に奏問し且つ新の寶繁銀井に一軸の卷を奉り給ふ。其時伯耆國檜野於尾久良(大倉か)の庄主那鳥左馬助を召して大社の事を詢問あるに古今のこと委しく奏し奉りふれば重江郷を勅使として先例の如く檜野神戶住に下し給ふ四月朔日着宮あり。其頃大宮には新の右京大輔次利同民部之輔天重藤原守重國神官を守護し奉り二十四庄八山九谷を知行してぞありける。

社使那鳥勘解由同安機大夫三國の内社司の官祿を許さる、備前備後伯耆出雲牛國玉姫の宮までは社司の官位暫冠烏帽子等此宮の内より許されけり。重江郷新の右京に對面ありて勅定の旨を宣給ひて彼一奉井に新の名銀を渡し給ふ且つ先規の如く神田五百町内百町は宮殿の修覆に備へ二百町は新の官百町は社使那鳥安機に賜り百町は神靈祈跡の金剛院(今の神宮寺)に寄附し給ふ此時於尾倉の麓に那鳥が若社あり松應と云ふ(今の松尾明神石見神社ニ合併)社祿を願ひければ天皇の末社として川東吉廻岩淵の新地二十八町奉宮殿と直筆にて書て元重に渡し給ふ。天より重江郷は備中一宮の遷宮に參向し給ひきて大宮には三國の官主社使神官社領の萬民寄集り唐木嶋竹を寄せ竹田舎人工匠頭なり木工の頭は安原雲にてぞありける。重江郷の御内宮内大夫と采女匠と奉行なり遺榮落成の時御勅使あり御寄進物種々別錄に載る如し天皇御遊歴の遺跡は今に里俗の

口碑に残れり鏡を投げ給へば石となりて今尙あり川の流れ噴しと宣へは川水音やみぬ音無川是なり(黒坂村大字上菅の地)斯の如き舊跡枚擧に遑あらず。所所宮舎を経營し樂々福大明神と號すと雖正しく天皇皇后の宮殿皇太后崩御の御靈の鎮ります地にして孝元、和銅、天平の御勅使御繪旨等有之は此宮内のみなり。

是故に古來より當郡中の大社として國主御代々の御祈願所たるらり、和銅天平の御繪旨沈海和銅の記卷は當社の重寶物なり、寶藏なり、外に出し置くべからず國土鎮護の祝詞新年祭の加持民家竈の祓は當社傳來の深秘なり毎日神前の行事目次十二度の祭典寶祚延長國家安全國主武運長久五穀豐饒の御祈念後々代々に至りても怠慢なく勤行し奉るべし。爲後來記之舉

文安四年丁卯八月朔日 (入澤家文書)

伯耆 誌

當社東西郡中の大社にしてまた一國の舊社なり今社説に傳ふる所を見るに彦太瓊尊孝靈皇后細媛命

皇子齒黒目命と共に當國へ行幸有て皇化を恢弘し邪鬼を征伐し給わん爲めまづ當郡サト笹苞山宮原にあ

村の下に出つに座て山中邪鬼の巢窟を覆し給わんとして河原を廻り南方に進みて上菅生山湯原等の地を歴

玉三村の由縁等ひ各村の下に述終に鬼林山今大林と云ふより大倉山下石の麓に於て邪鬼を斬殺し玉是より河を渡り

て西方に進み細屋村に至り給ひ爰にて皇后に會し玉ひて是より東北に返り笠置村大宮村を経て再

南方に進み此地に行宮を建玉ふ即ち河を隔て、東村に天皇御坐し西村に皇后一説に齒御坐ます其頃

備中に蟹魁帥と云ふ者有て皇后を襲はんとす齒黒皇子霞の郷に關を置き是を待ち玉ふに魁帥戰は

ずして降參す後皇后此地に薨去し給ひければ是を禮峯に葬奉る今社の良位三十丁許に窟あり是即

其御墓なりといふ以上社傳神宮寺縁記民談記等の諸説を參取す原書杜撰甚だし故今其要領を擧ぐ抑太古の事蹟逸として其確實證し難しと云へど

も神武天皇以還天皇御事蹟に於ては必らず是を國史及古書に傳ふる處なるに此天皇當國遷幸の御

幸のこと曾て史書に所見なきによりて其疑を容ざる事能はず今古事記を按ずるに孝靈天皇の條下に大吉備津日子命亦名比古伊佐勢理毘古命日本記に彦五若建吉備津日子命日本紀推武彥命一名弟稚武彥命に作る天皇第五の皇子なり此二柱相副而於針門氷河之前居忌筵而針間爲道口以言向知吉備國云々と見たり針間を攝摩國氷川は同國の地名なりれども詳ならず居忌筵とは神供の器を置て神祇を齋祀ることなり針間爲道口とは攝摩を征討の首とするよしにて即其國氷川の地にして軍の首途の祭し玉ひしなりかゝれば吉備の國とはいへども山陰山陽の諸國に係れること下に云へるが如し又此時吉備の國とあるは今の備後備中備前三作四國の稱なり

此時日本紀にては崇神天皇拾年の條に九月丙戌朔甲午以大彥命遣北陸武淳川別遣東海吉備津彥遣西海丹波道主命遣丹波國以詔之日若不受敢者乃舉兵伐之既而共授印授者將軍云々冬十月云々其四道將軍今急發之將軍等共發路十年夏四月四道將軍以平戍夷之狀奏焉とも見ゆ此事古事記にては上に述べたるが如く孝靈天皇諸皇子の苗裔を記す因に同天皇の條に係て記さると雖も其實は崇神の御代の事と知るべし斯て日本記に吉備津彥遣西海とあるは山陰山陽に係りて汎くは大和の國より西方の國々に當れり。古事記にも吉備國とあるは吉備津彥命の子孫吉備國に存するよしを記さるゝ緣によればなり昔南海までも治平のことありしよし下に擧る機章記の趣を見て知るべしさて又日本記には吉備津彥命一柱なれども弟稚武彥命と共なりし事は古事記に見わたるが如し此二柱備中國に祭る所神名式同國賀夜郡吉備津彥神社名大祭神大吉備津彥命一宮記に當社吉備津彥を祭ると云へるは非なりとして吉備武彥なりと云へる説あるは却て非なり別に説あり又同郡鼓神社祭神稚武彥命あり是等の趣吉備津彥命と共に吉備國を治平し給ふ因に當國をも經歷し玉ひしものなり是を誤りて孝靈天皇親ら邪鬼を征し玉ひしよしへるは當社もと稚武彥命を祀れるに後世其御父天皇並に皇后をも併せ祭れるより遂に其事蹟を混せしものなるべし然らば本社太瓊尊といへるは實は稚武彥命にて末社天皇皇后に坐すさては本末御父子の俄に違へるが如くなるを以後人今

の如く誤傳へたるものにや斯て吉備津彥命御兄弟の中當國にては専ら稚武彥命の功勳を仰ぎ奉れるよしありて當社に如斯齊祀れるものなるべし大吉備津彥命も専ら吉備今の三備の國に功業坐まし又其苗裔も同國に蕃息せるによりて今に備中國の名社と仰がれ給ふものぞさて又稚武彥命も同じく吉備國に到まして苗裔を造り給へり古事記に若日子建吉備津彥命者吉備下道臣臣祖と見えたり但日本記の傳へと異なり委しくは古事傳を見て知るべし如此なれば當國にて孝靈天皇を祀れる諸社は都て當社の混説を傳へたるものなるべしなほ汗入郡孝靈山また同郡宮内村高杉大明神の下に云へる趣考へ合すべし。皇后細媛命此地に薨去坐ませしよし云へる傳へも上にいへるが如く孝靈天皇に就ての訛傳なるべし實は稚武彥命の妃を誘ひ玉へるが此事高杉大明神の條下に云へる考へ合すべし終に此地に薨去し玉へる者ならん歟○相殿彦狹島命は稚武彥命の御名に坐せども爰に合祀すべきよしなるが如し社傳に彦狹島命亦名齒黒皇子といへる此一名古書に所見なし尙之は稚武彥命を仔細ありて當國にて齒黒の皇子と稱したるものなり然らば此皇子今猶本社に祀られ給ふ事稚武彥命當社に主と坐すべき上説の一證とも云ふべし但し豫章記伊豫國河野家譜に孝靈天皇孝元天皇此孝元天皇御弟伊豫皇子と申母皇后細媛命磯城縣主大目女孝靈第二皇子御諱彦狹島命此頃南蠻西戎動令蜂起の間此御子當國下給仍西南藩屏將軍之郎以宣下故伊豫皇子號云々此皇子御坐所伊豫國伊豫郡神崎庄と號今口宮申親王宮奉崇即當家曩祖崇廟神也件宮南方十八町山腰皇子御陵有臣下多死隨寶玉を陵となす云々此説後人の杜撰に似たりと雖も全く古傳の存する處に據れるなるべし此頃南蠻西戎動蜂起之間と云へるは崇神天皇の御代吉備津彥命西道に遣はし給ひし時のことなり彦狹島命を伊豫皇子と云へる事當社の傳に似たる事○末社の相殿に鬱色惟命大水口命大矢口命三坐を祠るは當社神主入澤氏の氏神となせる由なり猶下條に見るべし○樂々福は笹葺の義ならんか上古は笹を以て御社を葺ける由あり古雅入社號といふべしサ、に樂々と書けるは

冠辭考の説あり葺に福の字を書けるは伊福部などの例なり○社傳云々神戸住神戸脇之郷宮内鎮座といへる住脇二字心得すたゞ神戸郷宮内村といへる義なり神戸は當社の封戸なりしが地名となれるなり當國神戸といへる地名皆神戸の封戸なりしが故なり當社一國の社柄にて朝廷より封戸を寄せ給ひしものなり抑如此き名社なるに官帳官社に墮たるは審しといへども式社官社ならざる社にも名社舊社ある事諸國にも往々其類あり此事別に説あり然れば當社式社にあらずといへども尋常の社ならざる事は論なし當社の寶庫天正年間火災に罹りて古棟札を存せず但し天正より以前なるは永祿二年再建の度一枚あり如左

一再建立 領主尼子右衛門督晴久

永祿二歲壬巳三月吉日 神主 名澤左京太夫利久

代官佐世伊豆守 宇山彈正 津守宇兵衛 (編者曰刀谷兵庫は三刀谷兵庫か)

永祿二年は尼子氏出雲國富田城主なりし時なり代官兩名は當時尼子氏の老臣にて其子孫今猶同國に存す又當社和銅繪旨といへる書藏して尤も至重とす何の代の贋作ならん杜撰甚だしと雖も無稽の信を曉さんが爲に左に擧て是を駁す

一宮 記以下口字磨滅

(編者曰寫本伯耆誌所載の次の文は筆者の誤寫なり後出の文参照)

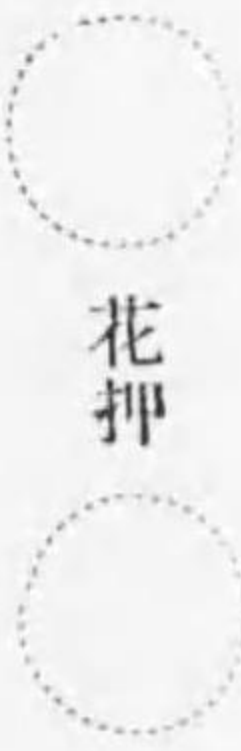
伯耆國日野庄

笹福兩天皇

社地二百丁

永世寄附之

和銅二曆吉



朱印

關白 俊連

重陽幕下直信

右の如くまづ一宮といへる事と銅の頃にさらに有事なし初帙總論一宮の條に云へるを見て知るべし次に伯耆國を伯國と省ける事後世といへども宮家公文の例にあらず況平城の朝に於てをや又日野郡を日野庄と書るも強ちに古様を擬せんとする書件にて杜撰見るべし次に和銅云々の下に花押ある事笑ふに堪へたり次に關白云々の事書中第一の杜撰なり關白は宇多天皇踐祚の時仁和太政大臣基經始めて是に任せらる是關白職の始めなり奉の字に承の字を書けるも杜撰なり重陽幕下直信は當社の神主に擬するの意か重陽は何等の義ならん幕下は將軍府を幕府と云ひ幕府を尊稱して幕下と呼ぶ是等一字一文笑ふに堪ざるものなし此一紙の外に又天平繪旨といへるものあり同等の贋物にて論ずるに堪へざれば茲に載せず

當社預りの下札寛永九年萬治二年寛文二年天保二年元祿四年以上の五通あり此中寛永九年の度日野郡宮内村定免高千三百三十二石二斗六升の内兩社神領二十石と定めらる其後萬治以下は今の如く十三石九斗七升八合の定なり二十石を減せられたることは如何なる所以ならん

樂々福神社と神宮寺の争議

文久二年十一月入澤家世代書に依るに「文化十二年亥初夏仲九日此度遷宮神社曾掛り合に付御遷座不仕依之貳厘米不被 仰付」

の記事あり此の論争の原因を釋ぬるに當時神佛混淆の習として較もれば神職僧侶互に權勢を争ひ維新後神佛分離の因は各地に萌芽を顯はすに至れり偶々同年樂々福神社に遷宮の舉あり神宮寺より御神體を袈裟に包むべきことを主張したるに對し神主人澤豐前守淨滿大に反對を唱へ爲に遷座祭を舉行するに至らず爾來神宮寺との間に確執を生じて益々紛糾を重ねたりしが四代目豐前守淨延に至りて漸く事件の落着を見初めて遷座祭を行ふことを得たり此の間相互に巨費を投し一家の浮沈に關したる大事件なりき後維新の際神佛混淆の劃別せらるゝや淨延は感激落涙せりと。

入澤靜江直話參考

上菅

小谷福三郎所藏文書

伯州日野郡樂々福大明神記録事

人皇第七代ノ天皇也孝安天皇ノ御子也

一樂々福大明神者孝靈天皇ノ御后也福媛ト申則細媛命トモ申ス孝靈四十五年乙卯ニ天下三十六ニ割其頃諸國一見之御時西國隱島エ御渡有依レ夫此地ニ御着有無程一ツノ津エ御着是ヲ吉日ト思召則此津ヲ日吉津ト號シ奉ル彼地ニ御着國ノ次第ヲ御尋有レバ是ヨリ奥者山中也是ニ何トモ不知化生ノ住ミ人民不住ト申上ル是ヲ退治シ世ヲ安樂ニ治メント思召天照大神雲州佐田兩神勸請被成候得者兩神御來臨有テ此兩社ニ御祈誓有リ以神力此惡鬼絶シ世ヲ安ク治サセ給ハント御誓願依去日吉津ノ上ケニ天照大神宮佐田大明神兩社權社御座ス也帝ハ誓願有テ依夫里山ト境ニサズト申ヘ山有リ彼山ニ陣ヲ取り様子ヲ御覽候得トモ化生住家不知給此山ノ下ニ宮社ヲ立御座今ノ宮原是也是ニ御座テモ化生住家不知奧ニ入御覽可有ト思召帝后夫婦亦御内ニ渡邊ノ佐衛門ノ丞ト申被官有則是ヲ召シ俱人數多ニテ彼谷エ入給エトモ人民不住候得者道ノ形モナク河エ着心ノ儘ニ御尋有リ去トモ御后木草ヲ別サセ給ヘバ御草伏ニ依テ有ル所ニ御休給フ河近ク音高ク喧ク思召ハ河音留ル今之音無河是也其印シハ石ノ土ニ御鏡ヲ取置給ヘバ石貴ク思知鏡高成リ今之鏡大明神是也其所ノ山少ノ間ニ宮社ヲ建テ御座ス權社ナレバ今之皇宮大明神是也夫ヨリ山里ヲ御尋住所ヲ定彼化生ヲ尋ネント思召御有未ダ時分不成御旅之倦々ヨリ御后御産爲成給則此所ヲ生山ナレバ生山ト申ス柴庵ヲ住給故ニ亦柴ノ木トモ申ス御湯ヲ引カント思召ス折簡彼奥谷ニ湯涌出タリ是ヲ産湯ニ被成今ノ湯ノ原是也嘗有リ山里御尋有リ無所有テ其レニ俄

ニ宮社ヲ立御座ス則其處ヲ御后ト若媛公ト御座ス帝ハ彼化生ノ住家ヲ尋ニ御出有テ夫ヨリ南ヘ邊ニ行テ何國トモナク處ニテ右ノ伊勢佐田ノ御先哉山人ニ御逢有リ此近所ニ不思議ハ無キカト御尋ニ有リ不思議トハ此所ヨリ居已ニ當リ有大山彼山ニ何トモ不知化生住候得者此谷ニ人不住ト申上ル帝答宣夫ハ何程ゾト御問有ル山人御供仕ラント申帝ヲ御供仕奉リ山ニ住候ト申ス彼山人失給帝ハ窺覽御座テ化生ノ住家ヲ見テ亦御歸リ有テ矢種少テ不叶矢ヲ御支度有テ次日渡邊佐衛門御供仕奉テ大勢引率シ此山ヲ狩仕給候得者化生タマラズシテ逝去姿ヲ見レバ三畜ノ形也頭ハ如馬相身ハ如牛四ツノ足ハ如猿也去トモ追詰追掛射給ヘル本ヨリ伊勢佐田ノ御神力増テヤ帝ノ御方便ニテ不叶去ル北ニ當テ退治被成彼山ヲ鬼林山ト云フ今ノ大林山是也夫ヨリ在名彼山ニ住シ化生牛鬼ト名ル尾切山ハ牛ノ尾ト云フ嗣ヲ切給處ヲ嗣原ト申也帝此谷ニ人民可住ト思召宮社ヲ立御座ス在ル所ニ御慰仕給ント思召御出會被成出合處ニ宮社ヲ立給ヒテ帝后御寄合有故ニ其處ヲ二社大明神ト號シ奉今ノ細屋二社大明神是也扱往還ノ處ニ御茶屋ヲ立御休有リ則今ノ茶屋村是也其處ニ亦帝御見送有リ帝ト后ト若媛公ト御兩三人御座シタル故ニ三社大明神ト號奉リ今ノ茶屋三社大明神是也亦帝ノ御所ニトテ宮社ヲ立御座ス是王ノ御座ス處ナレバ王宮大明神ト號奉リ御歸リノ時笠ヲ御忘レ細屋ヘ御來臨ノ時笠ヲ置給フ故ニ其處ヲ笠木ト申今ノ笠木村是也細屋ト申ス事細媛命御座シタル故ニ村名ヲ細屋ト申奉リ扱后若媛公御座タル處ニテ若媛御憐得給テ終ニハ不叶日數積テ御歲十五ニ成給フ時孝靈五十九年乙巳歲霜月十九日丁巳ノ日巳ノ時若媛崩御成リ給フ帝后歎悲宮社ノ脇ニ印ヲ被成印加トハ印ヲ加フルト書タリ今ノ印賀村是也則郷ト成ハ人民住シ所ノ御氏ト奉敬拜右惡賢ヲ退治仕給テ民樂々ニ住ム故彼神ノ御位名樂々福大明神ト奉號福媛ト御名ヲ申タル故ニ樂々福ト書テ樂々福大明神ト號ル權社實社迄祭り奉ル者也若媛崩御之後御后モ帝ト同殿ニ御座サント御言葉ニヨリ后宮社ヲ立給テ后ノ宮ナレバ則宮内ト名付給フ故ニ今ノ宮内是也東ハ帝ノ宮殿ト成シ西ハ后ノ宮社ト成シ御座ス年月ヲ送ラセ給ヘバ后歲積リ百十歳ニシテ孝靈七十一年辛巳四月二十一日ノ辛巳ノ日ニ崩御シ給テ則宮内西ニ崩御廟所有リ帝悲シ給ヒテ大和國黑田ノ都ヘ御歸城有テ百二十八歳同七十六年ノ丙戌二月八日ニ帝崩御也依去惡賢退治ノ時矢ヲ被成處則今ノ矢戸村是也矢戸宮内ノ氏ト奉崇敬一年ニ三度ノ祭例有リ四月ノ祭ハ則后ノ崩御ノ日ヲ貴ミ祭九月ノ祭ハ惡賢退治被成民安住メル故ニ貴之五穀ノ最華ヲ祭ル禮ヲ定事帝崩御之日成ルニ依テ八日ヨリ同九日奉祭宮内ニハ渡邊等ヲ神主トシ給事ハ帝后ノ被官タル故也多里ノ稻倉大明神ノ事ハ帝御作り被成稻其儘ニテ御歸被成ナレバ則爲岩今

ノ稻倉大明神是也將又塚原ト申事ハ右ニ退治被成化生帝ニ爲邪覽亡魂ヲ塚ニ築成佛セサセ給フ意ニ依テ今ノ塚原是也依然宮内大明神宮原ト村名ヲ付給西三社ハ郡之大社也取分崩御ノ所有テ正シク印賀宮内兩社也疑シク思フ人於有之者此以記録事ノ理ヲ別ケ可敬拜者也

宮原第一ノ社也印賀第二ノ社也宮内第三ノ社也然者氏ト敬ヒ奉祭事ハ印賀ヨリ祭禮初ル同宮内第二ノ祭り同宮原第三ノ祭也是聞
バ午ノ日ヲ祭ト定故也乙午ノ祭ヲ敬神ス忝モ御位名者仁王第七代之帝孝靈天皇御后御子也可致尊敬者也

日野大社祭案内 入澤斧造作

抑此宮内庄と申所は人皇七代孝靈天王の御陵有之崩御山と奉中也御宮造は中も中々愚なり祭祀は卯月初日也東西兩社の御宮ハ音に聞えし郡の中の大社なり御神輿西に三體東に同じ出逢の神事もの等にて夥し殊に生花はな芝居劔法馬術二時の間詣での人々其賑ひ中々筆紙に盡され先あら〜名所を尋るに宮谷歌天拜山數多之名所五ひんの塔春の早蕨款冬花亦谷川の清水は口に含んで病を治しおんじやく石の功能は針や灸やにまさるとや南へ行はる大谷山春日の御社山の神中倉宮のその造營元治元年甲子春の彌生の作とかや中の本社は山城の加茂の神社と同じとかや左にあるは名も高き大成やしろ甲良大明神右のやしろは強く太く名にほふ武勇を守る日本武の聲を勸請ありし御宮也それに付新に出来る武士は京より巡りし木太北面士日野大社と左右の大社を兼る侍とや扱又土着の武士ニは伊澤何某家次郎高山三郎澤格之亟其外武家方澤山なり風流人を尋るに和歌や詩文人畫工四條風やら土佐家から醫師は澤山名も高く先づ本町坂の北わきは馬場町木屋町大工町鍛冶屋町ニ紺屋町鳥井町ニ坂本町東屋町に鍋屋町森谷屋町中島町芳や町に定や町兵が茶屋に柿のや茶屋啓が茶屋ニ中道町邊隔て〜一柳堂弘化三年出雲國醫王藥師如來の本尊を直に安置し三間四面の靈堂也春夏間ハ參詣多し五里や十里も遠しとせず誠ニ四季共賑々敷事ニ候夫に續て銅取所梅の屋町ニ宮本町代宮屋町ニ大平町小平町より東に行ば名も高き神通橋長さ百間幅壹丈故ニ俗呼で大町橋と申也向ニ續く新屋町橋本町に石屋町東の宮脇鬼塚は往古民を騰す通牛鬼も大樂々福神の打取給ふ

其鬼を埋め給えし大塚なり今に魂魄残りしや大成る榎生茂り垣より外へ枝葉繁茂し中々目に立つ王城也しかのみならず疑ひなくも内裏の原ハ二百間立横四面のしだ原也中々牛頭天王の御宮を安置し往古の人の植置し十津川い櫻八重櫻鐘磬岩つ〜し峰の山吹

姫つ〜し中も中々愚なり巽江行は奥立橋井の原屋町繩手橋邊次町ニ芳野屋町幸が茶屋ニ同道町上之新屋町岡の町喜町坂市が茶屋ニ隱居茶屋坂根町ニ早田町後屋町ニ大谷町奥の茶屋町助が町杜町ニ夫門ヶ坂四ツ屋町ニ五ツ屋町坂障子町寺田街道池町塚町金毘羅町十もん橋ニ岩が茶屋島が酒屋ニ桶屋町中々委しく盡されテ又南表ハ石垣橋長さ八間幅九尺西に見ゆるは妙見山昔の人の植置し松や檜の木生茂り誠ニしん〜たる高山なり向ふに見ゆるは鬼林山俗ニ申せし大林高さ六里に横八里彌山には八百萬神を勸請ありし大山也麓にあるハ松が茶屋矢田の街道梅が森良え八町隔て〜眞臺山山上堂は八間四面役の行者の其像ハ唐土の神藥にて刻みしものとかや誠ニ古は此山ニ妖怪出で〜人を喰ひしが此堂を建立し六地藏を立てしより其化もの出ることなし實に神靈の妙智力はありがたく嬉しといふも愚なり我等ごときの賤の身も頭を低れて悦感す童男兒女もおしなべて昔を語り祝ひしは月の八日と十二日又巽へ九町隔てなば眞臺寺山穴觀音八町四方の地面にて諸病を癒ししねを落す地藏堂左右にてい花藤の花春は八重梅桃の花うどんげとりも美しとや委しき事は御現にてこそ先づはあら〜書洩すめで度勿々かしく

宮内樂々福神社 (東)

御 綸 旨 (編者曰く前出のものより完全の文書なればこゝに掲げて参考に資せんとす)

一爰ニ文字有リ見
エ不申御朱印有 記 並

伯 國 日 野 庄

笹 宮 兩 天 王

社 地 二 百 町

永 世 奇 芹 之

和 銅 二 曆

關 白 後 連 承

重陽幕下直信

この文書は餘程古きものなれども、もとより和銅當時のものならざることば明白なり。たゞ記して

研究の材料とす。

社領證文

日野郡東村樂々福大明神領

高四立五斗從先規有之由存知

届候爲覺之知斯候 以上

吉村 清左衛門 判

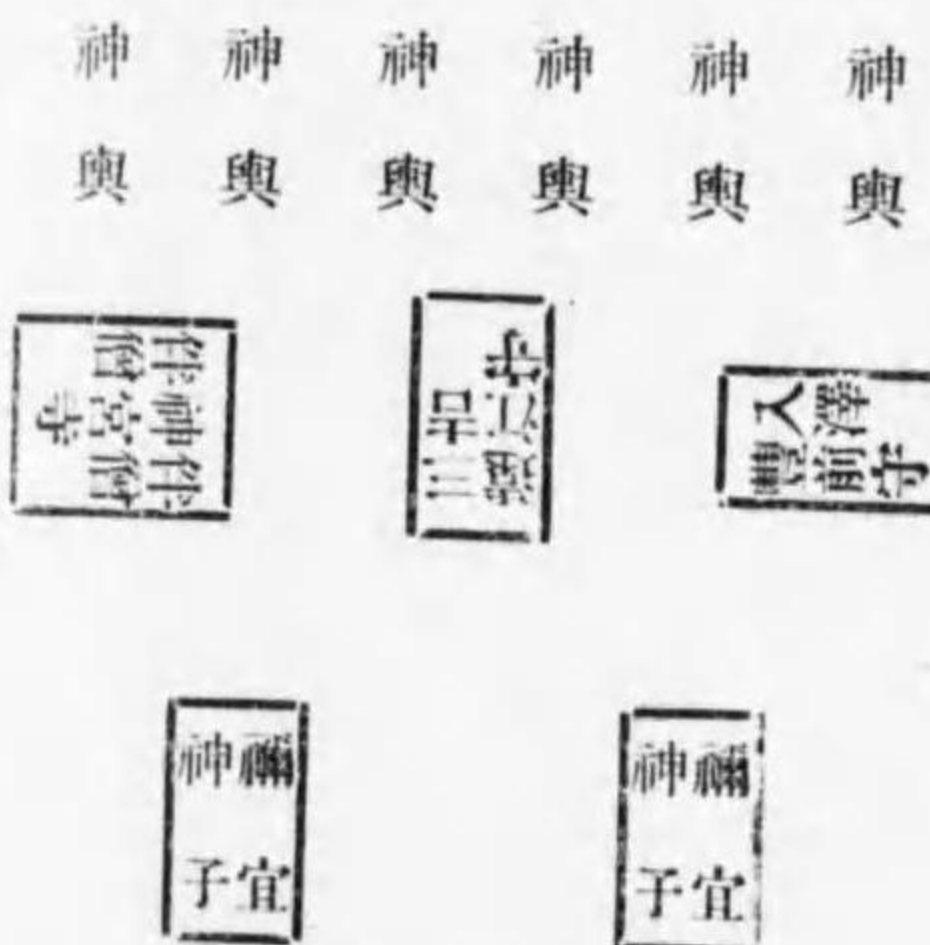
寛文七年六月二十六日

東村 神主

樂々福神社神輿渡御式の圖

内裏原神社にて

御 勢 揃



殿様御年賀ニ付御郡大社ニ於テ御祈禱ト献じ物 (文政十二年正月御祝儀)
 右御祈禱文政十一年十二月十三日ヨリ十五日迄二夜三日宮内宮原於兩所致執行候事并宮内神宮寺ニテモ御祈禱有之候
 一宮内詰神主左ノ通
 但上中下ハ官位ノ事

- | | | | |
|-----|--------|----|--------|
| 一上々 | 田邊 伊豫守 | 一上 | 多田 信濃 |
| 一中 | 相見 市正 | 一中 | 相見 求馬 |
| 一上 | 相見 一岐 | 一下 | 山崎 千代美 |
| 一中 | 相見 但馬 | 一中 | 富田 圖書 |
| 一上 | 木山 陸奥 | 一上 | 木山 要人 |
| 一上 | 内藤 加賀 | 一上 | 内藤 播磨 |
| 一下 | 内藤 富衛 | 一上 | 宇田 丹下 |

右一人ニ付一貫二百文宛幣頭貳貫文都合十七貫六百文
 中構入別

- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 一中 | 宇田 近江 | 一下 | 宇田 長門 |
| 一上 | 長谷部 數馬 | 一上 | 梅林 左近 |
| 一下 | 長谷部 讚岐 | 一中 | 佐藏 佐渡 |
| 一上 | 梅林 對馬 | 一法令 | 梅林 和泉 |
- 右一人ニ付一貫二百文宛幣頭貳貫文都合十貫四百文

第四章 神社

第四章 神社

一中 富田上總
一下 三吉平馬
一上々 入澤豐前正

一上 三吉越後正
一平 入澤瀨六

宮原詰神主

一中 佐藏出羽
一中 安江美頼
一中 芦立帶刀
一中 安江源之丞
一中 山根對馬
右一人ニ付壹貫宛
一 芦立和泉
一 右同人家内

一中 舟越築前
一中 住田幸之進
一中 國常陸
一中 山根左近
一中 芦立信濃
宮原神主

御祈禱執行中宮内詰

一右同斷宮原村

大庄屋 緒形市兵衛
宗旨庄屋 木下萬作
宮庄屋(西村) 伊田喜左衛門
又右衛門

大庄屋 足羽伊右衛門
宗旨庄屋 徳岡三郎兵衛
同 近藤平右衛門

御郡中庄屋共最寄ノ場所へ參詣致候様申付候事

献上物

一御 札 長三尺 但箱入
一御祝御供物箱 巾七寸 横六寸五分 高六寸五分但底
一御菓子御供物箱 長九寸 但箱入
一 御菓子御供物箱 但ニツ一緒ニ箱ニ入レ尤臺ハナシ
一 熨斗 但白木臺共箱ニ入

右五品共夫々白木臺共假箱ニ入レ差上ル宮内宮原并神宮寺三ヶ所分一緒ニ長持ニ入付添役人御郡中御歡爲惣代宗旨庄屋徳岡三郎
兵衛十二月廿日出立致出府日晦日罷歸ル
元治元年甲子八月 出所不明

日野大社御本地堂再建造作并供養御財寄附姓名録

日野郡庄屋名

下阿毘縁武ヶ村 九兵衛 櫻子霞小原三ヶ村 平兵衛
上阿毘縁武ヶ村 源太左衛門 生山 九一郎
狩屋原五ヶ村 定之助 檜原五ヶ村 柴田雀次郎
菅澤武ヶ村 右兵衛 黒坂三ヶ村 三輪要三郎
大宮四ヶ村 虎之助 下黒坂三ヶ村 生田久右衛門
多里武ヶ村 甚右衛門 渡、漆原 治右衛門

第四章 神社

新屋貳ヶ村	多里萬之助	板井原宿	元右衛門
湯谷貳ヶ村	同千左衛門	濁谷村	次右衛門
秋繩三土門谷備後屋	清右衛門	俣野	源八
金持出店	同	武庫村	常佐衛門
奥渡貝原三ヶ村	義左衛門	江尾村	利右衛門
根雨三谷、高尾	伊	宮市、助澤	忠右衛門
野田、地、安原、下榎	飛田惣左衛門	佐川	利左衛門
舟場村	佐々木新右衛門	柿原	爲右衛門
洲ヶ河	常左衛門	根雨原	禎右衛門
久連村	清右衛門	二部宿	信右衛門
小江尾	武平	畑中	徳兵衛
見田村	保左衛門	郷村	仁兵衛
杉谷村	市真左衛門	上代	平一郎
無用、栗尾	傳佐衛門	下代	久右衛門
池田	與三兵衛	番原	仁右衛門
舟越、藤屋、福島、福吉助	爲右衛門	大倉	榮藏
燒杉須鎌、上ノ名	爲右衛門	福永、末鎌	養三郎
三部村	長兵衛	大坂	慶右衛門
在古市	吉左衛門	白水	甚左衛門
字代	真助		

註曰。御本地堂は蓋し宮内神
宮寺ならむ勸財寄附區
域の全郡に及べるは注
意すべきことなり

日野大社大鳥居

父原	久兵衛
溝口、大江、長山	岡本勝藏
上野、原、清山、別所	宗右衛門
(不明)	吉左衛門
大原	芳藏
須村	正左衛門



宮内楽々福神社大鳥居
在所 在 地 矢 戸

樂々福神社の大鳥居は、上は川上境ヶ原にあ
り。下は矢戸にあり。社を去ること上は一里餘
下も半里共に舊道にまたがれり。本郡石造鳥居
中の大なるものなり。矢戸の鳥居に左の刻あ
り。

右柱 寶曆八戌寅六月改石

施主 船越宗衛門

北垣仙右衛門

左柱 大庄屋 段塚彌右衛門 人夫氏子中

宗旨庄屋 古都佐次衛門

川上大鳥居には左の如く刻せり

村庄屋利八

右柱 寶曆八戌寅 人夫 郡中 村々

奉額 絹谷友右門

施主 安達孫兵衛

主話主 角原吉右門

左柱 絹谷乙右門

十一月改石 施主 岡村 興市

増原市右門

卜藏與一右衛門

兩方共に日野大社の石額をかけたなり。

一境内神社 四社

若宮神社 祭神 稚武彦命 磯城縣主大國命

今宮神社 祭神 蠅伊呂杵命 大矢口命 大水口命

大國主神社 祭神 大己貴命

倉稻神社 祭神 倉稻魂命 須佐男命

一社 殿 本殿 切破風造 桁三間 梁三間

幣殿 桁二間 梁四尺

拜殿 桁二間 梁三間半

神樂所 神樂所 神輿室 桁二間 梁二間半

隨神門 桁三間 梁二間

一境内 八百五十一坪 六百八十二坪編入

一氏子 六千六百五十九戸

宮内及礪波は特別の關係あり他は郡内を區域内とせるなり

一神職 代々入澤家之に奉仕し明治七年以來多里木山氏奉仕す

東、樂々福神社 日野上村大字宮内東宮ノ廻リ

一祭神 若建吉備津彦命 大日本根子彦太瓊尊

細姫命 福姫命

合祭 倉稻魂命

二由緒 大吉備津彦命と若建吉備津彦命の二柱西道鎮撫此國に行啓兎賊平定當社は若建吉備津彦命

を祀り父帝母后妃を併せ祀れるなり。

以下西樂々福神社に同じ明治元年樂々福社と改稱明治五年社格を縣社に列せらる明治七年樂々福神



伯善宮内縣東樂樂福神社 慶慶面

- 三社殿 本殿 三間四方
- 廊下 桁 三間 梁 二間
- 拜殿 桁 七間 梁 二間
- 隨神門 桁二間四尺五寸 梁二間二尺二寸
- 四境內 八百二十二坪 六百八十一坪編入
- 五氏子 六千六百五十九戸 (註直接の氏子は矢戸宮内川上三榮なり)
- 六合祀社 村社 嚴島神社 矢戸字嚴島
- 同 大森神社 矢戸字名土
- 同 内裏原神社 宮内字内裏原
- 同 宮谷神社 宮内字馬場筋ノ下モ
- 同 坂根神社 宮内字妙見林
- 同 川上神社 川上字宮脇
- 同 村尾神社 三榮字下谷屋敷
- 無格社 愛宕神社 川上字塔畑上テ

大正八年七月十九日合祀

七神職

代々三吉氏(宮内)之に奉祀し現に木山氏奉仕す(編者曰く社傳古記録は西樂々福神社と共

通なれば同社の欄に記入せり)

二十二社詩歌

(編者曰 奥日野各神社中に二十二社ありて詩歌あり記録事 項多くなまゝ脱漏せるは載せて文學部にあり参照すべし)

西さすひがしの宮のいや高く

雲井わけ入る千木のかたそぎ

第三節 郷社 五社

一 野上莊神社 二部村大字福吉字宮ノ前鎮座

一 祭神 天照大神 譽田別尊

合祭 素戔鳴尊 天忍穗耳尊 天津彦根命

熊野櫛樟日命 天搏日命 活津彦根命

田心姫命 端津姫命 市杵島姫命

譽日別命 大日靈貴命 大山祇命

素戔鳴命

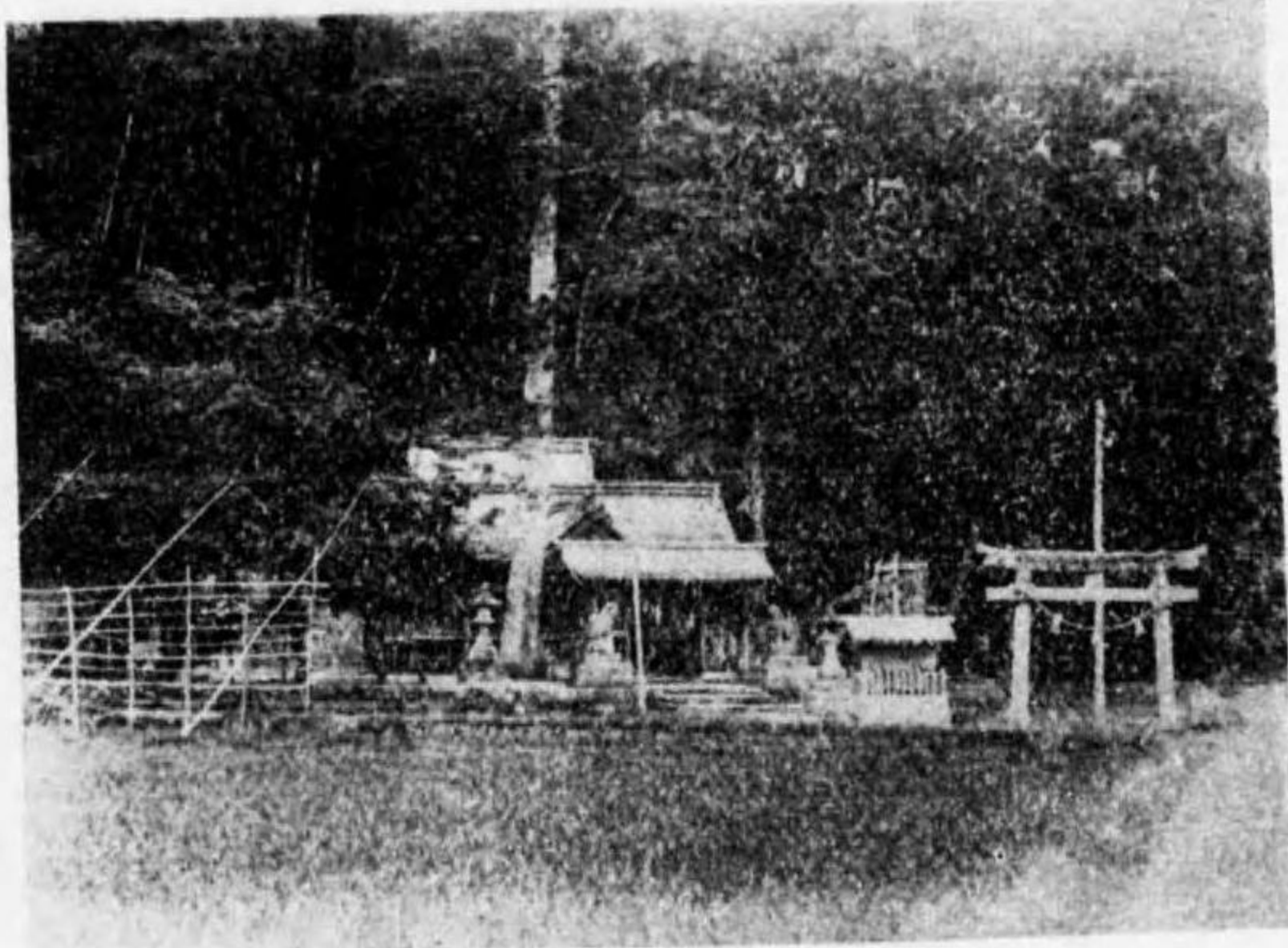
一 由緒 創立年代未詳天大明神八幡宮と稱せり天大明神

は三部郷(三部村廻長年度現在の村落日)(開發と共に創立し八

幡宮は進氏(元弘義仲進四郎三郎助貞此地に起る字殿の段城山は其の遺跡なりと) 往古は二祠左右

に相對せり、永祿中、毛利部將、三村家親香川光景郡

内を徇へ轉戰此地に入り尼子の將山中某と大に戰ひ本宮



福吉野上莊神社

に據る、社殿兵燹に罹る、二神久しく矮少の假殿に在す。新築の資力乏しく、遂に併せて一社となす、郷中の大社にして三部郷(野上の庄)の總氏神たり、野上庄大社又は社頭或は總社と公稱せり。郡中僂指の大社たるを以て、祈請、臨時公祭一社限り執行するの特例を有せり。野上の庄は上代、下代、郷原、池田、畑中、二部、焼杉、須鎌、上名、藤屋、船越、福吉、古構外構、福島、三部、父原、古市、庄、中祖、宇代十九ヶ村の郷名なり。享保末年、郷内王子權現より二部畑池畑中、郷原の四村を割て獨立し大社號の許可を得んとせしより互に訴ふること多年、元文四年己未十月四日裁許天大明神八幡宮之儀御帳面を以て遂吟味候處三部郷十八ヶ村(中祖村はなし)の高氏に紛れ無之云々。

後紛議結んで解けず、天保四年九月十一日、元文四年裁許の通り公判ありしも、再論争、嘉永元年十一月四日、二部外三村を、王子權現の氏子とすべき裁判を受く。

天保十四年五月禁制札附賜文久元年九月社用の幕、提灯へ藩主池田氏の紋章を用ふること允許

明治元年福吉社とし村内未攝社を合祭、同五年社格を郷社に定められ同六年福吉神社と改稱、大正十一年野上莊神社と改稱す

二、記録 伯耆誌

當社本郡河西宇代村以南上代村に至る十八村三部郷是なりの總社なり、祭神天照大御神に就いて社説あれとも妄誕採るに足らず、又慶長元年年間社領に古證文ありといへども全く信じ難し、但村に古城址あり、何人の蹟たること詳ならず、往昔爰に一城主ありて當社を信仰し所領、一郷の總社とせしによりて今件の十八村の總社たるものなるべし。

日野郡野史

前略由緒昔應神天皇幼時此地に駐蹕あり、其後往時を追慕し給ひ巡幸あらせられし駐蹕の實址に進大連郷民と謀り宮殿を建立し前二神社(天大明神と八幡宮)を祀れり、其後社殿を失ひしを再建し二神を合祀せりと言傳ふ棟札は慶長十九年以後のものあり郷社福吉神社御由緒調査書

社司 山根正美 調進

祭神 天照大神 相殿別祀(現在)

天照大神 往古ハ天之宮ト號シ中古以降天大明神ト稱セリ社地ノ北位ニ東面セル獨立社殿ナリキ

譽田別尊 往古ヨリ八幡宮ト稱セリ社地ノ南位ニ東面セル獨立ノ社殿ナリシガ共ニ天文申兵燹尼子毛利ニ罹レリ遂ニ合併シテ

一社殿トナシ尙ホ板塀ヲ以テ區域シタリシガ近年又之ヲ撤退シテ終ニ全ク一社殿トナシタリ其形跡ハ今尙存セリ明治維新舊稱廢止福吉神社ト改メラレ社格郷社ニ定メラル

神功皇后攝政元年 胎中天皇譽田昨冬ヲ以テ築紫ニ降誕 玉ヒ母皇后ト共ニ穴門長門豐浦宮ニ在シマス乃チ群臣ヲ師ヒ梓宮先帝

ヲ奉ジ海ニ泛テ京和大ニ歸リ玉ハント欲ス會々歸阪忍態ニ皇子ノ庶兄 相誅テ兵ヲ起シ將ニ後軍ヲ遣ヘ撃ントシテ途ニ在ルヲ聞キ

給ヒ軍議爰ニ一變シ大臣武内宿禰ヲシテ胎中天皇ヲ奉ジ山陰道ヨリシ上國ノ動靜ヲ察シ除口ニ京畿ニ入ラシメ皇后親ヲ梓宮ヲ奉

ジ群臣ト舟師ヲ督シ直ニ難波攝ヲ指シ玉フ是ヨリ先キ歸阪皇子已ニ暴薨ス是ニ於テ忍態皇子軍ヲ菟道背山ニ退ク皇后紀伊ニ詣リ梓

宮ヲ假安々奉リ武振熊ヲ將軍トシテ往イテ之ヲ撃タシム忍熊皇子敗走シテ瀬多淡海ニ自殺シ事平ゲ

武内大臣ハ后命ヲ奉ジ胎中天皇ヲ守護シ奉リ穴門ヨリ出雲ヲ經テ此地ニ到ル抑モ此地ヤ山陰ノ中央ニ位シ山岳四周壺中ノ平原タ

リ而シテ上國ノ要路ニ沿ヘリ大臣遂ニ此地ヲトシテ行宮ヲ建テ以テ龍蹕ヲ駐メ奉ル之ヲ久フズ二皇子ノ亂平グ乃チ天皇ヲ奉ジ京

畿ニ入り母皇后ニ會シ奉ル後大和磐余ニ都シ玉フ

胎中天皇御駐蹕中此地ニ一社ヲ建立アラセラレ天照大神及天社國社神祇ヲ祭リ后軍ノ勝利國家ノ安泰ヲ禱リ玉、是レ則天之

宮ノ開基ナリ和銅年間行宮ノ遺跡ヲ追尊シ更ニ一社ヲ建立シ譽田別尊胎中天皇ヲ祭ル是レ則八幡宮ナリ

如上ノ縁起ヨリ此郷ノ氏神トシテ尊宗頗ル厚ク其祀天地ト悠久ナルモノナリ
 謹按スルニ古事記以下神典皇史胎中天皇豐浦宮御發叢後ノ條頗ル區々ニ涉ルガ如シ母皇后ト共ニ直ニ難波ヲ指シ忍熊皇子ト戦ヒ
 玉ヒシヤニモ記シ又武内大臣懷抱セラレ玉ヒテ紀伊ニ趨キ玉ヒシヤニモ云ヘリ然レドモ地勢及時宜ヲ按ズルニ此社傳信據トスル
 ニ足レリ且山陰諸國武内大臣ノ遺跡傳説口碑ニ存スルモノ多シ蓋シ豐浦宮御發叢ニ際シ軍議ノ一變セシハ機密ニ屬シテ世人之ヲ
 明知セサリシヨリ記傳ノ區々ニ涉リシランナカ尙シ舟師中ニ在シマセシトセバ紀信師賢ノ類ナリシヤモ知ル可カラズ
 末社ニ往古ヨリ武内宿禰ヲ奉祀シアリ
 社地ノ北端ニ古井アリ石清水ト稱ヘ或ハ産湯ノ御水ト唱フ蓋シ御駐輦中御用ノ飲用水井ノ遺跡ナリ郷民其靈驗ノ顯著ナルヲ傳ヘ
 信仰シテ其御神水ヲ拜戴スルモノ多シ
 社藏ノ古文書古器物類ハ前記天文年中兵燹ノ時燒燼セリト云其後歸世ノ棟札類ニレドモ爰ニ略ス左ハ社司ノ家ニ保存スルモノナ
 リ

以 上

當所爲權現領居屋敷并抱分高拾五石遺候間全同社納如前代社人役可仕者也

慶長八年十月十三日

内 膳 正

村 詮(華押中ニ)
朱印アリ

三部 神社

宗太郎とのへ

三社殿

本 殿 榊 壹間半 梁 壹間

八幡造

幣 殿 榊 壹間 梁 壹間

隨 神 門 榊 貳間 梁 五尺

拜 殿 壹間半

四、境内 九百八十七坪

五、氏子 四百八十戸

六、合祀社 無格社兒守神社 福吉字兒守

大正五年十月十五日合祀

同 船越神社 船越字天王前

同 福島神社 福島字宮ノ上平

大正十一年四月十七日合祀

同 上ノ名神社 福居字池ノ平

同 山口神社 福居字フロノ上

同 山口神社 燒杉字須鎌谷

大正十一年四月十八日合祀

七、神職 代々山根氏(外構)奉仕したり

二、聖 社 黒坂村大字黒坂字宮山

一、祭神 大國魂命

合祭 稻荷脛命 大日靈尊

武甕槌命 經津主命

二、由緒

創立年月不詳傳大同二年八月高里新左衛門井上勘右衛門日守山の東麓に宮殿經營聖權現

と稱す、慶長中關長門守黒坂に在城玄米參石五斗の神領あり、池田氏に至り壹石貳斗に減せられ後奉還、明治元年聖社と改稱同五年社格郷社に列せられ同六年聖神社と稱す

明治二十六年五月十日午後一時本殿拜殿玉垣燒失同二十九年一月十四日新築着手同三十二年十二月一日落成

三、記録 伯耆誌

日野郡黒坂町聖權現領高壹石貳斗從先規有之由存知届候爲覺之如斯候以上

寛文七年六月二十四日

吉村清左衛門

伯州黒坂開元記

聖權現御社地は、日毛利山東、少し北ばなに、有り、それより山南麓に御所の森あり、且古へは牛王の社と二社有りしを貞享年中、宇田大膳亮兩社を一社に建立し御戸を二つとし、兩社一殿とせり、又末社は輪王の宮なり、東川手より西屋敷裏に古へは大木多く境の宮ありしを、山上武要社徳光きにより、正徳年中比日毛利山之麓に替地をなましむ、右聖權現黒坂の高氏たるよし且又東山の下八反畑とて、往古は神領有之由、然る處關殿侍屋敷に相成り替地も追て御付可被置善之處右没落に付其義無之候客大明



黒坂聖神社

神(今の藤) 神主梅林紀伊と右聖權現の神主相摸と池田下總守殿代々氏子論に及び候由、兩目代に仰有之清水與三右衛門長尾太郎左衛門取扱其筋より長谷部四町梅林貳町と相成候由云々

日野郡野史云 山緒大同二年八月九日村人高里、井上兩人所信に依り日守山の麓に奉祀せられしを、創始とす、別に記書あり昔より神田八反畑を所有し黒坂城主關長門守に土地を上地せし故を以て毎年米三石五斗を寄附せられ其後變遷あり云々

長谷部家文書

於兩度籠城之儀相届候段、神妙の至候然者上榎村之内社頭之儀如前之萬事可申付儀肝要候其外五百貫之上之社家之司之儀任前代之筋目之旨不可有相違候仍爲末代之如此狀如件

千時元龜四年癸酉歲八月吉日

元 信 花 押

雅樂孫四郎殿 進じ候

四、社殿

本殿	梁桁 六尺六寸 八尺二寸	大社造變態
幣殿	梁桁 壹間	拜殿
神樂殿	梁桁 貳間	隨神門
		梁桁 參間半
		梁桁 壹間

- 五、境内 二千七百九十七坪
- 六、氏子 百九十戸
- 七、合祀社 村社 神田神社 下黒坂字八幡山
- 村社 嚴島神社 小河内字寺田

大正四年十二月二十日合祀

八、神職 代々長谷部氏(黒坂)奉仕し今は分家長谷部(黒坂)奉仕す

三、根雨神社 根雨町大字根雨字天王

一、祭神 素戔鳴尊

二、由緒 創立年代未詳社傳出雲國須賀宮より移し奉る須賀宮と稱し牛頭天王と稱す

尼子毛利の領主たりし時神領高九十石居屋敷五ヶ所寄附中

村氏に至りても先規の通り池田氏に及び僅々社領を存せり

明治元年根雨社と改稱同五年社格郷社に列せられ同六年根

雨神社と稱す

三、記録 伯耆誌

伯耆國日野郡根雨町内四石三斗一升一合爲社領御寄進候永代可相收納者也

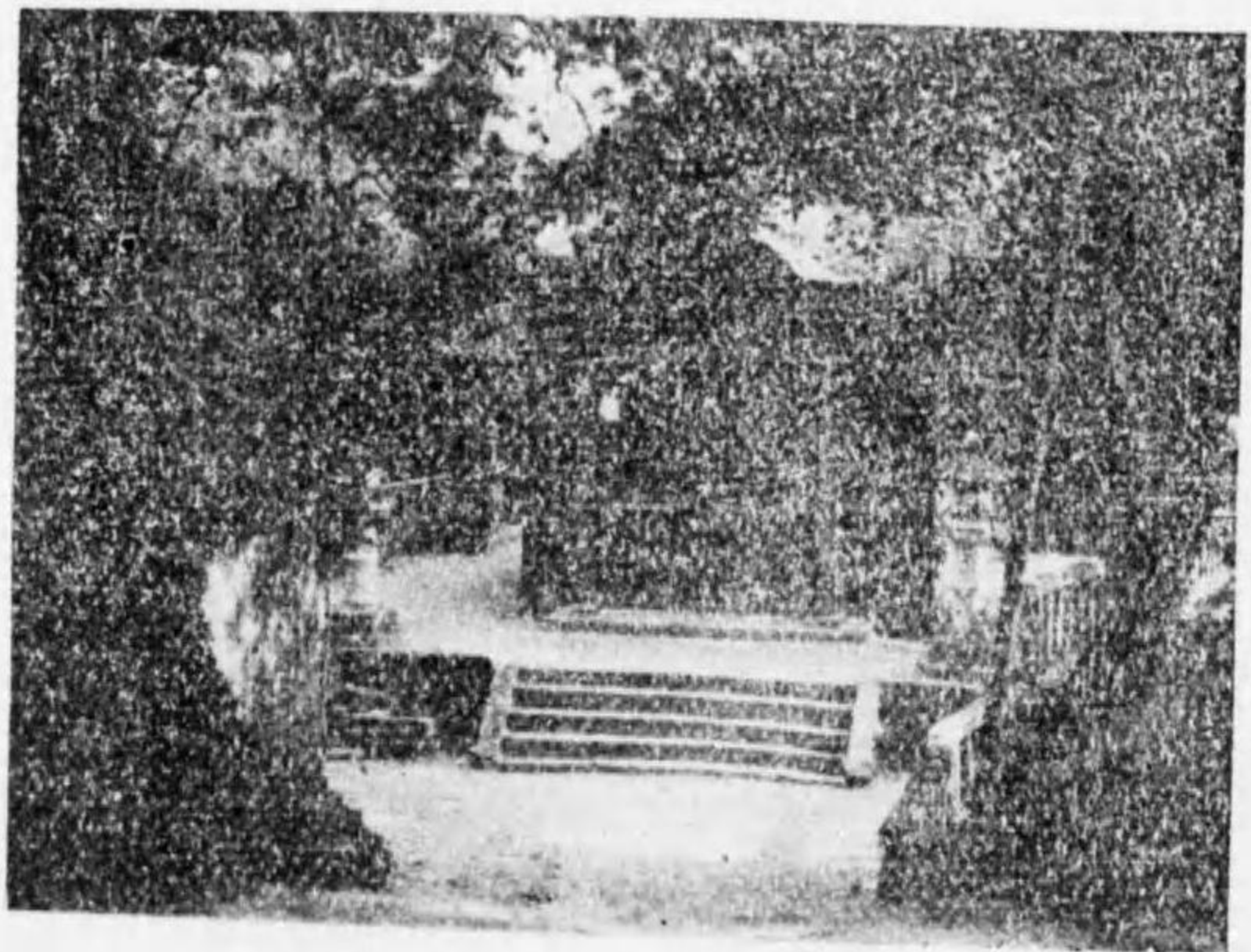
如件 寛永十年十二月二十八日乾

兵部大輔

和田飛彈守

荒尾志摩守

荒尾内匠助



根雨根雨神社

天王宮主

日野郡野史

由緒昔出雲國大原郡海潮須賀宮より勸請し須賀宮と稱へしを中古牛頭天王と改めし由尼子氏本國を領せられ社領高九十石外屋敷五箇所を寄附せられたり創立年代詳ならず棟札は永正十五年のもの壹枚寛文三年以後のものあり

社傳

根雨宿

惣社 産土神 牛頭天王

祭神 素戔鳴尊 神主 常宿 梅林氏

由緒

社傳曰 當社祭神素戔鳴尊者出雲國自須賀宮此地仁移坐故須賀大宮奉崇也則本殿之後仁有巖而是乎號影向石云々

亦曰 當社鎮坐之地今號根雨者

元明天皇御宇國內旱魃而五穀之苗悉枯萬民愁之于時於當社祈雨忽有神感而自此里甘露降始而退國土五穀之苗青青茂能熟而國內豐饒也此時甘露濕草木之根故曰根潤今轉而曰根雨者是其由緣也云々

或説曰當社者依爲舊社號牛頭天王者後世之唱也云々

當社ノ儀ハ上古御國司御崇敬ノ御社ニテ異賊防禦御祈等 節御幣帛を被献 猶亦國內飢饉并疫病流行都而國災有之時ハ於當社御祈願被爲在候ニ付橋朝臣良實と申御方御奉幣被成候儀共有之只今に至る迄毎年三月三日十一月四日於當社奉幣御祈禱致執行候ハ其遺例ニ而有之由

(三代實錄卷第拾六起貞觀十一年正月盡十二月、正月七日—十三日從五位下行山城權介和氣朝臣時雄爲大和權介散位從五位下橋朝臣良實爲伯耆守從四位上朝石玉爲美作守三月三日辛酉天皇潔齋奉燈如常先是陰陽言今年夏季可有疾病至是勅命五畿七道諸國班幣境邑諸神云々)

班幣境邑諸神云々)

又三代實錄卷第十八起貞觀十二年四月盡十二月、十月二日庚辰美作國置國堂二人把笏廿五日卒卯伯耆國飢病死者衆復河村、久米會見、日野郡百性、十一月四日壬子河内伯耆ノ兩國ニ置國堂各二員把笏

その後元弘年中後醍醐天皇隱州へ御遷幸之時勅願等被爲在

右牀之社柄ニテ古代ハ幾多ノ神領有之候トイヘトモ中古變世之節其時々致轉變御社領萬端及衰廢候趣申傳候雖然雲州尼子家藝州毛利家領地之節ハ御神領高九拾石并居屋敷五箇所御寄附有之候ニ付引續米子御城主中村家領地ノ節モ先前之例ニ被任右同様神領御寄附有之候處無程中村家及滅亡候ニ付其後

御當家様御領國ニ相成候處

御初代様前段古來御由緒之趣を被爲聞食候而格別御崇敬之御思召を以御社領永代御寄附被爲成下則

御家老中様御連名之御證文被爲下置今以私所持仕事ニ致收納罷在候右ハ於御郡中茂他之社ニ相異リ別段重き御趣意ニ御立置被爲下候段後代迄厚き蒙御恩澤候義ト偏ニ難有仕合奉存益

御武運長久御領内靜謐五穀成就等ノ御祈禱朝暮奉抽丹誠罷在候候儀ニ御座候然ニ去ル文政十一子年中御社領御證文御改被 仰附其御證文兩通相寫奉差上罷在候得共猶又今般寫書奉差上候處左之通

伯耆國日野郡根雨町内高四石三斗壹升一合爲社領御寄進候永代可相收納者也仍如件

寛永十年十一月廿八日

乾 兵部 大輔
和 田 飛 彈 守
荒 尾 志 摩 守
荒 尾 内 匠 助

天 王 宮

神 主

爲神領高九拾石并居屋敷五ヶ所遺候日野中郡之内八ヶ村依先代茂抱來候分少茂不相替如前々神主役可仕者也仍而如件

慶長六年九月六日

機 内 膳 正
村 詮 判

明治元戊辰年鳥取藩神社改正の際該社號を村名に據て根雨神社とせられ同五年壬申四月鳥取縣社格を郷社と定め祠官掌二員を置かる

四、社殿

本 殿 榊壹間

大社造變態

幣 殿 榊壹間半

拜 殿 榊貳間半

神樂殿 榊貳間半

五、境内 七百六十八坪

六、氏子 四百戸

七、神職 代々梅林氏(根雨)奉仕す

四、樂樂福神社 溝口村大字宮原字宮ノ上ミ

一、祭神 大日本根子彦太瓊尊

合祭 句々迺馳命 細比女命

大日靈貴命 保食神

倉稻魂命 大山祇命

二、由緒 創立年代不詳社傳孝靈天皇當國に御行幸行宮を造るに葦に篠を以てす故に樂樂福宮と稱し樂樂福大明神と崇め奉る

日野郡三樂樂福の神と稱す大社にして從來營繕の爲當郡の石高に玄米を貳厘宛賦課して其の費用に充てたり

明治元年樂樂福社と改稱同五年四月社格郷社に列せられ同六年樂々福神社と稱す

三、記録 伯耆誌

伯耆國日野郡宮原村内高六石二斗四升六合爲社領御寄進候永代可有收納者也仍如件

寛永十年十一月二十八日

乾 兵部 大輔
和田 飛 彈 守
荒尾 志 摩 守
荒尾 内 匠 介



宮原樂々福神社

大明神
小祠 三
制札

村の西南東西五十間南北六十間の平地にあり横二間半堅六十間の馬場あり慶安二年以往の棟札なし焼失せりといふ
郷内の大社にして御紋付の御幕御提灯を許さる當社祭神を孝靈天皇とする事の非なる由は西村樂樂福大明神の下に見るべし
又此地に笹苞山と云ふありて其傳あれども野人の言取るに足らず、往古神宮寺ありて、三帝山孝靈院と云ひしが元祿中滅却す、
今村中に大日如來堂ある所なりしといへり、當時までは社領十三石ありし由にて米子の老臣横田氏の謄文あり

溝口樂々福大明神領居屋敷併抱分高拾三石遺候令社領如前代社人役可仕者也
慶長六年九月十八日

横田内膳正村詮
花 押

伯陽六社道の記

前略十五日尾高を立て日野の方へと趣く河岡に来て船越某の水車を見て大僧行尊の歌思ひ出し

早き瀬に立たぬ斗りぞ水車我も浮世に遊るとも知れ
斯る有心跡の及びなければざれごと歌つぶめきて通る

水車夜晝米をつくくと誰が工夫より巡りそめけん
溝口に来て昔の友長屋の家をとづれて行く

まれに来て心の友を溝口や逢瀬も年の渡りなるらん
暮つ方宮原にたどり付き徒弟なりけるものゝ家に泊る心休みて嬉し

十六日樂々福の社主蘆立を伴ひ宮居に詣侍る縁起を見せしに母來國日野郡樂々福大明神尊號日本活彦瓊々杵尊又の御名彦照國照
瓊々杵尊人皇七代考靈帝の御廟なり左の末社は社稷の臣木下明神右は后宮小姫尊とあり其外神異の謂ども多し誠に名にある御社
かうくとして美を盡せり、傍の竹の丘に御陵のいはや有、なかば土に埋み、半苦むして上には古木枝をたれて、物さびたる氣
色おのづから二千歳の古跡著しされば信仰の心を積みて拙き言葉を綴り奉る

樂々福宮國壯名 神風誰不被恩榮
二千年後猶斯郡 日野孝靈聖主

神風や小笹ふくてふ宮柱廣き恵に世は靡くらし
日野郡野史 伯耆誌の記事と大差なければ省略す

樂々福神社本願記

年號不明

一樂々福神社御本社

慶安二丑曆九月吉日

一同

延享二年丑三月廿二日

一同

貞享二丑六月吉日

一同

寶永七年寅九月吉日

一同

天明四辰十月三日

一同

文化五辰十一月十一日

一同

文政十一年子三月廿二日

一同

四、社殿

本願 大江甚兵衛

本願 大江源左衛

本願 大江平兵衛

願主大庄屋 大江次兵衛

宮原庄屋 大江平兵衛

本願 大江平兵衛

大江金左衛

本願 大江萬之助

本願 大江平兵衛

大江平兵衛

本願 大江甚九郎

本殿 榑貳間半

幣殿 榑貳間

神樂殿 榑貳間

大社造變態

拜殿 榑三間

隨神門 榑貳間半

五、境内 二千四百七十二坪

六、氏子 五百二十戸

七、合祀社 無格社 谷川神社 谷川字要害

同 大倉神社 大倉字西屋敷

同 長山神社 長山字妙見前

同 御崎神社 大江字中通

八、神職 代々蘆立氏(宮原)奉仕す

五、日谷神社 山上村大字笹木字足羽

一、祭神 大日本根子彦太瓊尊、彦五十狹芹彦命

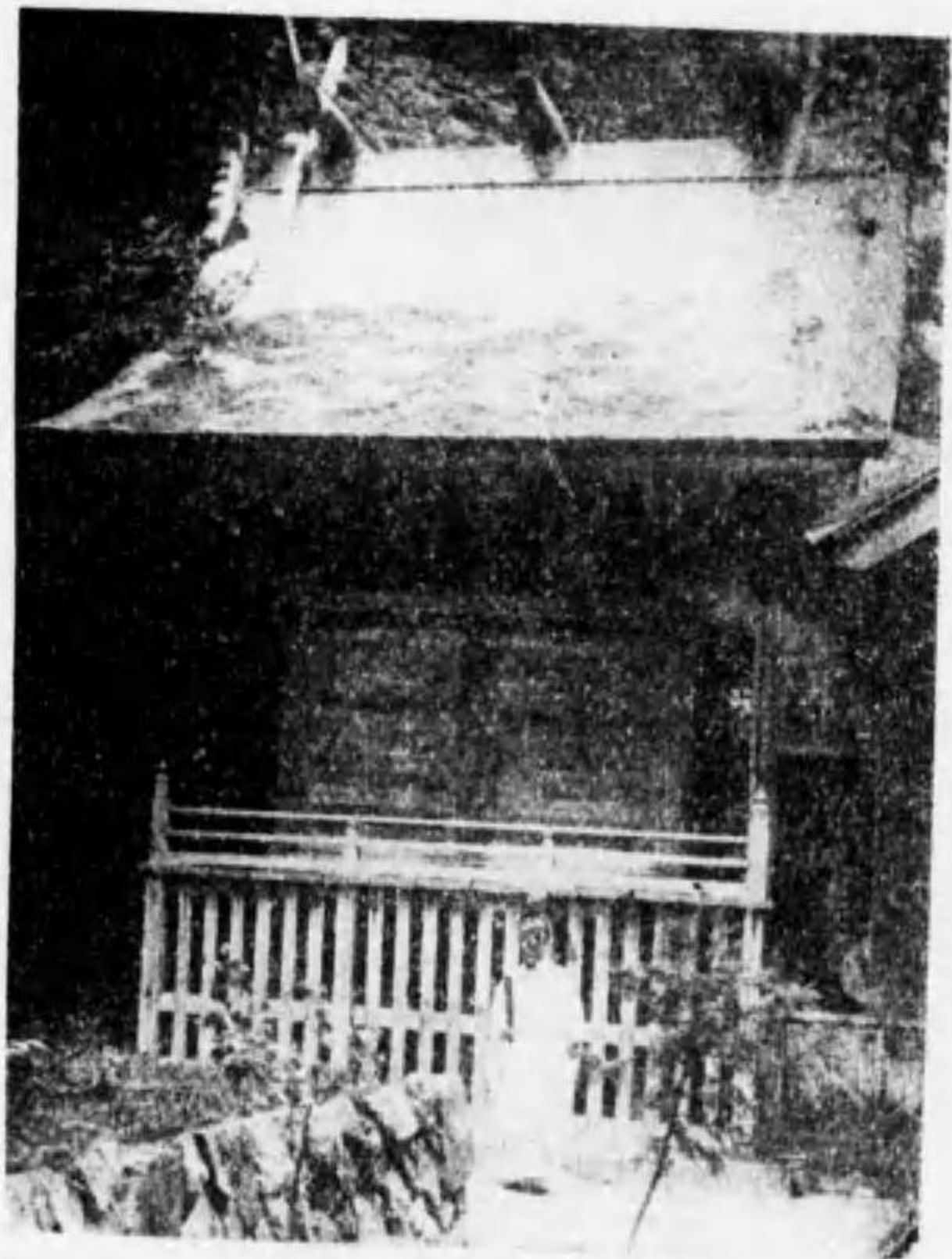
細比賣命

合祭 倉稻魂命 健郷名方命

軻遇槌命 素戔鳴尊

二、由緒 創立年代未詳笠木郷氏神王宮大明神と稱す

明治元年日谷社と改稱同五年社格郷社に列せられ同六年日谷神社と稱す



笠木日谷神社

日野郡笠木村大宮大明神領高一石八升一合從先規有之由存
屆候爲覺如斯候以上

寛文七年六月廿六日

吉村清左衛門

笠木村

神主

當社大を王字に易へて王宮大明神とするは例の社家の杜撰なり應
永の古文書に據るに樂々福大明神勸請の地といへり今古文書を藏
す

寄進

一伯耆國日野郡笠木村之内

狩場名之内 祭禮神田之事但祭日 正月十九日
九月十九日
合貳版者 代錢二貫六百文也

右件田者本社樂々福大明神於當村所勸請也然問爲毎年祭禮不違先恒令寄進仍而可守此旨者也
應永十二年乙酉三月二日 (名磨滅)

四、社殿

本殿 桁一間半
梁一間半
向拜 桁一間半
梁四尺六寸

大社造變態
幣殿 桁一間半
梁一尺二寸

拜殿 桁一間半
梁二間八寸
參籠所 桁二間一尺
梁三間三尺五寸

神樂所 桁二間一尺五寸
梁二間八寸
隨神門 桁二間八寸
梁一間五寸

神輿納所 桁二間
梁一間

五、境内 二百八十一坪
六、氏子 二百二十三戸
七、合祀社 無格社 鐵穴内神社

同 上	大原神社	同上字南波道上
同 上	山口神社	同上字上小笹
同 上	小雀神社	同上字荒神脇
同 上	水谷神社	同上字水谷
同 上	大戸神社	茶屋字宮塔
同 上	狩場神社	福萬來字林ヶ谷
同 上	二部神社	同上字森脇
同 上	山根田神社	同上字權現ノ前
同 上	葉侶神社	同上字葉侶道ノ上へ
同 上	山口神社	同上字見田平ル林
同 上	下多田神社	同上字宮ノ前
同 上	山口神社	同上字ヲキアミ
同 上	鹽川神社	笠木字庄川

八、神職 代々内藤氏(笠木)奉仕したりしが現在は田部氏奉仕す

第四節 村 社 五十四社

一、祭神 伊弉諾尊 二部村大字二部字東上屋敷

伊弉册尊

天太玉命

合祭 譽田別尊

蛭子命

天照荒魂命

神魯伎命

大山祇命

二、由緒

古老の口碑元の社地は今の社地より凡そ五町の距離異に當り間地露無しと唱ふ地に鎮座元弘二年三月後醍醐天皇隱岐へ播遷の際二部郷野上山の頂に平坦なる所あり此地に御駐蹕其後郷里士民後醍醐帝の行宮所を修め、露無しより、遷して奉祀、時に、野上庄大社王子權現と唱へしを後野上庄大社の號を許さる(今の社地)

天正九年吉川治部少輔より社領若干同十五年二部城主足羽太郎左衛門の再建、慶長六年八月十三日中村伯耆守社に詣で、社領十石及敷地を献す、池田氏本國を領して社領三石六斗四升八合に減せらる。

神社所有の幕提灯に池田氏の家章を用ふることを許さる

明治元年二部社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年二部神社と稱す

三、記録 伯耆誌

日野郡二部村權現領高三石六斗四升八合從先規有之由存屆候爲覺之如斯候以上

吉村清左衛門

寛文七年六月廿三日

慶長年間故國主中村伯耆守社領寄付の證文左の如し

二部村權現高拾石并居屋敷遺候如前代之社人役可仕者也

横田内膳正

慶長六年八月十三日

神主

治部太夫

日野郡野史 棟札は長徳元年三月以後のものあり

(安江章氏所藏文書)

奉 願 覺

一二部宿王子權現之儀ハ從往古野上庄高氏神ニ而奉尊敬米子中村伯耆守様御時代ヨリ社領高拾石御寄附被爲在御當家様ニ至リ引續御社領數石御寄附被爲遊候社柄ニテ難有連續ト社職相勤居申上候然ル所享保十四年外構村天大明神八幡宮建立致候砌神主山根左仲ヨリ氣儘ニ双方村方ヘ割銀致度旨存立十八ヶ村高氏ニ申儀ヲ願立其節御郡幣頭武庫村舟越筑前佐仲ト馴合依估ノ吹舉致候ニ付御評議ト相成リ候旨寺社御奉行山田彌兵衛殿時代右兩社三部郷高氏ト相心得可申旨其筋ヨリ爲御知御座候由五代以前安江豐後承篤入分家安江權之助安江要人何レモ難捨置相考野上山御鎮座王子權現之由緒山根左仲願之筋相違之趣追々御役所ヘ申達候處享保十八年十月豐後左仲御呼出被、仰付幣頭舟越筑前宗旨庄屋谷川村幸右衛門同道鳥府表ヘ罷出候處兩方共段々御吟味之上御下役羽山五平次殿尾崎所左衛門殿竹井重良大夫殿始永江修理亮殿私先祖共申立候儀筋目ニ御聞取被成先達而爲御知御座候三部郷高氏

ト申儀御取上ケニ相成リ幣頭筑前儀出入中取扱不埒ニ付閉門被仰付追々厚御評議ノト有而御裁許被仰付兩方共十八ヶ村ノ高氏ト申ス證據無之ニ付高氏之儀ハ何レトモ不被仰付八幡宮天大明神之儀ハ八ヶ村ノ大社殘ル六ヶ村ノ儀茂致尊信建立ノ節ハ加助力候様被、仰付王子權現之儀ハ只今迄ノ通り四ヶ村大社ニ候而古例之通相勤候様ニ兩方共御役所へ御呼出ノ上被 仰渡猶又永江修理亮殿ヨリ御郡幣頭立内膳ヲ以テ別紙御裁許之趣被申渡奉得其意候其以後是迄五代無相違双方共奉勤仕候處此度山根伊豫儀野上庄十八ヶ村ト被仰渡候様ニ奉願候旨案外千萬ニ奉存候前ニ申上候通り先年御裁許被仰付候通り相守其以後無何事相納リ居候儀郷中何レモ能承知罷在候儀ニ御座候近來ト相成候テモ十三年以前文政二年天大明神八幡宮修葺造營ノ砌山根國棟札我儘ニ野上庄高氏ト相認置候得共古例ニ違ヒ候ニ付遷宮當日安江八鹽ヨリ故障申出其上幣頭立和泉守殿儀モ出勤被致候事故同人ヨリモ差置不申新規ナル儀相認候段不届ノ由申被談里構社家中モ一同古例ニ相違致候趣申ニ付山根國棟同伊豫親子共一言申分無之即棟札精直シ幣頭和泉守殿直筆ヲ以十四ヶ村ト被認置候儀ハ社家中列座ノ上ニ而神主山根伊豫并ニ和泉守殿明白御承知之儀ニ御座候右等年來相分り候儀ヲ今更紛敷氣儘ノ儀及出願對御上へ奉懸御苦勞候段苦々數奉存候前文ノ通享保年中出入御吟味之上御裁許被仰付候始末御役所ニテハ早速相分り可申上奉存候存恐右懸合中御吟味御裁許被仰付候始末舊記所持仕候前ニ申上候通り王子權現ノ儀ハ野上庄高氏神ニ御座候共先年出入ニ相成厚御評議ヲ以右之通り御裁許被仰付無餘儀御請申上候得共此度伊豫儀野上庄十八ヶ村押領之儀奉願候上ハ王子權現往古ノ通り野上庄高氏ト被仰付被爲下候様ニ奉願上候以上

畑中村神主

安江永之進

池田村神主

安江左膳

二部宿神主

安江丹波

天保二年卯八月日

四、社殿

本殿 桁一間半 梁一間半 大社造變態
幣殿 桁二間 梁一間半 拜殿 桁二間 梁一間半

隨神門神樂所神輿庫あり

五、境内 千百三十坪

六、氏子 二百四十八戸

七、合祀社 無し

八、神職 代々安江氏(二部)奉仕したり

二、藤森神社 黒坂村大字黒坂字客大明神の脇

一、祭神 大鷲鷄尊

磐姫命

合祭 事代主命

猿田彦命

大山祇命

倉稻魂命

菅原道真

二、由緒 元客大明神と稱す、梅林與三左衛門屋高の創建なりと、與三左衛門の先は、難波高津宮の朝臣にて、代々王家に事ふ、故あり此地に移り、横手山に、小祠を建て奉祀す、其年代事歴今致ふべからず

慶長の末年關長門守一政誰見山城に治して本國を領す、社領二石五斗寄附、元和三年池田氏の領に

歸す、社領元の如し、寛永九年池田氏封を換ゆ、寛文七年六月改めて一石七斗八升四合を供し明治三年奉還明治元年藤森社と改稱、同五年社格村社に列せられ同六年藤森神社と稱す

三、記録 伯耆誌

神領高一石七斗八升四合従先規有之由有之由有届候爲覺之如斯候以上

寛文七六月廿四日

吉村清左衛門

伯州黒坂開元記

客大明神の社榎町より西に當つて、御戸開といふて神田あり姫宮の社は客大明神の社にありしを社替只今の處なり

日野郡野史

棟札に長享二年以後のものあり

四、社殿

本殿 桁六尺八寸 梁七尺

大社造變態

向拜 桁四尺六寸 梁五尺五寸

拜殿 桁四間一尺五寸 梁一間四尺九寸

隨神門あり神輿を備ふ

五、境内 二百三十一坪

六、氏子 百七戸

七、合祀社 村社 倉智神社 久住字宮ノ下

大正九年三月廿六日合祀

八、神職 代々梅林氏(黒坂)奉仕し今は分家梅林氏(黒坂)奉仕す

三、下菅神社 黒坂村大字下菅字宮ノ谷

一、祭神

大國主命 天津兒屋根命

上筒男命 中筒男命

底筒男命 別雷命

海童命

合祭 市杵島姫命 大山祇命

菅原道真 猿田彦命

二、由緒 元國司大明神と稱す、明治元年下菅社同五年社格村社六年下菅神社と稱す

三、記録 伯耆誌

慶長十年九月十九日の棟札あり、鍵取り梅林治部太夫と記せり

四、社殿

本殿 桁七尺 梁六尺四寸

大社造變態

向拜 桁五尺 梁六尺

拜殿 桁二間 梁壹間半

神樂殿 桁三間二尺四寸 梁一間四尺四寸

幣殿 桁六尺五寸 梁壹間

隨神門 桁二尺八寸 梁三尺八寸

五、境内 二百五十五坪

六、氏子 二十二戸

七、神職 代々梅林氏(黒坂)奉仕し今は分家梅林氏(黒坂)奉仕す

四、瀧山神社 黒坂村大字中菅字市ノ原

一、祭神 三穗津姫命

合祭 大日靈貴尊

譽田別尊

大山祇命

猿田彦命

二、由緒

元龍王權現と稱す、承平七年菅高左衛門尉岡久臣西村新五郎、井上伊右衛門、山田傳八長尾平八等の創建なりと、菅高は内井城に在つて國政を掌れりといひ傳へたり。

城南幽谷磽巖の中高二十仞の瀑布あり則宮殿を建設し龍神三穗津姫命を祀る

明治元年瀧山社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年瀧山神社と稱す

三、記録

伯耆誌

村の東南東西廿五間南北六十間の山地にあり祭神を三穗津姫命と云ひて社傳あれとも妄談と聞ゆ末社に岡照權現といふがありて菅某の靈社といえり此社にも本社と同じく怪談なり古棟札は享保七年とあり、又圖の如く長十六丈許の瀧あり、故に瀧山と呼ぶ日野郡野史の記事由緒におなじく省略

伯陽六社道の記

廿二日音に聞きし、瀧見に罷らんといへば米子にて、昔物云ひし事先と云ふ人親子共に案内せむとて伴ひ行く途なる山の此方より、夫と見えて、雲の上より落つるは、帝觴の餘瀝尺三千と作りし海川が匂も思ひ知らん、香爐峰の瀑布とも云はむ方が、こき散らすらむ、雲の袖に餘りて碎け落つる白玉は君が代の數に拾ふとも獨盡させし權現の小祠瀧畔の上に立給ふ、爰に詣でむ人、六根清淨の身ならずと云ふ事ならむ、伴ふ人に此神の尊號は如何にと問へど知らずと云ふ、伊勢の末社に瀧の宮とあり、是は美都波の神と云ふ西行が歌に

何と見る花の下枝の岩枕

瀧の宮にや音やとふらん

吉野に宮瀧と云ふあり飛鳥井雅章郷

流れ行く花の白綿影そへて

春に勇める神の宮瀧

これらや移しけむ、知らまほし傍の草堂に休らひて瀧打ち眺めて遊ぶ一句云ひて山づとにせよといへば取敢へず事先

紅葉の錦雲の奥白瀧の糸三丈五尺長月の山

とわきす、又短き心にて詩を作る

豁然黒坂瀧 千尺萬綠涼

疑是斯權現 銀河織女降

雨催の景色なりいざやと云へば、瀧の糸に頭髮引かれながら山を下るに

落たきつ糸もてつなぐ我心

歸るはうしよ人にひかれて

池田基助明細記録帳

享保八卯年中菅村瀧山社僧之儀ニ付黒坂泉龍寺と并黒坂村神主梅林主計と貳人に相成候處御地頭様より御取調泉龍寺まけ神主勝に被仰付候事

瀧山權現紛争文書

覺

黒坂 泉龍寺 藏

一日野郡中菅瀧山權現本地觀音堂并ニ地藏堂中古より其寺支配所之段存届候然上者堂建立之砌法用并ニ棟札等泉龍寺より可被相納且毎歲會式之節法事等前々之通可被相勤候仍而爲後證如件

寺社奉行

享保貳四年六月日

黑 坂

泉 龍 寺

奉願口上之覺

森宮右衛門御花押

一日野郡中菅村瀧山往古より拙寺支配ニ而則瀧山權現と號本地十一面觀音ニ而社僧執行之地ニ紛無御座御先年ハ瀧山ニ五ヶ寺御座候由申傳候右五ヶ寺共ニ大分寺領御座候由承候 太閤様御代被爲召上候様承候彼寺共破滅仕依之瀧山之社僧中菅村化龍寺江渡申由及承候此化龍寺と申ハ中菅下菅兩村菩提所ニ而御座候然ル所此化龍寺致炎燒退轉仕候ニ付夫より漆原村福壽寺ヲ瀧山之社僧并ニ菩提所共ニ頼候得共此福壽寺も破滅仕夫より黒坂寶珠院宗柏代ニ瀧山之社僧菩提所共中菅下菅兩村且那共頼參申候此寶珠院ハ則泉龍寺地内ニ御座候彼宗柏泉龍寺江移り兩寺一ヶ寺ニ罷成瀧山寶珠院ハ附來之且那不殘泉龍寺支配ニ罷成候右瀧坪之此方寮間餘之空地ニ寮間四面堂建立、安置仕則中菅下菅黒坂村之物氏宮ニ而御座候棟札等も泉龍寺より納毎歲會式之節も法事相勸御然ル所神主より下菅村四右衛門と申者ヲ以頼候ハ瀧山之儀古跡諸方より參詣數多御座候得共太鼓ヲ打神樂ヲ上ヶ候得者私共助勢ニも相成候間何卒左様相成り候様御寺へ相頼吳候様申ニ付宗柏より申様ハ當座之賑ニも可相成と存地藏堂の椽を借し神樂致させ候其後神主權之介より唯一ニ可仕と度々出入申懸御上御苦勞ニ罷成候則別紙之通享保貳丙ノ年森宮右衛門殿寺社御奉行之節御裁許狀被下安心仕候處當寺三代已前一斧長老代享保七寅ノ歲神主より又々右之出入申出シ候一斧長老世事うとく氏子共并ニ請且那寄依不仕由及承候左様之事故哉右之舊地御取上ヶ兩輪ニ被 爲仰付代り地可被下由被 仰付候得共未御願不申上依之觀音地藏兩尊像金幣駒犬ニ至迄泉龍寺に引取申候依之本寺總泉寺より一斧長老に申付候ハ森宮左衛門殿御證札顯然之事ニ候處右等之御下知御請申上候段不調法之至右科失として追院申付候神主方ハ瀧坪之此方新建立龍王權現と名附一向に神事等相勸申候然ニ近年村方のもの毎度示談仕候者右瀧山權現先年御寺へ引取被成候而より村方年々衰微仕候様存神慮恐入候何卒舊地江瀧山權現御安置被下様ニ 御上に御寺よりも御願被下儀ハ不成儀ニ御座候哉と相歎申候右之場所泉龍寺舊地支配所御座候得者兩尊塔跡御返シ被遊被爲下候得者雖有仕合奉存候先年之通觀音堂寮間四面地藏堂三間四面ニ堂建立安置仕度奉存候打捨置候段神慮恐入候得共御裁許被成

候儀年月も不相立内奉願も對御奉行江恐入時箱ヲ見合延引仕候右之通御返シ被下候得者森宮右衛門殿御裁許之證札も反古ニ不相成亡一斧長老之雪面目村方之者寄伏仕拙寺儀者猶又重疊冥加至極ニ雖有奉存候右之越宜御取成可被下候此段奉願候以上

黑 坂

泉 龍 寺

慧 滿

寶曆九年卯九月日

飛田 忠右衛門殿

御願申上一札

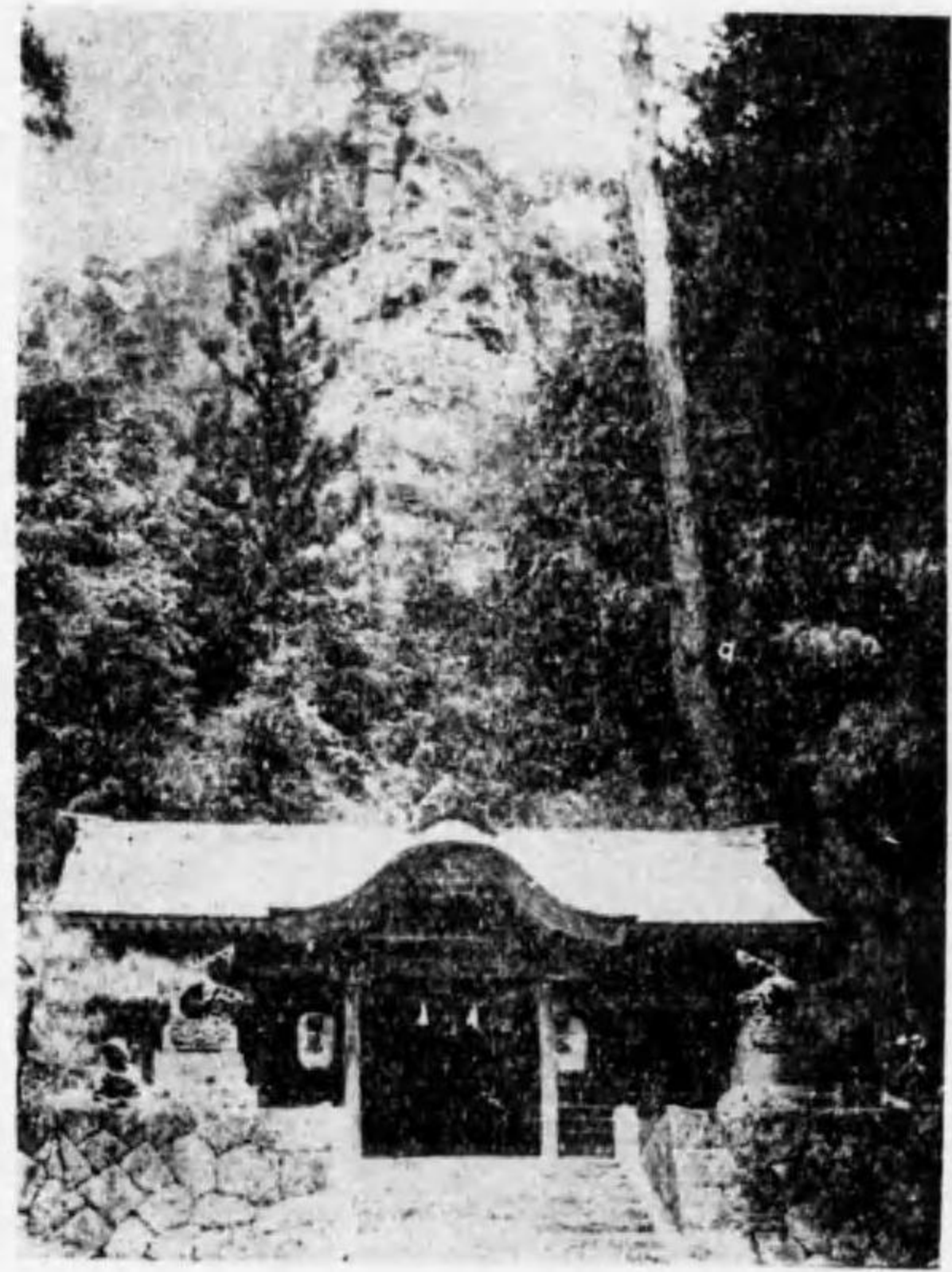
中菅村瀧山權現者本地十一面觀音故古來より社僧持ニ而貴寺様代々御支配之所ニ御座候爾所ニ享保之始一斧和尚之代黒坂村神職梅林權之少貴寺様と相持之様ニ被申候ニ付中菅村氏子より古來舊記之趣書付を以貴寺迄申上候得者其趣を以貴寺様より御上様江御願被成候所其時之御社奉行森宮右衛門様書付印證を以貴寺様御支配之段髓ニ御存届之旨被 仰付候所梅林より種々方便を以御上様を申味爭論ニ相成候故右瀧山宮舊跡御上様江御取上ヶニ相成新ニ佛神兩輪ニ被爲 仰付候新規之儀ニ御座候得共御上様より被爲 仰付候儀遺昔難相成御請被成候處本寺米子總泉寺より貴寺様代々御支配御證據分明之處舊記及違亂候段一斧和尚之越度と相成爲科失追院被申付候夫より瀧山權現并地藏菩薩社内諸道具等迄御寺江御引取被成候然ニ梅林方ニ者新建立龍王權現と號シ一向ニ是迄祭禮等被相勤 依之村方も自然と衰微不如意ニ相成候義偏ニ瀧山薩埵權現之神慮故歎と奉恐候ニ付村方よりも毎度貴寺様迄御歎申上貴寺様よりも代々御上様江御願被下候得共今以御上聞ニも不達段歎敷奉存候何卒貴寺様より御歎被成候而右瀧山薩埵權現古來之舊跡へ御歸座被 仰付候様御願可被下候委細舊記者御寺ニ可有御座候御門偏宜奉願候右之段御願申上度村中氏子連判一札如斯ニ御座候以上

寶曆二年八月 日

中菅村惣氏子惣代

與 右 衛 門

右 同 斷



中菅瀧山神社

泉 龍 寺 様

同村年寄	喜三右衛門	右 同 斷	右 同 斷	右 同 斷	右 同 斷	右 同 斷	甚右衛門
清三郎		定右衛門	庄左衛門	松右衛門	松右衛門	松右衛門	

四、社殿

本 殿

桁五尺六寸
梁五尺六寸

大社造變態

桁三間四尺四寸
梁一間三尺八寸

幣 殿

桁八尺四寸
梁五尺六寸

拜 殿

桁三間四尺四寸
梁一間三尺八寸

神樂所

桁三間二尺三寸
梁二間一尺三寸

末社隨神門及神輿庫あり

五、境内

三百三十一坪

六、氏子

五十一戸

七、合祀社

無格社 山口神社

中菅字荒神ノ前

大正七年三月二十七日合祀

八、神職

代々梅林氏(黒坂)奉仕し今は分家梅林氏(黒坂)奉仕す

五、菅 福 神 社

黒坂村大字上菅字宮本

一、祭神

大日本根子彦太瓊尊

細 姫 命

若 建 彦 命

阿 禮 姫 命

吉備津彦尊

彦 狹 島 命

百 襲 姫 命

雅 屋 姫 命

素 戔 鳴 尊

合 祭

大 國 主 命

大 年 神

建 御 名 方 命

活 須 姫 命

大 山 祇 命

少 彦 名 命

大 物 主 命

大 己 貴 命

太 田 命

磐 長 姫 命

木 花 咲 耶 姫 命

倉 稻 魂 命

大 宮 姫 命

猿 田 彦 命

福 姫 命

二、由緒

勤請創立の紀元分明ならず然りと雖往古の舊跡舊規等該上菅村に今尙存するを以て見るときは舊社たること必せり爾は有れども古典神典に符合するを得ず唯々古老の口碑に存する所と社傳に記す所に因るのみ其社傳記左の如し

母來國簸野縣菅の郷に鎮座す高宮大明神は人皇七代の帝孝靈天皇御舊跡の御社なり

此の大御代に皇尊に背き國民を惱ます荒振者有り、國人是を號けて牛鬼と云ふ、帝親ら之を平定せんと思食して、此國に御幸し給へば、皇后細姫命幸を共にし給ふなり、皇后會ま姪めるありて、終に産月と成りて、此郷に至り給へば俄に降誕の時に至り惱み給へば、群臣共如何とも爲すべきを知らず、時に河の邊りに大なる岩有りて是を御座と爲し岩本の小菅を刈りて菅薦と成して設を爲し奉り、其上に、休ひ給ひ、亦御身に持せる眞銅の鏡を彼の石の上に置き給へば忽然として、御身も安らけり、聽て姫御子を降誕し給ふ、號て福姫命と申奉る

此時に河の瀬音甚と姦しく聞食て、皇后御惱み苦しみ給へば、天皇自ら河泊に祈り給ひて彼の眞澄の鏡を御贈物と爲して河の底に沈め給へば忽ち河の瀬音止りて、皇后最と快く成らせ給ふ、其所を號て音無川と云ふ、亦其の産みませる皇女の沐浴みし給ふ所を號けて産鹽といふ、是則其の由縁なり、此時に天皇群臣に命して喜き宮所を撰ばせ給ひて行宮を令造暫く此所に御座ありて、皇女を恤養し給ふ其行宮は今高宮の社是也
眞澄の鏡を置かせ給ふ時其像石に残れり故に鏡岩と稱したり、菅を刈りし所を號けて菅の里といふ亦此地假の都たるを以て都の郷(都郷後に都合といふ)といへり。

往古より神領は字高宮の前反別壹反三畝六歩高壹石九斗五升有之寛永九年上地の命あり。
享保十八年高宮大明神を孝宮大明神と改む弘化二年更に高宮の號に復す、明治元年高宮社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年高宮神社と稱す、大正八年七月三日檜原神社外七社合祀の結果大正九年七月八日菅福神社と改稱す。

三、記録

伯耆誌

村中東西十一間半南北十四間の山地にあり、北方日野川に臨めり、昔は二石餘の社領ありしを寛永中公收せらると云へり、古棟札は天文五年の文字見ゆるがあれとも人名等は減したり次は天正元年雅樂右京進とあり、雅樂は宇田と同じ子細は之れも下榎村の下に記せり、當社縁起あれとも又妄談なり

伯陽六社道の記

今日黒坂を出づるに

仙人の道ある宿の契りとして

花の齡も千代の白菊

と詠みて賢老を祝し行く、檜原と生山の間に岩の差覆ひたるあり、孝靈帝の雨宿りし給ひしと教ゆ、秦の始皇のためし思ひ合せて松のみ翳しがためとて雨による

此の岩かけを掣もらさじ

此わたりにて後の御産の衣ほとき給ふ、川音喧しと宣へば、夫れより瀬聲止みて音無川と云ふ、げにも音はせざりけり、水の上に鴨の四つ五つ浮べるを見て日に任せて

波風の音無し川に遊べるや

島おどろかぬ世の姿かも

向ひの岸に見ゆるは御髪結ばせ給ふとて鏡を居まさせ給ひしより鏡岩と云ふとなん
玉匣二千々歳のその昔を
今も鏡の巖とぞ見る

二十二社詩歌

上菅 皇宮大明神

第四章 神 社

第四章 神 社

孝靈 天皇 御后細姫命 御子 福 姫 命

三座を祀る

日野川の清き流に御被して

心も涼し菅の神垣

延平律口一孤舟 皇后明神古木幽

人道上菅龍劍氣 依然流水共悠々

杠李白二十二社巡拜紀行玉韻

紫雲片々入孤舟 皇后明神玉樹幽

延平寶劍今何處 飛作二龍水自流

日野郡野史 記すべきことなし

四、社殿

本 殿

榊壹間

大社造變態

幣 殿

榊壹間參尺

拜 殿 榊三間 梁一間半

向 拜

榊五尺 梁二尺五寸

隨神門あり

五、境内 二千二百十四坪

六、氏子 百三十戸

七、合祀社 村社 檜原神社 福長字宮山

同 山口神社 同 字道下々上へ

同 諏訪神社 同 字道上宮ノ前

同 大歳神社 同 字宮ノ前道上へ

同 井原神社 同 字道上塔

同 日野神社 同 上菅字峠田

同 無格社 大原神社 同 字花御前ノ前

同 大真木神社 同 字荒神フロノ上道上エ

大正八年七月三日合祀

八、神職 代々宇田氏(上菅上字田)奉仕したり

六、樂樂福神社 大宮村大字印賀字宮ノ下モ

一、祭神 媛 姫 命

合祭 菅原道真 大山祇命

金山彦命 素戔鳴尊

二、由緒

創立年代詳かならず口碑に據る媛姫命は人皇七代孝靈天皇の女なり此地にをいて薨す今
に社背山林高燥之地に御廟墓あり故に村民氏神と仰き樂樂福大明神と稱するを明治元戊辰年鳥取藩
神社改正の際樂々福社と改號せられ同五壬申年舊鳥取縣社格村社に列せらる同六癸酉年神の一字を
加ふ可き合あり則樂々福神社と稱す合祭菅原道真大山祇命金山彦命素戔鳴命の四柱神亦創建の年度

を知らず往古より當社の攝末社にして村内所在に鎮座ありしを明治戊辰改革の時本社に合祭せらる

三、記録 伯耆誌

祭神の説東村樂々福大明神の條下にいへり今當社に福姫命一坐とす社山を貴宮山と號す福姫命の御墓と稱し又崩御山といへるもあれと凡て信し難し當社もと榎垣内村一條山に在りしを應永四年一保山の城山肥前守沙彌道榮今の社地に移すといへり當時社頭焼亡せしによりて道榮神體を新にし奉るといへり今古棟札存せず慶長三年後は是を存す

日野郡野史 村社樂々福神社は印賀村の印賀宿字宮の下もに在り祭神は媛姫命に菅原道真公大山祇命金山彦命妻護鳴命を合祭し又境内の若宮神宮に稚武彦命弟雅武彦命を祭神とし本社總て樂々福大明神と稱へしを明治元年今の社名に改め古來の通り印賀村と菅澤村の内本山を除き其他と之を奉祀せり由緒詳ならず尤棟札は永正十七年以後のものあり

社 傳

明河四歲丁亥

神 主 宇 田 和 泉

折 渡 村

寶 谷 村

日野郡印賀郷大宮村神社尊書上牒寫

榎垣内村

菅澤村

三月上旬改之

福市屋幸右衛門

印賀之郷五ヶ村之内

大宮村西ノ方仁有

一樂々福大明神社

梁壹間半 榎壹間半 但 明神造 二ヶ羅算

南向四方縁但正面兩脇後共仁壹尺九寸宛

拜所

梁壹間半 榎壹間半

但 二ヶ羅

南 向

右此御神者孝靈天王御姫宮福姫尊ト申奉御歳拾五歲仁テ孝靈五拾九歲己巳幾十一月十九日丁巳日巳時崩御被爲成候ト縁起仁則在御社之上貴宮山ト申此御山之上仁御廟所在御尊號福姫尊ト奉申

勸請歳記不知

一御宮山ヨリ己寅仁當古城有御城主者一條肥前守齊□道榮此時迄者御社貴宮山之峰仁社御座候由燒申其内之棟札其外御寶物等不殘燒申候由申傳候時應永四丁巳之歲右一條肥前守貴宮山之麓仁勸請被成今之社是也ト申傳候尤棟札仁者附無御座候得共則御神躰御寄進被成則其額仁書附有之其後何連之時歟一條肥前守公者御城山之麓仁而打死被成候由仁而御城山之麓東仁當榎垣内村之内一條之社ト申小社ヲ建每歲一度宛幣奉ル

一應永四丁巳歲

建 立

一永正十七庚辰歲

建 立

一慶長十四己酉歲

建 立

一寛水八辛未歲

建 立

右是迄御城主御棟仁而者知不申其外何之様子知不申候尤神主茂何共相知不申暫中總居申所其後明曆二丙申之歲再建立有之左之通

一明曆二丙申歲

建 立

兩國大將松平相摸守光仲公ト有

一寛文十一辛亥歲

建 立

大守前ニ同

一元祿十六癸未歲

建 立

第四章 神 社

第四章 神社

兩國大將松平右衛守綱經公ト有
一享保十五庚戌歲

兩國大將松平相摸守綱經公ト有

一祭禮四月初巳日九月十一日十一月中巳日壹々歲之内三日祭日也

九月十一日之祭禮仁者前夜御神樂有

一社法御内陳御膳五十膳

一九月十一日祭禮御幸有御旅行仁而

飯 御 供

餅 御 供

御 神 酒

御 掛 鯛

御 菓 子

奉幣祝祠神樂

一神 樂 所 梁貳間 但壹尊

一地 內 梁拾六間半 橫拾五間半

末社 一左若宮大明神社 梁貳尺三寸 但明神造棚

末社 尊者椎武彦命外一方緣但壹尺貳寸

一右若宮大明神社 梁壹尺九寸 但明神造長板葺

一門 尊者弟椎武彦命外一方緣但壹尺五寸

一門 梁五尺八寸 但長柄葺

一鳥 居 但 高壹丈三尺五寸 橫九尺五寸

馬 場 立十二間 但門神ヨリ鳥居迄

一本社ヨリ御旅所迄 梁三十間 但本社ヨリ西仁當御宮山境東者矢谷之井手切西者カ那汁石之庭之有根切

右御社先々者神領付居申由御宮之近所四月田九月田霜月田油免ト申田之穗儀ニ申傳候

印賀 樂々福神社棟札ニ曰

印賀村之領主源朝臣佐々木尼子伊豫守經久并茶屋村領主維宗朝臣 代宮 藤原朝臣古市神兵衛信久神

主神左衛門藤原正久

本願 敬白

于時永正十七歲庚辰十月十三日如意珠白

一棟札 (壹號) 建立 壹枚

天乾押無 天然雨露新其理白彰則 有化神則是國常立尊也三柱神八柱神自天神七代之尊以還地神五代之初者天之逆鋒之滴號
豐葦原也扶桑一朝之主胎金兩部垂跡顯二柱之尊因浮堤內廣令流布之神祇爰有大日本國山陰道伯州日野郡樂々福大明神也厥末宮印
賀大明神印賀茶屋兩村之靈廟社也百世之君神武天皇之孫流也項者干戈之衆雨露餘神體不能相 而已于時本願章壽叟拋擲心力
奉修造掩甚奇特之神秘者也矣茲指撰今月今日良辰以伸造畢棟上供養之儀 以珍寶之殿社突兀而輝中天響雲根也仰威光堆而萬歲不
汚之新社星霜彌日尙矣因茲四海之縉妻各々詣步賀殿仰神德神仙之麗詔過雲歌百々 鼓之聲者自驚生前之夢振颯々鈴之響者併醒長
夜之睡實是神明納受佛法擁護之誓感應有何疑乎然則家內繁昌而氏子傳子孫千秋萬歲之蒙福壽朝者舍五穰充滿之咲夕者賜皆令滿足
之歡者也矣仍棟札之願文如件

右印賀村之領主源朝臣佐々木尼子伊豫守經久并茶屋村領主維宗朝臣 代宮 藤原朝臣古市神兵衛信久

神主 神左衛門藤原正久

本願 敬白

第四章 神社

子時永正十七歲庚辰十月十三如意珠白
一棟 札 建立 壹枚

明歷貳天中霜月二十日神主宇田山城正屋因伯大守源朝臣松平四品少將相摸守光仲公
代官 伊藤彦左衛門元成

倩以者當社神靈神武天皇流孫也威光輝 界爲氏子守護朝者開玉^レ敬白[□]怒夕者[□]社頭康榮宮中繁昌常繁擊繁夜守日護受幸賜位
中所願如意滿足之已棟札之願文依如此

本願 藤原朝臣 古都九良右衛門信定 同古都善左衛門信家
古都宗右衛門信秀 同遠藤清左衛門秀正

倚當社樂々福大明神者仁王第一神武天皇御孫孝靈天皇也彼孝靈天皇者仁王七代目之御門奉仰治世七十六年經賜也此天皇威光法界
普其比浮世天下武饒雖爲神明光新成故此天皇淫秘有此天皇魂變化而伯耆國日野郡閉來臨賜比天音無川之水上仁王城之鏝守賜天崩
去止亦所々爾神印顯樂々福大明神顯賜此神明之威先貴支故東西奉敬仰其砌見切天下毛亂而國家破日野郡者大木草厚里也樂々福大
明神御座仕賜者天下太平國土安全而氏子繁昌項故 樂々福大明神者奉顯日野郡仁三社有第一宮內兩社日野一郡次社止奉仰一門宮
也印賀樂々福大明神是者印賀茶屋兩村之主神也宮原樂々福大明神者溝口宮原之主神也是^レ三樂々大明神止奉神皆是孝靈天皇之變
化神也王城止云心乎以宮內大宮宮原止云於日野郡印賀庄大宮貴宮山樂々福大明神止奉顯事者人王五十八代陽成天皇御宇元慶四庚
子卯月十五辛己日己時宮社定賜其時之本願源朝臣石高筑後守政秀公初建立畢生相摸國住人也止云先年之棟札虫喰字不明故書替申
敬白

右人王五十八代陽成天皇元慶四庚子歲ヨリ同仁王百十三代目今上皇帝御門明歷貳天^丙歲迄第四十六度之遷宮也

御年賀因伯大將松平伯耆守御祈禱阿布禮茶屋笠木社司當社仁而御祈禱同大將右衛門守御年賀御祈禱同大將右衛門守御年賀御祈
禱右三社之祠官集御祈禱致者也享保十三戊申正月廿五日ヨリ二十六日迄

四、社殿

本 殿 榑壹間半 梁壹間半 大社造變態

幣 殿 榑壹間半 梁壹間半 (左榑壹間梁壹間貳尺増築) (右榑壹間梁壹間貳尺)

拜 殿 榑四間半 梁二間 隨神門 榑二 梁五尺八寸

五、境内 千二百二十一坪

六、氏子 三百二十二戸

七、合祀社 無格社 榑垣内神社 印賀字立石

同 寶谷神社 寶谷字糠各林

同 山口神社 折渡字粟谷山

同 金屋子神社 折渡字奧粟谷

同 金屋子神社 寶谷字阿太上

大正三年十一月十二日合祀

八、神職 代々印賀宇田氏奉仕し最近に至り木山氏二代之に奉仕せり

七、菅澤神社 大宮村大字秋原字秋原社

一、祭神 大山祇命

活津彥根命

合祭 金山彥命

磐長姫命

稚 武 彦 命

猿 田 彦 命

二、由緒 菅澤神社は元村社本山神社無格社菅澤神社無格社呼子神社無格社龜尾神社四社合併菅澤神社と改稱せし者にして元本山神社創立年代詳ならず舊稱本山権現と稱するを明治元戊辰年鳥取藩神社改正の際本山社と改稱せられ同五年壬申舊鳥取縣社格村社に列せらる同六年癸酉年神の一字を加ふべき令あり則本山神社と稱す合祭金山彦命大山祇命の二神亦創建の年度を知らず往古より當社の攝社にして村内所在にありしを明治元戊辰改革の時本社に合祭せらる元菅澤神社創立年代詳ならず舊稱山の神と稱するを明治元戊辰年鳥取藩神社改正の際村各々依りて菅澤社と改稱せらる同五年壬申村社樂々福神社の攝社に列せらる同六癸酉年神の一字を加ふべき令あり則菅澤神社と改稱す合祭盤長姫命亦創立年度を知らず往古より當社の末社にして村内に鎮祭ありしを明治元戊辰改革の時本社に合祭せらる境内元反別四畝四歩なりしも明治三十八年四月其筋より特に境外上地官林全部七段拾壹歩を境内に編入せられ現今反別七段四畝拾五歩を有す本殿神樂殿の建物あり大祭十一月十三日なり崇敬者凡六十人當村一部落の鎮守たり元無格社呼子神社創立の年代詳ならず舊稱智明権現と稱するを明治元戊辰の年鳥取藩神社改正の際神社所在地字名に依りて呼子社と改稱せられ同五年壬申年村社樂々福神社の攝社に列せらる同癸酉の年神の一字を加ふべき令あり則呼子社と改稱す合祭三柱神亦創立年度を知らず往古より當社の末社にして村内各所に鎮祭ありしを明治元戊辰改革の時本社に合祭せらる境内反別四畝十歩を有す建物は本殿神樂殿あり大祭十一月十二日明治三十八年三

月境外上地官林反別貳町三段八畝七步其筋より特賣を受け社有となる崇敬者凡三百人當村一部落の鎮守たり元無格社龜原神社創立年代詳ならず舊稱山の神と稱するを明治元戊辰の年鳥取藩神社改正の際字各々依りて龜原社と改稱せられ同五年壬申の年村社樂々福神社の攝社に列せらる同六癸酉の年神の一字を加ふべき令あり龜原神社と改稱す合祭猿田彦命亦創立年度を知らず往古より當社の末社にして村内に鎮祭ありしを明治元戊辰改革の時本社に合祭せらる境内神社稚宮神社亦創立年度を知らず往古より境内に鎮祭あり境内段別七畝參歩五合なりしも明治三十八年四月の度其筋より特に上地官林反別七畝三步に限り境内に編入せられ現今反別一段四畝六歩五合を有す建物には本殿拜殿廊下隨神門あり大祭十一月十四日明治四十一年二月境外上地官林境内編入殘地全部六反貳拾其筋より特賣を受け社有となる崇敬者凡貳百人當村一部落の鎮守たり大正五年十二月一日其筋の許可を受け村社本山神社無格社龜原神社大正六年九月十七日無格社菅澤神社無格社呼子神社大正六年九月十六日合併實行四神社合併村社菅澤神社と改稱す

三、記錄 別に記すべき事無し

四、社殿

本 殿 梁桁 拜 殿 梁桁
 神樂殿 梁桁 隨神門 梁桁

五、境内 五百二十六坪

六、氏子 九十六戸

七、合祀社 村社 本山神社 菅澤字本山

無格社 秋原神社 菅澤字秋原社

同 呼子神社 菅澤字呼子社

同 菅澤神社 菅澤字菅澤社

八、神職 合祀社中本山神社は代々黒坂長谷部氏奉仕し他の三社は印賀樂々福神社に同じ

八、上阿毘縁神社 阿毘縁村大字上阿毘縁字田中ノ向

一、祭神 關山祇命

合祭 金山彦命 猿田彦命

大山祇命

二、由緒 元智明大權現と稱す明治元年上阿毘縁社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年上阿毘縁神社と稱す

三、記録 日野郡野史

昔當社地に巨木繁生し自然神靈鎮座の相を爲せり依て里人相謀りて大山智明大權現を此地に勧請せしとぞ棟札は承應四年以後のものあり

四、社殿

幣	本殿	梁桁五尺	大社造變態	向	拜	梁桁五尺二寸
	殿	梁四尺	拜殿			梁四尺五寸

五、境内 千六百三十二坪
 六、氏子 百五戸
 七、神職 代々内藤氏（阿毘縁）奉仕す

九、熊野神社

阿毘縁村大字大菅字宮ノ下モ

一、祭神 伊弉册命 連玉男命

事解男命

合祭 倉稻魂命 金山彦命

大山祇命

二、由緒 元熊野大權現と稱せしが今の社地より八九丁の山奥出雲國境御慕山より今の地に移せりといふ明治元年熊野社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年熊野神社と稱す

三、記録 伯耆誌

當社は出雲國能義郡比婆山熊野神社に同じ、彼社は延喜式に久米神社と

見わたるを、後世熊野に作れり、久米久岐音相通せり蓋し伊弉册尊の葬地比婆山と古事記に見わたる如く、當社は同尊を祀れる事論なし

然るに、同國意字郡熊野神社も此尊を祀れるに就て久米を熊野に改めたるに歟かくて當社比婆山熊野權現と同じきに就て按ずる



阿毘縁熊野神社

に當村の地方出雲國に接して殊に比婆山にも程遠からざるによりて、古事記に出雲與伯耆境とある伊弉册尊の葬地は、此地ならんといへるに一説などありて、爰にも熊野神社を祭れるものにや何にても後世の勸請なる事は論なし、今の社説に此社を正しく、伊弉册尊崩御の地なりと云へるは強言なる上に、當村は傍に字「オハカ」といへる山を古く御墓山と唱へたるが近年土民此山脚を掘りて壘及古錢の類を出せり、此事熊野權現の神主内藤氏に告げけるに神主直に小祠を勸請し日輪山神社と號けたりとぞ、日輪婆の訓如此の妄誕近世社家の邪僻なれば社説更に信ずべからず、但出雲接近の地なれば神代の事蹟に於ては猶よく考ふべき事にてはあるなり

日野郡野史

往古は比那山即今の御墓山に鎮座ありしを伊弉册命は産婦守護神なりとて遠近より賽する人多し、元來深雪の地なれば參詣者の便宜を圖り今の地に移し奉りし由棟札は延寶八年以後のものあり御墓山の事は木史第壹卷に記す

二十二社詩歌

大菅 熊野大明神

伊弉册尊雲伯境大菅と申所なり是日波山にてはなきかいぶかし
蒼生のたねまきそめし諾册の

いもせのみちは代々に榮いて

大菅 熊野大權現

飛來神鳥大菅郷 多少人家權現光

曾聽此山熊野社 風雲長鎖百花香

枉李白二十二社巡拜紀行

數多神鳥大菅郷 權現宮前珍珀光

人道風流熊野社 回頭處々百花光

口碑傳説

日野郡阿毘縁村大字阿毘縁村字宮ノ下モ

村社 熊野神社

一祭 神

伊弉册命

事解男命

速玉男命

二神社ノ來歴

(口碑傳説)伊弉册命ハ神避リマセシ時出雲國ト伯耆國トノ境ナル比婆山ニ葬ルト舊事記古事記ノ兩書ニ顯然トコレアリ然ルニ往古ヨリ現今ノ社地ヲ隔ツル事拾餘町ナル雲伯ノ境ニ比那山御墓ト唱フル山アリ(比那山ハ比婆山ナルヲ後世ノ人誤リテ比那山ト申セシナラン)此ノ山内ニ千引岩ト稱スル大石アリ傳ヘ云フ册尊ノ御陵ナリト又此山續ニギヤウズイ谷(出雲國能)カツラガ谷(出雲國仁)ト稱スル谷アリギヤウズイ谷是ハ世俗ニ水ヲ以テ身體ヲ濯グラギヤウズイト云フ故ヲ以テ思フニ册尊神避リ給ヒシ後諾尊ノ稷稜給ヒシ所ナラント又カツラガ谷是ハ册尊ノ豫母都志許實ヲ遺シテ諾尊ヲ追ハシメ給ヒシ時諾尊ハ黑御鬘ヲ投棄タマヒシカバ蒲子ヲ生ズ(現今モニ蒲子多)志許實是ヲ拾食之間ニ逃ゲ行キ給ヒシトアルヲ以テミカヅラガ谷ト申セルヲ後世ノ人之ヲ省キテカヅラガ谷ト申セシナラン斯ル口碑傳説ト舊跡トニヨリ附近ノ村民一般ニ册尊崩御ノ地ナリト信ゼリ又事解男命速玉男命ニ就キテハ何等ノ口碑傳説ノ存ズルモノナキヲ以テ其由緒ヲ探知スル事能ハズ當神社ハ古來熊野大權現ト稱セシモ明治五年四月村社ニ列セシ其際更ニ熊野神社ト改稱セラル境内反別ニ反八畝貳拾七歩内壹反五畝九歩ハ明治三十八年四月二十六日新ニ境内ニ編入セラル氏子三拾壹戸

三、神社及祭神ト其地方トノ關係

第四章 神 社

當神社ノ社地ハ往古ハ前項比那山御墓ニアリシモ中古(年代詳カ)ナラズ(ナラズ)參拜者ノ便利ヲ圖リ現今ノ社地ニ移シ氏神トシテ奉祀セシモノナリト殊ニ伊弉册命ノ安産ノ守護神トシテ著シキ靈顯アリトテ村民ハ勿論附近ノ村落ヨリ參詣スルモノ少ナカラズ
明治四十三年六月

社例神寶記 伯洲日野郡大菅村

朱 錢 山

熊野三社大權現

掛 毛 長 幾 御當社ハ

天神七代伊弉册尊事解男命速玉男命 此三神にて御神德益廣大那里天地ひらけし時天野うき橋よりさかほこおろし給ふあゝ黍き哉やそのほこのしつくおのころ嶋となるそれより嶋國山海草木を産み給ひて天が下の萬物の祖神とならせ此雲雲伯の境に跡たれましゝて安國と平らけくしろしめし國クニち安民を守らせ給ふぞいとかしこきわさなりけり然るに御當社縁起記録これなきに依りて今度此壹卷に社法神事の例格御寶物之願主其外御當社の萬事を記し社例神寶記と名付置くしからハ此壹卷は永代紀記録ともなるべくと安永七年戊戌九月當社の神主内藤上總祐政春奉謹調之

一、御當社山號朱錢山と申是にいわく昔此雲伯の境にあしわらのちやうじやとて此里に有りしが御當社の山(内錢にかめ七ツ米)かめ九ツ神酒奉りけり以後信心の輩へこの朱錢のかめをならへ給へと左の一首を詠し置
朝日さす夕日かゞやくそのもとに

錢かめ七ツ朱かめ九ツ

(編者曰地方古來の田值歌にこの句あり)

一、御當社の神田貳反四畝拾三步但御手帳五筆にてむかしは御免地にて有之と申傳へのよし然共唯今ニ而ハ御年貢地と相成居候但し祭禮宮そふじ井に冬分雪かき村中より仕來之事
一九月九日毎年之祭禮

前々々當屋持

岸 氏
足 立 氏
三 上 氏
遠 藤 氏

御本社御内陣玉殿三社

事 解 男 命 左

伊 弉 册 尊 正中

速 玉 男 帝 右

御玉體 本願岸氏

右御祭禮之次第

天下太平國家安全

寶祚御安體

因伯太守公御武運長久

右御祈禱御神樂

次二

御供獻上 本願岸彌七郎 延享二辛丑年

御供 御神酒

三寶御供物餅御供 御香 如此三膳

五穀初穂

外ニ小膳十二大小神祇末社

右御供物備神事七座 本願右岸氏

入 座

第四章 神 社

第四章 神社

- 昌言
 - 奉幣
 - 祝詞
 - 幣舞
 - 御神登湯行
 - 八乙女
- 是は御神樂にてよし
- 但是を御供之御神樂として御久米を取る
- 右任先例神事永代修行可仕者也

神主内藤上總祐藤原政春 印
 歌氏子當屋 岸
 同 三 上
 同 遠 藤
 同 足 立
 氏 氏 氏 氏

御寶物

- 一 伊弉册尊御玉體明和七年 寅九月五日 岸清三郎改號 彌兵衛章方
 - 但御神體遷宮清大板大神事諸入用共に
 - 一 玉殿三社昔は玉殿一社にて御座候處明和七年 九月岸氏建立にて三社に相成候 同 人
 - 此外寶物は寫取を省略す
- 四、社殿

本殿 梁五尺

大社造變態

神樂所 梁三間

五、境内 五百六十七坪

六、氏子 三十六戸

七、神職 代々内藤氏(阿毘縁)奉仕したり

一〇、下阿毘縁神社 阿毘縁村大字下阿毘縁字七ヶ谷

一、祭神 譽田別尊

合祭 大山祇命 猿田彦命

二、由緒 元王子大權現と稱す明治元年下阿毘縁社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年下阿毘

縁神社と稱す

三、記録 日野郡野史 棟札の天文十九年以後のものあり

四、社殿

本殿 梁一間

大社造變態

神樂所 梁二間半

隨神門あり

五、境内 三百坪

六、氏子 八十一戸

第四章 神社

七、神職 代々内藤氏(阿毘縁)奉仕したり

一、祭神 一、山口神社 阿毘縁村大字下阿毘縁字中島
大山祇命

二、由緒 元山の神と稱せり、明治元年山口社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年山口神社と稱す

三、社殿 本殿 桁四尺六寸 梁三尺三寸 大社造變態
神樂所 梁一間半

四、境内 百八十七坪五合

五、氏子 三十一戸

六、神職 代々内藤氏(阿毘縁村)奉仕したり

一、祭神 一、矢原神社 山上村大字茶屋字代宮屋
大物主命 大年命

合祭 大山祇命 金山彦命
倉稻魂命

二、由緒 元三社大明神と稱す、天平十七年九月二十九日勸請、明治元年矢原社と改稱同五年社格

村社に列せられ同六年矢原神社と稱す

三、記録 伯耆誌

當社は茶屋郷の總社にして往古神領有りしかとも慶長中中村氏の時きを失ふといへり

日野郡野史 棟札は永正十三年以後のものあり
二十二社詩歌 茶屋 三社大明神 大年神 大物主命
大國魂命

汲みて知れ三の玉垣おしへおく
大内谷の清き流れを

古今茶屋玉樓清 三社明神蜀鳥啼
風景東西言不盡 猶看千載紫雲名
枉李白二十二社巡拜紀行

三社大明神

清風吹透白雲清 茶屋門前蜀鳥鳴
誰送靈場三社廟 千年不朽明神名
社傳 茶屋郷大社寶來山三社大明神

天平十七年勸請止唱來申上候從前々
國主御代々様被爲在御尊崇格別に被爲御立置氏子一統奉尊信茶屋郷大社と唱來往古者御神領字宮谷當時ハ彌谷ト云御田地釜ヶ谷
御田地御高敷石頂戴仕居候得共米子城主中村伯耆守殿御時代御取上ニ相成リ神田二ヶ所相殘リ居候處又々寛文之頃御取上ニ相成
リ候由申傳御座候依而當時ハ御年實地ニ御座候得共其由緒ヲ以今ニ貳ヶ所之田地御神田ト相唱御宮付ニ相成居候ニ付地利米ヲ以
年々供物等相調御祭禮御動申上候依而年々祭禮之前日ヨリ三日ノ間右神田之中ニ神幡一本宛立來申上候

一、社地境内之儀者社帳面に書上候通東西南北共ニ田畑境ニ御座候棟札年號

永正十三年五月三日

一奉上册三社大明神社

神主 内藤釜太夫朝俊

尼子伊豫守經久

代官 波多野重兵衛久政

領主龜井能登守秀綱

(内藤義彦邸宅ノ後方ニ波多野屋敷ノ地名現存セリ蓋シ波多野氏此處ニ邸宅ヲ構ヘタリシカ)備考

尼子ハ出雲廣瀬ノ城主

維宗ト云フ名ハ天正ヨリ慶長ノ間因幡鹿野ニ在城シタリシ龜井武藏守茲矩ノ實祖父ニテ信濃守ト云ヒシ人維宗朝臣ト姓ノ如ク用キシハ如何ナル故ニヤ

秀綱ニ茲矩ノ養家ノ祖父(又先代)永祿九年杉原盛重ニ計ラレテ自殺其女山中鹿之助ノ妻トナル

維宗ハ宇多源氏佐々木五郎右衛門義清ノ孫七郎右衛門頼清ノ子

維宗——水綱——茲矩

秀綱ニ積積姓 龜井六郎重清ノ末

印賀樂々福神社棟札參照之事

四、社殿

本殿 桁一間五尺一寸 梁一間五尺一寸

幣殿及拜殿 桁二間 梁一間四尺

大社造

神樂殿 桁四間五尺四寸 梁二間貳尺五寸

向 拜 桁八尺 梁五尺

神輿庫隨神門あり

尙本社造營上特筆すべきは石段全部大鳥居が一箇人の寄附になれることにして其寄附者は同村大内谷仙木岸利兵衛なり

五、境内 九百五十八坪

六、氏子 百四十戸

七、合祀社 無格社 大内谷神社 茶屋字鹽ノ木

無格社 小濁神社 福壽實字宮谷

同上 山口神社 同上字カナヤ林

同上 狩屋原神社 狩屋原字荒神下モ

同上 赤木神社 佐木谷字宮ノ前

大正三年六月二十九日合祀

八、神職 代々内藤氏(茶屋)奉仕せり

一三、細屋神社 山上村大字茶屋字宮ノ前

一、祭神 經津主命

武甕槌命

合祭 天兒屋根命 武甕槌命

軻遇槌命

二、由緒 二社大明神の舊稱あり、明治元年細屋社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年細屋神社と稱す

三、記録 日野郡野史 棟札の天正十五年以後のものあり

四、社殿

本 殿

桁一間二尺
梁一間二尺

大社造

弊殿拜殿

桁一間二尺六寸
梁一間二尺

神樂殿

桁四間五尺四寸
梁九尺八寸

向

拜

桁八尺
梁四尺七寸

隨神門あり、當社は砂子田之上家一建立にて慶長より明治迄

五、境内 四百四十六坪

六、氏子 三十七戸

七、神職代々内藤氏(茶屋)奉仕したり

一四、多里神社

多里村大字新屋字稻村

一、祭神

倉稻魂命

保食命

雅産靈命

合祭

倉稻魂命

大山祇命

二、由緒

元稻倉大明神と稱す明治元年稻倉社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年稻倉神社と稱す、神社合祀の結果大正九年十一月十一日多里神社と社名を變更す

三、記録

伯耆誌

當社は多里庄八ヶ村の總社たり、元龜尾山城内に在りしを當城落去の後今の地に移すといへり、木山氏、四郎兵衛正次文祿四年遷宮の棟札あり

日野郡野史

棟札の文祿四年九月二十三日以後のものあり

二十二社詩歌

松本 稻倉大明神

倉稻魂命速魂保食三神を祭る

御笠山浪浦山と云ふ根浪岩なり

古の海はくが路に替れども

くちぬ岩をや浪の浦山

兩巖並立白雲飛 稻倉大明神倚翠微

校本雨聲何處在 只看宮殿發清輝

枉李白二十二社巡拜紀行

稻倉大明神

稻倉明神白鶴飛 依然華表遠微々

回首兩巖松柏樹 紫雲長鎖發清輝



多里多里神社

四、社殿

本 殿

桁二間

幣 殿

桁二間半

神樂所

梁二間

大社造變態

桁八間

拜殿

梁五間

第四章

神社

神輿庫

桁二間

祭器庫

桁參間

大正九年幣殿拜殿其他の新築及境内の擴張あり面目を一新す、社殿の高壯完美せる事に於て縣下村社中第一位と稱せらる

五、境内 千百四十九坪

六、氏子 四百十戸

七、合祀社 村社 大藏神社 萩原字正音寺

村社 岩崎神社 湯河字宮ノ前

無格社 稻荷神社 多里字上町上

同上 野組神社 新屋字竹ノ下タ

同上 青瀧神社 新屋字宮ノ段

同上 大歳神社 新屋字小寺

同上 稻荷神社 新屋字上橋上

同上 湯谷神社 湯河字岩田

同上 柳木神社 湯河字客戸

同上 西垣内神社 上萩山字反田ノ上

同上 奥萩神社 上萩山字中善藏

同上 金屋子神社 上萩山字明谷新鑪床

大正四年九月十六日合祀

八、神職 代々木山氏(多里)奉仕したり

一五、霞 神社 日野上村大字霞字稻村

一、祭神 天神七代地神五代の神々

二、由緒 元十二所權現と稱す明治元年霞社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年霞神社と稱す

三、記録 伯耆誌

村の南東西十六間南北十間の山地にあり、社の西北三丁許に權現と呼ぶ地あり、往古の社地にて今に除地なり、寛文十一年今の社地に移す故に常社地は年貢地なり古棟札は右の寛文十一年なり

同書注連神社につき左の記事あり

村の西方八間の平地にあり、正月左義長の式殊に嚴重にして當日竹木に多く注連を張るが故に注連神社と號す右棟札は文字見え

予次は延寶五年なり

日野郡野史 棟札の寛文十一年以後のものあり、注連神社の左義長に付左の記事あり

一、霞部落八十軒計りは皆注連飾に始終相勤候事

一、部内の男子十四より十六迄皆飾に出勤致候事

一、木材は字板井谷より古來寄附致候事

一、柱木八本横の廻り壹尺五寸長尋位の事

一、横木四十八本は長二間半以下間中迄の事

一、竹六本枝葉附壹尺二寸廻り以上の事

一、部内の注連糞組を集め飾に用ふる事

一、正月十三日は木迎へとして材料を取寄候事

一、同十四日は飾り立致候事
 一、宇天王寺に柱木元壹丈斗の所八角に削り之を下は方二間とし柱四本を据は上は錐形となし横木を七段に結堅め、頭上に竹三本を七巻して結立て赤紙にて幌網形を造り扇子飾錢其他備品取付け、七段の段毎に葦組を飾り付け上より大なる引繩を付けたリ之を於松様と云ふ
 一、字「まがり」に前者と同様の構造にして只異なるは横木を五段とし竹の結立を五巻とし飾立て之を於杉様と云ふ
 一、同十五日御出逢ひ祝には於松様を田中家の前迄大勢にて飾の儘荷ひ上げるに幼年者は彼の引繩を曳き賑はしく運び付け又於杉様を同様飛田家の前迄荷ひ下り、中小路と云ふ所にて兩方の飾を据並べ之を御出逢ひとし天王寺と云ふ家より火を貰ひ、最初於松様に其次に於杉様に火を付け飾を焼立て大聲を上げて祝す、此時は旅人も拜して通過するの例なり以上儀式のため毎年凡そ三百人役を費す然れども此頃は雪中にて事業も急がぬ故却て餅腹を減らし健康を助け又平常にても注連飾に勇を振はむため體力を練る等の氣風盛にして古來部落の益富強に趣きしは神の守りの厚きと注連飾の功を知れたり、明治維新の後より漸く之を廢し今は此事はれず

二十二社詩歌

霞村 御注連大明神

兒屋根命を祀る

神風に霞もはれて清らけき

御しめの繩の心すずしき

七五三大明神

常見烟霞七五三 神前玉樹日低南

誰憐客路浮雲帳 逆旅行人酒半酣

紅李白二十二社巡拜紀行

七五三大明神

低樹陰々七五三 彩霞長髯滿東西

不如日暮往來客 驛路風流酒半酣

四、社殿

本 殿 榊壹間 梁壹間

神樂所 榊四間 梁貳間

隨神門あり

大社造變態

- 五、境内 百四十二坪
- 六、氏子 百二十八戸
- 七、合祀社 村社 嚴島神社 丸山字中河原
- 同上 丸山神社 同 字寺奥
- 無格社 大谷神社 同 字小谷尻
- 同上 注連神社 霞字御注連ノ廻リ
- 同上 稻荷神社 同字稻荷ノ脇
- 同上 小原神社 同字荒神山
- 同上 白山神社 同字荒神ノ廻リ

以上七社は大正四年十一月九日合併許可となり注連神社以下四社は大正十年四月三日合祀

八、神職 代々相見氏(霞)奉仕したり

一六、生山神社 日野上村大字生山字宮畑

一、祭神 譽田別尊

二、由緒 元八幡宮と稱したり、明治元年生山社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年生山神社と稱す

三、記録 伯耆誌

當社もと古城址龜井山にありしが當城廢轉の後今の社地に移すといへり、古城主の事并に廢轉の年紀等下に記す如此往古は城内に勸請しありしを以て按ずるに城主山名氏關氏などの信仰によりて當社を勸請せるなるべし、棟札は寛文十二年の度を始めとす是社頭今の地に移せし年ならむ歟斯くて伯耆民談記に當社の山上に柴龍といふあり、孝靈天皇の皇女福姬命爰に誕生ありしによりて後世是を生山と號し又村名に名づくといふは例の妄誕なるべし天皇皇后の御事樂々福大明神の下に辨ず

日野郡野史 龜井山八幡宮と稱へしを云々、棟札は寛永八年以後のものあり、伯耆誌の記事と合せざる點あり、此に掲げて參考とす

二十二社詩歌

生山 神倉大明神

山高く岩が根たゝむ神のくら

其玉垣の代々に動かで

兩巖並聳生山嶺 神倉明神幽興永

誰道風凰此地遊 仙人常致坐風景

枉李白二十二社巡拜紀行

東西岩秀生山嶺 南北雲深流水永

誰道仙人神倉來 羽衣颯爽舞風景

四、社殿

本殿 壹坪四合五勺 八幡造變態

拜殿 桁二間 梁壹間半

神樂所 桁三間 梁二間

隨神門あり

五、境内 六百十八坪

六、氏子 四十五戸

七、神職代々相見氏(下石見)奉仕したり

一七、福榮神社 福榮村大字神福字妙見山

一、祭神 王依姫命 太田命

合祭 菅原道真

二、由緒 元田中大明神と稱す明治元年神戸社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年神戸神社と稱す大正三年無格社中野神社外七社を神戸神社に合祀同年妙見山なる中野神社舊社地に移築爾來社名を福榮神社と變更す

三、記録

伯耆誌 村中田土の中東西十五間南北十二間の平地にあり天満宮を同殿に祭れり、往古は方一間の社貳社に祀りしを享保十九年合祭すと云へり、社領も若干ありしにや神田と呼ぶ田土彼是にあり、隣村を宮田と呼ぶも神領の地なりしと云へり古き棟札無し日野郡野史 棟札は寶永三年再建以後のものあり、又元祿時代には鳥取藩主候の代參ありしといへり

二十二社詩歌

福塚 田中大明神

玉依姫を祭るなり四方悉く田の中なり

露うけて志なへそめけん八束穂の

田中の宮になひく五草

神戶田中祇樹新 廟前共客避風塵

誰道此地仙人窟 佳氣浩然最似春

枉李白二十二社巡拜紀行

白雲一片白雲新 神戶田中避世塵

酌得宮川萬年酒 醉裏對花氣如春

四、社殿

本殿

桁一間四尺五寸

大社造變態

幣殿

桁一間三尺五寸

拜殿

桁五間二尺

參籠所

桁五間二尺

隨神門

桁二間六寸

元中野神社境内の坪數による

五、境内

九百四十三坪

六、氏子

二百五十三戸

七、合祀社

村社

大坂神社

豊榮字宮山

無格社

中野神社

神福字妙見山

同上

井原神社

同字植松ノ向

同上

飛時原神社

同字宮山

同上

上坂神社

豊榮字蛇ヶ喰

同上

松尾神社

福塚字宮ノ段

同上

高代神社

福塚字杉坂

同上

宮田神社

同字ソネ田ノ口

境内末社伊田八幡宮

八、神職

代々田邊氏(福塚)奉仕したり

一八、大石見神社

石見村大字上石見字宮ノ脇

一、祭神

大國主命

八上姫命

御井命

沼河姫命

建御名方命

合祭

素戔鳴尊

蛭子命

大山祇命

二、由緒 元大國主大明神と稱す明治元年月瀬社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年月瀬神社と稱す、大正三年十一月十八日無格社山根神社外七社の合併許可同時に社名を大石見神社と改稱

三、記録

伯耆

村の北、東西十間、南北四十二間の山地にあり九村の産土神にて祭祀等嚴重に勤む、昔は七反許の社領ありし由にて今神田と呼ぶ地彼此にあり但社傳は例の信じ難し古棟札は慶長五年とありて吉川廣家公云々と記せり

日野郡野史

棟札の慶長五年以後のものあり

二十二社詩歌

同神社に古式の祭典あり今其全文を掲げん

社傳

伯耆國手向山本

上石見九ヶ村郷

今宮大明神

八上姫命 御井命

大國主大明神

大己貴命 御内陣已上五座

若宮大明神

沼河姫命 御名方命

崇神天皇御宇田々彦命賜大神部直姓

御由來記左其後胤大和國三輪神當社へ遷^レ依大神部^ニ社トモ云

末 社

門神 二社

注連 牛王

牛王 荒神

下座 御崎

新八幡宮

伊田八幡

摩利支天

長砂若宮

水舟若宮

二御子若宮

多田若宮

已上社内

八大龍王 友廣村

津賀大明神 鑄物屋

三體妙見 宗金村

松尾大明神 是次村

若宮大明神 山根村

八幡宮 道場村

御前神 郡家村

大年神 駒崎村

山神 銀山村

祭禮座席次第

高下 今ハ郡家ト書 (編者曰古くは郡家とあり郷庄村参照)

一座 頭 中

横地權兵衛

今ハ 梶 兵 衛

左座 大上

小 兵 衛

右座 谷川

六頁右衛門

座頭 先年志農田ト云人住居大藏山ニ日野ト云鬼住ヨシ銘字ハ失念名ハ彦太郎彦次郎彦三郎ト云侍宜命ヲウケテ向退治シテ家老志農田ヲ殘置キ其人居中^ニ故ハ妙之座頭ト申由縁起ニ委ク見ヘタリ

友廣

一座頭下ヤジョウシ

孫右衛門養 七郎 兵 衛

左座市ヶ代

谷川上ノ村屋敷高下治左衛門代迄スワリ申

右座坂口

三 右 衛 門

左座 高下加左衛門代ヨリ市ヶ代田ニ付テ座敷有ト^ニ取テ今ハ高下小兵衛ヨリスワル加左衛門ヨリ小兵衛迄五代ニ成ル谷川ハ桶屋伊右衛門代ヨリトラレ伊右衛門ヨリ六郎右衛門迄四代ニ成ル谷川上ノ村屋敷ト云ハ家ノ力三ノツマ前場ノ角ヨリ少上ハ

第四章 神 社

第四章 神社

四三二

午境ノ荒神有リ夫ヨリ家ノシモ上ハ牛ノ角ヨリウヘノ方角違ニ上方上ノ村屋敷ト云夫ヨリシタ高下ノ右座有リ其境荒神庄左衛門ト云人ノ代ニ石垣之内ヘ曳シモノ荒神夫也

道城 今ハ道場ト書

鐵穴内

一座頭本屋敷別テ

又左衛門 與左衛門

左座菖野屋

久三郎 今ハ六兵衛

右座南屋敷

久助 今ハ善五良

座頭 右四人ニ分リ替リ々當番モ作舞スワリ申答ナリ

右本屋敷ハ鐵穴内屋敷赤ヒゲト云者居ル其次ノ人ヨリ今ノ屋敷ヘサガル此赤ヒゲ宗後源左衛門先祖也

是次

一座頭戸井

七左衛門

左座上代

徳助 今ハ幸助

右座

五左衛門 今ハ勘右衛門

右座 先年ハ前代久右衛門屋敷トカク年ニスワル由ニ聞ク然共前代先年ノ地主ヨリヲ候テ前代ニハ不置

宗金

一座頭上戸井

治良右衛門 今ハ孫右衛門

左座中戸井

長兵衛

右座下戸井

六兵衛

月瀬

一座頭宮本屋敷

傳助 今ハ林右衛門

左座廣畑屋敷

越後 今ハ民吉

右座水舟屋敷

加兵衛 今ハ忠吉

駒崎

一、座頭駒崎屋敷

甚兵衛

左座蛭子屋

勘兵衛

右座谷田

半助

左座 此蛭子屋月瀬分ニテ候得共先年五郎右衛門ト云者居代ニ庄屋フツトメル其時分谷田ニハ源兵衛ト云者居所ニ一年庄屋ヲ我ヨリ上ノ呼御供御袖酒ヲ項戴サセケル又其次ノ年モ其通ニ致候得ハ三年振リニハ不呼ニ座頭ノ次ヘナヲリ候テ終ニハ左座ヲ

取申由也

其時分ノ右座ハ子ライグリ屋敷ト聞傳ヘ申也

山根

一座頭

山根屋敷 七勘三郎七

左座中

市良左衛門 今ハ源右衛門

右座森下

平三郎 今ハ興之助

座頭 此兩人本屋敷ヲ持候故カク年ニ座席ヘ付申候當社モカク年也

寛文三癸卯年三月日寫シト書付有之候

右貳拾四人ノ座持毎月晦日積不殘仕候唯今ハ大分不仕候

享保十一年丙午九月ニ書寫シ改置也ト有リ寶曆八戊寅八月廿八日改寫之者也

祭禮年中五度

第四章 神社

四三三

一 正月七日 昆沙祭ト云 此日門松ヲナフス井大鼓ノ口先年ノ的ヲイル左衛門太夫迄ハ弓モ上手ニテ的ヲチンジ四方堅ヲイテ初手ニ神主ニイサセルのニツキアテハヅレザルヨウニイサセル由神主ノ矢ハヅレル時ハ其日ノ矢悉ハヅレルト云テ如右生山城御代□家中不殘參詣シテ的ヲイタモウ由、御神樂上ル由

一 三月三日 御種子祭ト云

大明神井末社ハケ村之末社總而天神地祇へ樽一ツ各別ニ上ル、五穀種災難消除、神樂悉上ル盃ハ神主ヨリ御注連へサシ次郡家座頭へサシ申也座モ神主御注連座頭ト置ル也

一 九月九日 初九日祭ト云

諸事御種子之式法ニ同

一 同十九日 本式大祭ト云

是ニ新物上ル 御輿三體馬場迄御幸御輿休フシテ一日一日セリウゴニテハヤシ座頭座ヲシテ一日酒盛看各七返ト云神樂所へモ同

事也其外惣氏子迄酒ヲ盛テ諸式法此日ニ有左ニシルス座頭上下着大小刀サス左右之座モ同事通り人ハ上下脇刀也相撲有リ

一 同 廿九日 乙九日祭ト云

此祭唯今ハ忘申何神主ヨリ參詣之人へ御幣項戴サセル也御祭り常開キ之儀式來年當請取申祝儀有云々氏子參詣御神樂上ル

己上五度

祭禮當屋掟

一 御注連男ハ十三歳ヨリ上ノ子供也十二歳ヨリ内ハ不成候當屋ツカマツリ候家ハ産婦男モ忌有ル間其外忌有ル者月水之家内へ不入也當組杯ニ入新物出來七月ヨリ七日女座頭不泊セ非人乞食ニ物ヲ不入一切忌中之人月水ノ女ニ不喰佛祭セズ第一當請取ルヨリ來年當開キ迄死人當地内ニホウムラズ牛馬ニテモ死骸地内ニ不置物ジテ其組ニ出來候新物粟稗大根草菜等迄堅不清淨人ニ不喰法ナリ九月朔日ヨリ忌フイ月水ノ女産ノ女男出産有ル日ヨリ七日ノ間其組ノ内ニ不置跡ヲ不見早ク他組へニゲ可申也右之通古來ヨリ堅キ掟也

御注連勸請之事

一 九月朔日勸請スルナリ 先正中ニ大竹ソラニ大冠ヲハキ其次ニ葉ヲ付其次ニマキワヲラシテ小ハギヲトシ八本サス四方ニクイヲ打ツ其クイヨリクイニ竹ヲ付亦角違ニ竹ヲ結ツケ注連ヲ引解除幣ニ本ニテ勸請仕ル當屋門口ニモ竹ヲ立其ソラニ幣ニ本□注連ヲ引也先年ハ餅供ニ重赤白飯供ニ膳酒一對備ル云々

本式祭宮米事

一 八座一組ヨリ壹斗貳升宛寄候得者

合九斗六升之米ニテ祭ル

内

壹斗貳升 御供米(立願ニテ上ル御供モ壹計ニ升也)

八 升 御供酒是八升酒ト云

先年ハ一斗二升也

三升三合 桑 米

是ハ申尊様エ上ル

壹升三合 御注連勸請散米

貳升六合 御注連送

貳升六合 酒清散米

× 貳斗九升八合 代宮屋へ納

殘テ六斗六升貳合 酒當屋造リニ相渡

是ハ先年ヨリ之覺書寫置申候

本式祭酒造次第

一 先年ハ當屋ニテ造酒殿新外ニ造湯立清シテ内外ニ注連曳テ造酒シテ兩度解除ニテ清ル但本造仕舞添兩度也 然ル所ニ下道場當時
 本屋敷鐵穴内屋敷ニテ赤ヒケト申者居申候此者鑑之村下仕リ備中吉田ニテ鐵ノ吹居申候テ人ノ女ヲ盜連歸リ候所三年ブリニ女敵
 討候ヘハ折節九月十八日ノ夜□明ケニテ酒ニ酔伏シテ居ル所ニ數多來ナンクウチ申候組中驚キ寄合祭酒夜中ニ代宮屋ヘカキ取
 申候其時八ヶ村氏子寄合相談ニテ地下造ハ如何成災難穢可有モ不知事ニ候故以來代宮屋ヲ頼造可申トテ夫ヨリ代宮屋ニテ造ル何
 十年ニ成リ申モ不知事ニ候神主ハ左衛門大夫之代之事ニ候赤ヒケト申者ハ宗後源左衛門先祖ニテ銀御崎祝今ハ六兵衛祭り申候夫
 ヨリ鐵穴内本屋敷下タヘ屯申候

一 祭酒造米事先年ハ御供米酒米其外入米八ヶ村ツナギ立テ祭神由ニ候中代ハ中田一反拾八歩有田神田ト申上ケ候テ其田ノ出來米ニ
 テ祭り年貢ハ八ヶ村ヨリ割ニシテ拂御藏ヘ納ル是モ見苦敷事ニ候故此田ヲハ一度神田ニ指上ケ申由ニ候故神主ヘ上ケ酒米御供米
 ツナギ候テ祭可仕ト相談ノ上ニテ一組一斗二升宛ツナギテ御祭調神田ハ八ヶ村頭氏子ヨリ書物仕神主ヘ越申候今ニ書物有之候
 一 祭酒造ル時分ハ當屋組ヨリ米ノサイソク其外何ニテモ地下ヘ用事有之時ハ人マワシ申候酒食ウムシ申薪入次第越申候
 一 祭酒造方ハ米八升元造リカウジ四升メ一斗二升元ニ米一計造ヲ事モ有之候ヘ共夫ハ後ニサシ引シアワセ申候
 米一斗六升一番添カウジ八升メ二斗四升米二計三升二番添但内一升

谷川六郎右衛門云分ニ付友廣分宮米不出サ候故近年引造ル

引殘テ二計二升カウジ一斗一升メ三計三升メ六計九升宛造ル 但計水ニテ造ル
 十七日之夜カウジ程水二斗三升入置明ル日コシ申候

一 祭酒口明ケハ十八日ノ朝當屋并郡家座頭出不申内ハ口明ケ致事不成事酒コシ候初穂取り大明神末社八ヶ村ニ末社總而天神地祇ヘ
 上ル盃之次第八名之座頭組々寄集リ吸物ヲ出シ其膳之上ニテ先御神酒神主初メ御注連ヘサシ次ニ郡家座頭ヘサシ同左座ヘサシ同
 右座ヘサシ申項戴サセル也其外モ右ノ如シ次ニ酒マワス也

一 祭酒コシ申時ムロミ五升程御注連牛王ヘ初穂取置其アトヲコシ申也右之ムロミハ御注連上之時入申也
 當屋可相調事

一 十八日ノ晚御供タキ御供酒造込白餅申ニ人遊越可申候

一 頼度神主ヘ當屋ヨリ呼ニ人ツカワサセ可申十八日之晚ヨリ神主幾人ニテモマカナイ廿日之御注連上ケ迄諸事入用相調機嫌能ク御
 注連上ケ儀式相調可申事ニ候

本式祭諸事

一 内陣御拜神樂所島居御幸場迄新ニ注連ヲ曳セ可申也其外大小幣相調申事

一 御餅供ハ先年山根當之時惡年ニテ餅難調夫ヨリ餅御供ヲトシ申候テ山根當ニ成リ候得者八ヶ村共ニ餅稻照數ト云然ルニ貞享元申
 子ノ年山根當ヨリ初ル是ル是ヨリ餅稻吉シト云々餅御供不初内ハ赤飯ニシテ上ル由

一 御本社 本膳拾貳膳

水田形餅但一膳分五枚重一抱
 三枚重三抱合十一枚宛

- | | | | | | |
|---------------|-------|-----|---|------|----------|
| 一 今 宮 若 宮 | 兩 社 | 貳 膳 | 同 | 水田形餅 | 但一膳三枚一抱也 |
| 一 門 | 神 兩社 | 貳 膳 | 同 | 同 | 同 |
| 一 注 連 牛 王 | 壹 社 | 壹 膳 | 同 | 同 | 同 |
| 一 牛 王 荒 神 | 壹 社 | 壹 膳 | 同 | 同 | 同 |
| 一 下 座 御 崎 | 壹 社 | 壹 膳 | 同 | 同 | 同 |
| 一 新 八 幡 宮 | 壹 社 | 壹 膳 | 同 | 同 | 同 |
| 一 伊 田 八 幡 | 壹 社 | 壹 膳 | 同 | 同 | 同 |
| 一 コリ 川 水 神 | 壹 社 | 壹 膳 | 同 | 同 | 同 |
| 一 古 來 宮 人 壹 社 | 壹 膳 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 一 若 | 拾 壹 社 | 同 | 同 | 同 | 同 |

一多田若宮 壹社 壹膳 同 斷 同 斷

享保元丙申年ニ勸請仕ル

一御輿 御幸 壹膳

水田形餅 但一膳分五枚重一抱五枚

寶永五戊子年ヨリ初ル

一獅子 子 壹膳 同 斷 同 斷

元祿十五壬午年ヨリ初ル

獅子舞人ニ樽添ヘツカワス

一壹膳 但五枚重三抱 是ハ坐ヘ出シ申時神主座ヘ出マ也

メ五枚重拾七抱

メ三枚重四十三抱

二口ノ二百拾四數也

但餅白米二計宛 當屋組ツナキニ

一酒壹斗貳升入 二樽

一酒壹斗貳升入 十二樽

一御食供 御供木三荷

一御供酒 但耳酒一夜酒也

一白餅 但中尊様ヘ上ル

祝詞酒年頭神樂成就時當渡之時項戴

一先年ハ御幸之代ニ神主座ヘ出申候 食御供ヲ口シ其次ニ餅御供ヲ口ス其マ、神主出ル也 物氏子座ニツキ申ト御供盛リ其上ニ餅

正中ニ五數重兩脇ニ三數重置ク一膳餅十一數宛拾貳膳上ル 其ホカ神酒御供酒白餅洗米等奉供 御祈禱奉幣相勤ル食御供八座席

ヘ八膳ヲ口ス也其次ニ餅御供本膳八膳八座席ヘヲ口シ次ニ上下之庄屋御供ニ膳ヲ口ス但食御供也次ニ來年當ヘ當渡之御供ト云テ

一膳ヲ口ス次ニ來年當ヘ雪カキ御供ト云テ一膳ヲ口ス是ハ雪降候共雪ハカキ可申候ト申テ御供ハ本社展シ申ス先カク也次ニ御供

酒ヲ口ス也

一當相撲ト申テ當年當來年當之御注連頂戴之者ヲ相撲ヲ合セソムル其後相撲取ルヘシ其内ハ相撲取事不成候

一御注連頂戴ハ年當神樂ヲ上ケ其次ニ神主當年當來年當之御注連兩人連レ本社神前ヘ參リ兩人緣ニ頭ヲサゲ伏シ居サセ神主神前ニ

向テ四神加持仕リ御神幣ヲ以テ身會義杖上之瀨板六根清淨杖ヲ唱ヘ當年當之御注連上ケ申御理リ申上持タル御幣ニテ波羅伊玉喜

餘日出給ト唱ヘ幣ヲ振テ清メテ幣串之本ヲ頭ニアテ天地海童一切諸神奉送本宮仁ト唱ヘ三度ハチル心持シテ 又神前ヘ向上瀨板

一返讀又御注連右通ニテ幣ニテ清メ幣串之元ニテ頭ヲサヘ送ル文ヲ唱ヘ三度ハチル 又神前ニ向テ上瀨一返讀右ノ如クシテ已

上三度送ル也 其次ニ來年當ノ御注連頂戴之者呼テ置神主前ノ如ク神前ヘ向四神加持仕リ御神幣ヲ以テ身會義杖上瀨板六根清淨

杖ヲ唱ヘ來年當之御注連勸請申御理リ申上持タル御幣ニテ波羅伊賜意喜餘目出玉ト唱ヘ幣ヲ振テ清メテ幣串之元ヲ頭ニアテ垂跡

神社勸請每社降臨此座仁ト唱ヘ幣串ノ本ニテ三度マネク心持シテ 又神前ヘ向テ上瀨板一返唱ヘ又前ノ咒文ヲ唱ヘ幣ヲ振清メ又

幣串ニテヲサヘ右ノ咒文ヲ唱ヘ三度マナク 又其如クスル以上三度也

次ニ神前ニ向中臣大枝一返祈念祝詞三種大枝十二返讀祈念シテ當年當來年當兩方之御クジヲ貰イ四神加持シテ仕舞也

御注連送之事

度上ル廿日ノ朝迄上リ申候本式祭儀式大略如件 終

煤拂之事

一十二月廿日煤拂祭 煤ヲ拂扱串ヲ調奉清目内陣御拜隨神門鳥居其外末社神迄門松二本宛立注連ヲ曳申也
宮籠之事

一今年大三十日ヨリ來正月三ヶ日ノ晚迄籠ル供餅内陣へ五重上ル唯今ハ五數上ル神酒洗米ヲ備へ大晦日ノ夕ヨリ三ヶ日ノ晚迄七座
三ヶ日之間目出ヲ奉拜以上十座 天下泰平國土安全當郷無難五穀成就牛馬萬盛我身祈念謹而莫忘矣氏子不殘參詣御幣項戴仕ル
三ヶ日ノ晚歸宅仕候

節季解除之事

一十二月廿四日解除初ニテ郡家座頭一軒清目申處左座大上善左衛門ト中人同組左座ナレバ一日ニ清目クレ申ヨウニ申二人宛解除初
ニ參來リ候一人參リ得ハ中ヲ初メ次ニ大上へ參ル上總守代事ニ候信濃若年ヨリ愛宕ヲ信心仕リ毎月廿四日ニハ火物斷之敬齋仕ル
故名頭ト相談ノ上ニテ一日前ニヨセ廿三日解除初仕候

廿五日(友) 道場

廿六日(是) 宗次

廿七日(月) 駒瀨

廿八日(菰野) 屋川

廿九日(海日) 拂山

以上 根崎瀨

一高下右座谷川庄左衛門高下善左衛門第ニテ善左衛門ヨリ高下右座ニ候得ハ一日ニ解除仕リクレ候得ト可申候得共其ヨウニモ難申
谷川屋敷ニ友廣ノ左座有之候得ハ友廣ト一日ニ仕リクレ候得ト申此分ニ成リ候處畑利助代ヨリ谷川一日ニ仕度申故又々右之次第
ニ成リ申候

一右通アマリ押詰申故惣氏子へ相談申貞享三丙寅之暮ヨリ前ニ寄セ申候

一十二月廿日當社煤拂候而夫ヨリ郡家中へ參リ解除初メ仕リ次ニ大上之解除仕候

廿一日 休

廿二日(友) 道場

廿三日(是次) 銀山 (宗金只今ニ而者)

廿四日 山根

廿五日(月) 駒瀨

廿六日(郡家) 菰野屋

廿七日(銀山) 晦日清目

當郷神主

享保拾五庚戌年

九月吉曜日

右大略雖有新來古帳
不離趣意而改寫者也

當所神主

寶曆八戊寅年

八月廿八日

二十二社詩歌

上石見 大國主大明神

大國主命神前の川を月ヶ瀬といふ今村號となる總名は上石見なり、亦日讀松とて松あり

四方の國造り初めし神垣は

おさまる御代の印なるらむ

颯々清風石見寒 宮門携酒座欄干

人傳大國主神廟 古木連天興自闌

枉李白二十二社巡拜紀行

第四章 神社

多田越後守

重 義 花 押

多田民江

久 般 花 押

欺雪仰花石見寒 清風吹送入欄干
誰言紫氣神前起 回首紅鷗含血關

四、社殿

本殿	桁一間五尺一寸 梁一間五尺一寸	大社造變態
幣殿	桁一間四尺五寸 梁一間三尺八寸	拜殿
		桁五間五尺七寸 梁二間四尺四寸

神饌所隨神門あり

五、境内 三百六十四坪

六、氏子 百二十四戸

七、合祀社

無格社	山根神社	上石見字若宮ノ上へ
同上	大歳神社	同 字エビスヤ
同上	平田神社	同 字八幡ノ前
同上	友廣神社	中石見字龍王ノ平ラ
同上	津賀神社	同 字大平ラ山
同上	郡家神社	同 字神。戸道上
同上	宗金神社	同 字妙見の前
同上	松尾神社	同 字宮ノ表
同上	山口神社	同 字拔戸

大正四年十一月合祀

今合祀諸神社の中にて注意すべきは郡家神社の郡司所在地に於ける關係にして前記神戸道上考ふべし山口神社は龜井茲矩の銀鑛發掘の地なれば何れも史蹟として研究の價値あり、同社の龜井氏によりて勸請せらるるは、神社明細帳に左の記事あり

慶長年中因州鹿野城主龜井武藏守殿銀鑛採業ノ節勸請依テ舊銀山村産土神タリ(下略)

八、神職 多田氏(上石見)代々奉仕したり

一九、石見神社 石見村大字下石見字河合

一、祭神 素戔鳴尊 其他合祀の諸神

二、由緒 元牛頭天王と稱す慶應三年御制札の許可あり尙松平氏の紋章を幕燈籠に許可せらる、明治元年河合社と改稱同五年社格無格社に列し同六年河合神社と稱す、大正三年村社大藏神社外六社

を合祀し神社名を石見神社と變更社格村社に列す

三、記録

日野郡野史 正徳五年神社御改帳に村社大藏神社の末社とあり(村社の社格及神社名を記せるは)棟札は享保二十一年以後牛頭

天王と記せり

以下大藏神社に関する記録を擧げん

伯耆誌 村の東方十間の平地にあり天保十三年境内三段許を開發して御供田と稱す

慶長中當國主中村氏の社領証文又生山城主關主馬正の証文あり左の如し

大藏大明神社領高拾石之分下岩見之内其方手作居屋敷にて社納可有之候爲後日如斯候以上

石川茂兵衛
道家長右衛門
村田市兵衛
三田善八

下岩見神主
左京との

丑年は慶長六年なり何の頃公收せられしにや

大藏大明神宮山之竹木一切きり申事かたく相留候殊に銀行山木に少もきるましき者也

(慶の字蝕失)

□長拾八年五月二十七日

關主馬正

備考關長門守一政慶長十五年伊勢龜山より黒坂に移るといへり、藩翰譜を考ふるに長門守の弟に勝丸其子に十兵衛其子に兵部少輔氏盛等見えたれども主馬正は見えず然れば主馬正は同姓の臣下なるを誤りて城主と傳ふるなるべし、總て証文等は城主の自筆例無かるべし

日野郡野史 棟札は文和三年(正平九年)以後のものあり

編者曰 伯耆誌の記事中銀山用木云々日野郡野史中棟札に北朝年號を記せることは注意すべきものなり

二十二社詩歌

河井 大藏大明神

にござしと拂ふこゝろの涼しさは

河井の水の清き神垣

大藏山下大明神 祇樹玲瓏花似春

此地平生紫雲起 猶輝宮殿和光新

枉李白二十二社巡拜紀行

宮殿翻々長澤濱 子規啼血避世塵

此日回頭山色美 白雲一片帶明神

四、社殿

本殿 桁一間二尺三寸

拜殿 桁四間 梁一間

向拜 桁五尺 梁六尺八寸

大社造變態

通殿 桁一間貳尺 梁一間

神饌所隨神門あり大正十年擴張せるも舊に従へり

五、境内 二百七十五坪 (河合神社境内坪數に依る)

六、氏子 二百四十戸

七、合祀社 村社 大藏神社 下石見字河合奥

同上 谷田神社 同字茶園平ラ

同上 松尾神社 同字宮ノ下モ

無格社 八幡宮 同字今宮

同上 無坂神社 三吉字上垣内道下タ

同上 立石神社 三吉字山ノ神

同上 山口神社 花口字けひ場

合祀社中八幡宮は元龜井山「城鎮守八幡宮にて神主禰宜重次延寶年間古都某と荒廢せるを移築せるよし神社明細帳見にえたり生上神社の記録と關係あり注意すべし

八、神職 代々相見氏(下石見上相見)奉仕したり

九、記録補遺

下石見村相見禰應の直談

松尾神社と河合神社

相見禰應氏の先は九州名島城主の麾下名島左馬介より出づ左馬介流浪して伯州下石見の郷に來り字今の要害の地に邸宅を營みて此處に居る子源吾の時に至り山城國松尾神社を勸請氏神として祀る名島氏後代姓を相見と改むこの時代邸宅を松尾神社の下に移せり

其後松尾神社を距る十四五町の地(現今河合神社の社地)に大藏大明神の社殿を營み相見家より三男某をして分家せしめこれを祭らしむその後一年大晦日一人の乞食來りて分家相見氏の宅にやどる深夜に及び乞食主人に向ひて云ひけるハ人若し牛頭天王を祀らば冥福立どころに至るべしとて神體を出して渡しけり相見氏喜ぶこと限りなく大藏大明神社殿の側に一社を建立してこれを祀るこれ即ち現今の河合神社にして時ハ相見大隅守の時代のことなりけりとぞ

因に記す松尾神社ハ下石見、大原、無坂、塚原、立岩、花口、六ヶ村の氏神なりしものなり

霞村相見氏西伯郡谷川村相見氏ハ共に皆相見禰應の先代より分れ出でたるものなり

祭禮記

祭禮記事ノ内

相見龜雄所藏

十七名座席之事	賀丁	小太郎	賀	賀	丸山
	賀	左下立石	賀	下石桑木廻	
	田	中村	賀	上無坂	
	下ノ深道	風	塚	下無坂	
	石見ナ	田	原	坂	
	見ナ	内	湯		
	上				

相見龜雄所藏

大藏大明神縁起

一大藏大明神

在大藏山麓

祭神闇山祇命

日本書記云 復銀頭垂血激越爲神號日闇次靈闇山祇次闇岡象女云々

縁起

抑大藏大明神の由來を尋奉るに老翁の諺ニ曰天當社ハ闇山祇命ニて大藏山の地主神也昔往此山ニ地主神々坐し候事を人しらず一ル夜老人の夢中に告て曰吾ハ是大藏大明神也此山の麓に鎮り座して蒼生を守護せむと宣ふと見て覺けり老人驚きて其夜此山に入行水して尋しかば山の項ニ火精あり即御神禮石上ニ現し給ふ(神代口決云闇山祇嶺山項火精云々)謹而項戴し奉り社をかしこに建立して祝ひ奉る神社考曰伯耆國大智明神者禰德天皇時神託因勅建立社云々初此大智明神鎮座の山を尋巡らせたもふ時此大藏山ニ來り給ひ谷々峯々を見廻らせ給ふ去れとも地主神坐によつて故れ大山ニ飛去り鎮座します申傳侍るにそ今大山の丘谷の名大藏山ニも猶ありすべて此山影色記すニいとまなし彼老人の行れせし所を瀾瀾とて今尙存せりかく尙當の靈瑞あらたかなる事いかばかりか難有く侍らむ唯々曲れる心を正直ニ存し拜し奉らば何で願成就の基疑なし

第四章 神 社

四四八

日野郡生山之城主關主馬頭様社領證文寫

一大藏大明神宮山麓之竹木一切きり申事かたく相留候殊ニ銀山用木等少もきるましき者也
慶長拾八年五月廿七日

關 主 馬 正 書判

一大藏大明神社領高拾石之分下岩見之内其方手作居屋敷廻にて社納可有之候爲後日如此候以上
丑九月廿一日

石 川 茂 兵 衛 書判

道 家 長 左 衛 門 同

村 田 市 兵 衛 同

三 田 善 八 同

下石見神主

左 京 と の

袖 控

一日野郡下石見郷六ヶ村大社

大藏大明神之儀は往古は日野郡生山之城主關主馬正様格別被遊御信仰候則社領御証文壹通并御制札御証文壹通代々所持仕候

一社家之儀は往古は下石見村六ヶ村并に生山村銀山村所持仕候其節銀山村と申候は凡そ家數千軒計も御座候先祖右京二男銀山村へ

別家致させ申候三男儀は神戸上村へ別家仕候今に其家相續相見之姓を用申候

一御上様へ御造營井社領等往古之通被 仰付候様相見家代々奉願候得共御時節柄ニ付不被爲仰付依て其職分之身ニ取候而ハ神領へ

奉恐入残念奉存候何卒格別之御憐懇を以別觸被仰付可被爲下候様別紙願書を以奉願候間御開濟 被仰付可被爲下候様偏奉願候
以上

相 見 市 正

文政三年辰五月 日

二〇、福成神社 石見村大字神戸上字宮山

一、祭神 素戔鳴命 大己貴命

少名彥命

外十八神 合祭一神計二十二神

二、由緒 元山王權現と稱す、明治元年神戸上社と改稱

同五年社格村社に列し同六年神戸上神社と稱す、大正四

年一月十五日村社花口神社外四社と合祀し同時に社名を

福成神社と變更す。

三、記録

伯耆誌 村中東西十三間南北九間の山地にあり、此の地を古城跡と唱え尼

子氏の兵籠城して毛利氏の兵と戦ひし由云ひ傳ふ空障の跡あり、古棟札

は貞享三年なり

當村兩社祭禮次第記抄

寛政三年辛亥九月八日 相見和泉進文芳祭禮式法之次第

正月十三日 祭禮作人

三月三日 上代ヲ切下村當屋

九月廿九日 祭禮者上下入組也



石見福成神社

左座 太己貴命
正座 素戔鳴命

第四章 神 社

四四九

右座 少彦名命

二十一社 相殿祭

一山王權現年當頂戴銘内死人置申間敷事先格也

一年當頂戴之月々毎月晦日清め翌年九月入の晦日迄可致事解除壹本宛毎月可調事

一年當受納之祝儀として牛王勸請之儀一月六日方内に可仕候式去左に印

冠御幣 壹本 但し御幣さかりの紙數十二枚中折に而

解除幣 壹本 くはんじよう

花米壹升三合

御神酒

當人^{寄り子}まで祈念して御閣上る

此時神主當人寄り子迄同心に而御供開き可仕事并にまかないかただんご吸物に而御神酒頂戴可致事

一正月十三日祭禮之儀 正田作人方可仕事

當屋に而 解除幣 壹本

散 供 壹枚

御神酒 但し甘酒

解除かいさん可致事

雜煮吸物に而

調へ物 龍頭^{タットウ}弓矢 まと

先參詣次第 散供壹枚

次鼓祝詞 御神酒

次神樂 神樂米壹升

次五方かた乃まとをいる 口傳有り まとゆみや御神前に納る也

當屋方門松をなをし可申事 當屋方門松をなをし可申事 口傳有り まとゆみや御神前に納る也 先格之事なり

一三月二日當屋に而神主庄屋年寄り十三人之銘頭并年當の銘内寄子中迄密合し而御酒御食料理品々入念致來 先格之事なり

解除幣 壹本

散 供 壹枚 但し食方内きよめかいさん致事

御神酒 (三樽 白米壹升三合) 括弧内は後世の攪入以下同し

一同三日祭禮之儀上代方下村當屋之時は山王權現宮に而執行可仕候上代方上み村當屋之時大國主大明神社に而執行

御神酒 三樽 御祝 三重

散 供 壹枚 但し白壹升三合

神樂 米 壹升 右當年方上來り

(氏子酒五升當屋方上る)

先參詣次第

次に鼓祝詞

次御神樂

退 下

一七月朔日方月水人不淨人銘内に置き不申事

(月 經)

一八月廿八日當屋清め酒作り申事

解除幣 壹本 門しめ酒がめの上のしめおはり竹貳本のかむり可致并しめの子附可申事

一九月廿七日朝早天神主并當年當來年當以上三人鹽の瀧え參りこりを取申事古格也

一同廿七日酒の口明とて神主當人并に銘内寄子立會口明け可致候

(御種俵 御供 壹俵)

(御座こも 二枚 寄り子可調也)

解除幣 壹本

散 俵 壹枚

御神浦 けじよかいきん可致事也

一御すい米壹升貳合こうじ壹升三合甘酒可作事此日十三銘餅白米壹升宛銘役に當屋え持參申來り之事

一餅白米當屋が壹斗銘頭拾貳人壹斗貳升合貳斗貳升也升取神主可仕候事當人が廿七日夕かす也并ニ御供いはひ酒神主當人寄り子迄吞申なり神主歸宅いたす也(かざり紙持歸り)

一本殿注連鳥居しめ神樂所しめ當屋がいたし來り之事

一かざり紙(二)百廿枚 そうじ人貳人當屋上げ來井御幣串廿八日朝早天宮の持參可申事

一廿八日神主御宮上り 御神幣三本解除幣貳本

末 社

午 王 神幣はぎかへ若宮神幣はぎかへ

本數鳥居神樂所神事場しめの子井ち之ちきり可申事

神事場 冠幣壹本八しめ竹の頭にのぼりつゝして付る

はきおとし 八本八ヶ所地に立る并に四方しめはるなり

一當年當方御宮そふじ致來也

一幡立井□し路臺神事かさりの儀は來年當方可致事

一同廿八日神主當屋の行井庄屋年寄り十三銘之銘頭寄り合申事

解除幣 貳本 龍幡十本内六本錢幡ノまきはらに差置たつはたは御宮上り供物にことく差也

御食料理品々 酒

一御供仕掛申時解除壹本にて釜を清むる也 散供壹枚

一神主が差圖を以御供を相調也うすは餅取る事氏子清淨にしてもむは氏子袴着し可調也

くつがた餅 百六拾貳枚

すつこの餅 十七數 但し丸成ルいはひ也

下藏御崎御餅 七十五 但し小成る丸成たんどごとし

残りは皆もちに可致事

一十三銘頭袴着し座に着也

此時神主右すつこもち小盆壹ツ内いはひ壹井小もち一ツ入十三人にかよひ人にくばらせ申也

一すつこのもち壹枚小もち相添庄屋御供として當屋可渡

一(す)小もち(小餅)とうじ御供當人え相渡す

一小もち六ツもつき四人うす取りこしきどりに相渡す

一座中人數何人に而も小もち壹ツ宛可遣事

解除 壹本 散供 壹枚

御神酒 けじよかいきん可致事

一十三銘氏子中むろみ酒 芋ノ子ノ吸物又ハとう

一くつかたもち三枚宛壹抱としてわらすじ二ツにていはへりにてねじ中へはせる也小力にて地也

右之御供もち不殘俵に入繩二尋つゝに切五所いはへりに解除幣差す也

一たき御供白壹升三合 其夜切火に而たく也

第四章 神社

四五三

第四章 神社

一 御種米神主清取升辻相改札木調差御宮翌日可上事
神主歸宅いたすなり

廿九日祭禮

一 神主御宮に上り

御供 焼き御供 但し桶に入備る

(御内三社え白三膳 外湯立 米壹升)

御内三社御膳三膳 (壹せん六すへ也三枚いはへニツ) 但し三寶に入る

残廿四膳内 廿一社 同 斷

(御膳壹膳にもち六ま) 兩末社二 左牛王 但し板折鋪
人中おき御供少し宛 右若宮

隨神 壹膳

下藏御崎御供 但し折敷にて數七十五

御神酒 手樽三丁 但し壹升三合入

御す 壹桶 但し甘酒

八升酒 壹桶

掛 鯛 (貳)(三) 壹掛

白 餅 盆壹ツ 舞殿に置 夕に折居の時備ル也

折居酒 四丁 但し壹樽に壹斗貳升入

右献供物に笹の葉を悉く敷也

先參詣次第

念祈 當年當申上御圖を引

神樂所 (三折紙五狀此内にてみいきの幣切る也)

鼓祝詞 内ニ而三ひき 幣きる也

神樂 社家數多

一晝十三銘座

御宮より不久もの 神主が座中え見舞

晝多用なれば夕に見舞

但し神主貳人せうそくにて

六番 鉄穴内銘

五番 前坊ヶ市銘

四番 廻田銘

三番 畑ヶ中銘

二番 森銘

左一番 座頭 代銘

山王大權現 神前座 中座上坊ヶ市銘

中座大別所銘

右一番 座頭 竹ノ下銘

二番 細田銘

三番 横路銘

四番 半坂銘

第四章 神社

第四章 神社

五番 東京銘

御すい 壹人右座行壹人左座へ行又元へ行たる□□又左へ行座す

氏子悉く盃いたし候事

御供 拾六膳、座に下す

神主がかよいを以口上御膳これに而宜鋪候哉と申事

三寶三膳の内

中之御膳 當渡・壹膳座(下す也)

次 半膳 寶藏之御供として當人へ下す也

次 半膳 上石見村神主

次 半膳 川井神主

下藏御崎御供 本社之戸口四方まきちらす也

次ニ八升酒 座え下す

次ニ御神幸 先格之通隨て賑々鋪可仕事此世活來年可致尤双氏子出情可仕候
みいき場ニ而

御 拔 入座祝儀

神 樂 但し御内社三社相濟

夕 食 相濟 少々之きうそく

夜 神 事

先 鼓 祝 詞

次 御 座

次年當神樂 是ニ而御神託當年當御斷御圍頂戴直に又來年當同斷

御内三社 三度 但し初め五方舞

次に舞に而

又舞三度も

次山神御神託 但し猿豆遣にこれを座中頂載爲致候事

大豆御幣持添舞也

當年當之斷をいたし御圍上ルれば頂戴にも及不申事

次に牛王御神託 但當年當入念御斷申上もの御おしへあり御圍頂戴

又直ニ來年當も同斷

右社家壹人これ迄御神託つゝくる也

次に三社折居 但し五方舞せしきニ御座ヌ

其前二而

解 除 散供ハ神前におろす也

御安座有て

三寶御膳壹膳但しから也

清酒備はる但し清水也神主頂戴

一、三寶に大根なます  座中廻す事三度

御神酒 しゃくとり社家頂載それ座中まはす事三度但しなますと替りくゝなり御神前は一度にてよし

神主が座中酒なます三度廻り候也哉と

神主笏ヲ持立ッ

第四章 神社

口上ニ權現様を申しませいでござる

神ほうへんにもない祭あきらかに調いおいたよと受御悦なされて御座ある當年當呼出し

御神前向 神主方當年當之年を云御斷り□□少し御神詫有り

御神様方 なますをはさみ當人の遣さる

又御酒 同斷

次 來年當おなし事也

元ト之座にもどり

神主を立て口上

權現様を申ませいで御座有る□□夜半の内にもちゅうようとも御座有れ共是もちんじ違へ不成て御座有るさいけんまいと仰ら

れて御座有る

氏子も立つ扇子をひろげ万歳樂と申也

但し鼓にてはやす也

それ方直に舞牛王なり

又少し舞へくらくらにおいて

二に將木に御腰御掛(將木は床几の誤ならむ)

御座舞

御安座有て 三寶に白もちをもち御備神主頂戴座中を廻す

御神酒 白もち三度酒三度座中廻す

神主立石右之通り云

又當年呼出し右ニ同し

又神主立て

右之通りいふ

それより直に舞上半王少し舞又八座におり居て

三にせうきに御腰御掛

神舞

御安座有て 三寶に煎肴をもちそなへる

神主頂戴社家中座中を廻す

御神酒 酒肴替りく三度廻す

又神主立て右之事を云

來年當呼出し右におなじ

今度は當年當寄り子壺人も不殘呼出御神前向御斷いたす

又來年當寄り子出すに不及

舞上 神事相濟 折居神主并ニ本神主當年當否いたし濟

神事濟次第御神種米來當へ相渡ス也

夜食 退 下 神主并寄り子當人まで皆こもる也

翌日 早天に龍頭氏子方遊へ手王様に献上す

神主當人寄り子御宮取り上踏る也

一大國主大明神 二の祭り

一山 神 祭

御神酒 貳樽

第四章 神社

第四章 神社

白餅 二つ
民子酒五升

右當屋が上る

山 神かむり 壹本
はきをとし 五本

今宮若宮貳本

兩社ニ而 天王様 壹本 かむり 九本

參詣次第 牛 王 壹本 はきをとし 五本

鼓祝詞 下藏御崎 壹本

若宮 貳本

荒人 壹本

御神樂 諸神一切残り神樂上る也

祭成就

おしめ上ヶ大月晦日小月朔日也

一當屋にて

冠御幣 壹本 但し十二枝中折ニ而

解除幣 壹本

花米白壹升三合

御神酒 當人寄り子迄
祈念して御くじを上

神送り おはけ竹にゆひ付

近所神森に氏子が送る也

御食料理品々御酒數こん

右御祭成就重疊目出度と神主氏子も勝手次第に歸宅致す也

日野郡野史 伯耆誌の記事と大差なし省略合祀社横見神社(元八幡宮)に付伯耆誌に左の記事あり村中東西八間南北五間の山地にあ

り此所も尼子氏の將の城址と云傳ふ右の小祠を世羅御崎の社と稱す城主の靈を祀ると云也然れども仔細詳ならず

二十二社詩歌

神戸上 山王權現

おのづから直き心をあらはして

神戸の上に住し神垣

山王權現老猿聲 松柏陰々宮殿横

日暮風寒雲霧起 詩人携酒結交情

枉李白二十二社巡拜紀行

猿聲客散斷腸聲 玉樹瓏玲雲霧横

人言此地山王廟 權現光輝古今情

四、社殿 左に掲ぐる社殿は社神明細帳に依る

本殿 榿一間半 大社造變態

向拜 榿三尺 神樂所 榿六間

合祀後大擴張をなし面目を一新せり該神社は基本財産を有すること本縣村社中に冠たり現金二萬七千五百圓造林十五町歩田三反歩あり其の利息を以て優に維持經營を爲すに足り本殿拜殿の大改造を

なし隨神門寶庫博物館社務所參籠殿の備あり一大美觀を呈す

五、境内 七百九十八坪

六、氏子 百三十二戸

七、合祀社 村社 花口神社 花口字宮原

無格社 釜谷神社 花口字釜ヶ谷

同上 上代神社 神戸上字上代

同上 横見神社 神戸上字横見

同上 山口神社 神戸上字荒神ノ元

大正四年一月十五日合祀

八、神職 代々相見氏(神戸上)奉仕したり

二一、賀茂神社 日野村大字本郷字カジキ谷

一、祭神 別雷命 武津身命

玉依姫命

合祭 市杵島姫命 健津身命

大山祇命 猿田彦命

海代彦命

二、由緒 元賀茂大明神と稱す社傳長谷部信連の勸請なりといふ、明治元年賀茂社と改稱同五年社

格村社に列せられ同六年賀茂神社と稱す

三、記録 伯耆誌

村中東西八間南北九間半の平地にあり、古棟札は文保元年に神主牧野大宅種造と記す次は貞和三年云々櫻井助延次は應永九年藤井助吉次は文龜三年藤井信重次は天文九年藤井信次の承應三年より佐藏氏なり前の櫻井を佐藏に改むと云ひて初の牧野其後の藤井等一家か他家か詳ならず

日野郡野史 壽永二年左兵衛尉長谷部信連當郡に謫せられ此神を祭り後牧野大宅種造櫻井佐藏助信の二人參河國櫻井より來住當社に奉仕せられ社領貳反廿五歩ありしを出雲の富田城主尼子晴久の代に沒收せられしと云へり昔は漆原、渡、榎市、奥別所小原の五箇村の總神社たりしも享保三年奥別所、榎市、小原の三箇村別れ漆原渡の總神社として奉祀せり

四、社殿

本殿 壹間四方 大社造變態

向拜 桁八尺五寸 神樂所 桁三間 梁一間

隨神門あり、(大正五年改訂せるも不明につき舊に従ふ)

五、境内 六百三十三坪

六、氏子 八十五戸

七、合祀社 無格社 渡神社 本郷字若宮ノ上

大正六年十月十九日合祀

八、神職 代々佐倉氏(本郷)奉仕す

二二、堀神社 日野村大字別所字堀

一、祭神 息長帯比賣命

品陀和氣尊

武内宿禰

合祭 六神

二、由緒 元八幡宮と稱す明治元年堀社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年堀神社と稱す

三、記録

伯耆誌 村の北や、高き處にて東西十間南北六間の地にあり字を永壽山と呼ぶ古城跡と傳ふれとも仔細詳ならず勸請年紀の社傳あれとも信じ難し明暦二年の棟札あり

四、社殿

本殿 桁五間 梁五尺

八幡造

通殿 桁三間三寸 梁八尺

拜殿 桁二間 梁貳圓一分

隨神門あり

五、境内 百四十四坪

六、氏子 八十八戸

七、合祀社 無格社 大歳神社 榎市字荒神ノ平ル

同上 小原神社 小原家ノ上へ

八、神職 代々佐倉氏(奥渡)奉仕す

一、祭神 多紀理比賣命 二、三、嚴島神社 日野村大字下榎字馬場ノ上

市杵島姫命 多岐都比賣命

合祭 八神及若宮 (明治三十五年八月二十日許可)

若宮ハ明治三十五年八月二十日鳥取縣指令受第四四三一號ニテ四屆ケノ指令アリタリ

二、由緒 治承年中左兵衛尉長谷部信連故あつて當郡に被配下榎村に住居其後文治二年四月安藝國檢非違使に被補長男大郎實信なるもの當地に留り父の任地安藝國に鎮座嚴島神社分魂を勸請して此の地に祭祀す往古より下榎庄八ヶ村總産土神嚴島大明神と稱號し神領高壹石三斗有之處明治元戌辰年鳥取藩神社改正の條嚴島社と改號せられ同壬申年鳥取縣社格村社に列せらる同六癸酉年神の一字を加ふ可き令あり則嚴島神社とす合祭倉稻魂命以下七神往古より當社の攝社にして村内所在に鎮座ありしを明治元年一村一社の制を定むるに方り本社へ合祭す

三、記録

伯耆誌

日野村大字下榎

嚴島神社 市杵島姫命 湍津姫命 祭日 六月十七日 九月十九日

此外ニ

倉稻魂命 建御名方神 表筒男命
中筒男命 底筒男命 猿田彦命

第四章 神 社

第四章 神 社

四六六

熊野椋日命 大山祇命 諸神明治二年當神社ニ合祭ス
合殿 若宮神社 祭日十月二十七日
祭神 長谷部信連

明治二年嚴島神社ニ合祭ス

社領 一石三斗證文如左 (伯耆誌所載)

日野郡下榎村嚴島大明神領高一石三斗從先規有之由存屆候爲覺之如斯候以上
寛文七六月廿四日

下 榎 村

神 主

以上ノ外社領古證文二通如左

日野郡之内榎村嚴島大明神之社領高八石 被遺候可有心得者也爲後日如此候
午二月十一日

吉村清左衛門判

十川久兵衛花押

大森二右衛門同

高木久右衛門同

雅 樂 神 職 殿

日野郡榎村嚴島大明神之社領高八石被遺候可有心得者也爲後日如此候

慶長十八年丑十一月十一日

佐野内膳正

景利花押

相 模 守 殿

備考

佐野氏ハ生山村の領主關長門守の臣也前紙の三史詳ならず當社長谷部信連の子孫安藝國佐伯郡嚴島神社を勸精せるもの也信連
當村居住の後文治中安藝の守護職に補せらる勸請の年紀今詳ならずといへど件の所縁につきて當社を當地に祭れるものなるべ
し猶下の條長谷部下に委しく説を見るべし今存するころの古棟札左の如し

應永九年

願 主 長 信 義

應仁元年

願 主 長谷部右衛門秀信

永正十八年

願 主 長 元 秀

奉再興嚴島大明神

神 主 雅 樂 綱 重

元龜四年丙寅月吉日

神 主 長谷部元信

以下略ス

神 主 信 重

社 傳

抑々此神者地神五代之始天照大神與素戔鳴尊於天真名井仁誓而生賜三之女神内仁而安藝宮島天降王布然仁當所仁人皇八十代 高
倉院之御宇治承四年仁長谷部信連爲平家沙汰此所流罪依之當郡遠近切拂人民乎招成村乎爲國家安平民繁榮守護八十一代安徳天皇
養和元辛丑四月持分之山仁勸請有之也然仁此神者本朝七福神之内辨才天トモ化現坐須誠仁以神威靈德明而萬民仁與珍萬之幸福乎
賜布御神是也末社若宮信連ヲ祭ル
時仁長谷部重行敬歌

第四章 神 社

四六七

天照美豆之御玉哉素戔嗚乃十握劍乎種與殿島乃神殿志久加々屋久須加太美須麻留仁宇津志玉乎司トル神
享保廿乙曆晚冬十三天 長谷部重行敬書

夫當社神靈之元起神德奉勸察仁地神五代之始 天照皇大神弟素戔嗚尊與天眞名井仁而尊乃十握劍種與利現賜布三柱之内仁而市
杵島姬奉申形美麗萬珍寶司代々皇孫守護藝州宮島御鎮座也且又下津人民奉蒙守護事希國郡所々仁奉令成御鎮坐者也即是近國竹
生島辨才天現座可尊可敬末社若宮信連ヲ祭ル
寶曆七丁丑三月十五日 黑坂住 長谷部正光敬書

殿島神社ハ養和元年長谷部信連ノ創建ナリト云フコト諸書ニ見エタリト雖モソハ然ラズシテ其子太郎實信ニ至リテ殿島神社ヲ
勸請セルコト明カ也長谷部信連ハ治承ノ亂ニ高倉宮以仁王ニ奉仕シテ事ヲ擧ゲ平清盛憤懣遂ニ高倉ヲ圍マシム信連奮戰支フル
コト能ハズ捕ハレテ伯耆國日野郡論セラレ下榎村ニ居ル後源賴朝天下ノ總追捕使トナリテヨリ信連ノ舊功ヲ賞シ召還シテ文治
二年守藝國檢非違使ニ捕ス信連久シク任所ニアリ殿島神社ヲ崇敬ス建久二年鎌倉ニ至リ建保六年十月廿七日能登國大屋庄河原
田ニ終ル長子太郎實信父ノ意ヲ紹ギ此地ニ殿島神社ヲ勸請シテ大ニ崇敬ノ實ヲ擧ゲテ産土神トナセリ。
長氏由緒大要

從六位下左兵衛尉長谷部宿禰信連ハ左衛門尉檢非違使長馬新太夫爲連ノ嫡男也爲連ノ曾祖季賴勤勞アルヲ以テ始メテ長谷部姓
ヲ賜フ信連久守三年正月十六日遠州長村ニ至ル困テ長ヲ氏トス
後白河天皇ニ奉仕從六位下左兵衛尉ニ任ゼラル禁廷宿直中本所伺候武士爭論アリ信連勇力事ヲ鎮ム大和ノ強賊常磐御所ニ亂入
シ賊貨ヲ奪フ信連單身躡ジ四賊ヲ斬ル傷ヲ負ヒ尙一賊ヲ捕フ功ヲ以左兵衛尉ニ進ミ院内昇殿ヲ聽サル 後一院第二ノ皇子以仁
王ニ屬セラレ三條高倉宮ニ奉仕ス治承四年五月二十五日平氏討滅ノ企アリ謀漏ル清盛檢非違使兼總等ヲシテ王宮ヲ圍マシム王
賴政ノ言ニ依リ難ヲ三井寺ニ避ク信連獨リ護ル士卒呼喚シテ宮ニ入ル信連奮戰十餘人ヲ殺傷ス衆寡適セズ身ニ重傷ヲ負ヒ終ニ
虜トナル宗盛射ヲ王ノ所在ヲ問フ信連屈セズ竟ニ所在ヲ告ゲズ人皆其ノ勇烈ヲ歎ズ清盛之ヲ感ジ死一等ヲ宥シ伯耆國日野郡ニ
流ス時ニ年三十四歲平家滅亡ノ後同國ノ縣令金持左衛門ノ尉ニ屬シ賊ヲ討チテ功アリ同國下榎村土居ニ住ス文治二年四月四日

賴朝ノ招ニ應ジテ鎌倉ニ詣ル安藝ノ檢非違使ニ補レ六月 高倉宮ノ功績ヲ賞シ能登國能登郡地頭職ニ補シ補判ノ下文アリ後同
國鳳至郡暨ヒ尾張國中島郡ヲ加領ス建久中加賀ノ賊ヲ平ケ賴朝之ヲ賞シ同國江沼郡塚谷保ヲ加領シ同國ノ檢非違使ニ捕ス塚谷
保巡視中温泉ヲ發見ス今山中温泉是也後鳳至郡大屋庄穴水村ニ居住ス建保六年十月廿七日卒ス年七十二信連生前自ラ木像一軀
ヲ作り穴水ニ安置ス今長谷部神社是也寶曆五年武建靈神ノ號ヲ授ケラル尋ネテ武建靈社ニ昇進文政五年武建明神七年大明神ニ
進メラレ明治六年村社ニ列シ長谷部神社ト稱ス同十六年郷社ニ進ム云ム
尙同氏保存ノ武建靈神ト崇敬セラレシ最初ノ神宣書ト及ビ現神職長谷部秀雄保存ニ係リ御社牒ニヨリテ合殿若宮神社ノ祭神長
谷部信連大人ヲ神靈トシテ祭祀セシ年代ノ同一ナルトヲ以テ考フレバ正シク其當時已ニ國ノ遠隔ニ關セズ一般ニ信連ノ武勇忠
節ヲ崇敬セラレタルコト炳焉タリ

宣 旨

- 宗 印 源 長谷部信連荒魂
- 武 健 印 靈 神
- 右宣授印靈號者
- 神宣之印啓狀如件奉
- 寶曆五年十二月十一日 神部壹岐宿禰

- 神祇管領 卜部朝臣印判
- 御社牒
- 一若宮社

四、社殿

本 殿 壹間四方

大社造變態

第四章 神 社

幣殿 桁一間五尺

拜殿 桁一間半

神樂所 桁二間半

大正四年改造

五、境内 八百四坪

六、氏子 七十四戸

七、合祀社 村社 安原神社 安原字御藏ノ元

大正六年五月二十六日合祀

無格社 宮塔神社 下榎字宮塔ヒナ平

大正八年四月十六日合祀

八、神職 代々長谷部氏(下榎)奉仕

二四、安井神社 日野村大字津地字奥ケ市

一、祭神 足仲彦命

譽田別命

息長足姫命

合祭四神

二、由緒 元八幡宮と稱す長谷部信連の勸請明治元年津地社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年津地神社と稱す大正五年十二月十六日合祀によりて安井神社と改稱

三、記録

社記

十二社権現と號し奉りたり
外に大將軍神あり祭神由緒詳ならず

津地村

産土神 八幡大神

足仲彦尊 神主 根雨宿 梅林氏

譽田別尊 勸請年紀不分明

息長足姫尊

合祀

御先大神

大足彦忍代別尊 勸請年紀不分明

祭神 若足彦尊

祭神に因みて往古は大足彦社と唱へたりとか同上

攝社 若宮大明神

守遲若郎子

祭神 大佐々宜尊 勸請年紀不分明

武内大神

四、社殿

第四章 神社

本殿 壹間四方

八幡造

拜殿 桁二間一分

神樂殿 桁三間半

通殿 桁六尺三寸
梁八尺

五、境内 六百八十六坪

六、氏子 四十六戸

七、合祀社 村社 賀茂神社 野田字大宮廻リ

大正六年五月二十六日合祀

八、神職 代々長谷部氏(下榎)奉仕す

二五、嚴島神社 日野村大字船場字宮谷

一、祭神 市杵島姫命

田心比賣命

多岐津比賣命

合祭 三神

二、由緒 元嚴島大明神と稱す、明治元年嚴島社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年嚴島神社と稱す。

三、記録 伯耆誌

社領一石三斗二升七合

日野郡野史 寛永年間舟場村篠木安左衛門氏安藝國家嚴島神勸請云々

四、社殿

本殿 一間四方

大社造變態

幣殿 桁五尺四寸
梁四尺八寸

拜殿 桁一間半
梁一間

神樂所 桁二間半
梁二間

隨神門あり

五、境内 二百十八坪

六、氏子 四十五戸

七、神職 代々石原氏奉仕し現に安江氏奉仕す

二六、高尾神社 根雨町大字根雨字八幡

一、祭神 譽田別命

息長足姫命

武内宿禰

倉稻魂命 外六神

元八幡宮と稱す明治元年高尾社と改稱同五年村社に列せられ同六年高尾神社と稱す

二、由緒

三、記録

社記

八幡大神

祭神 相殿 息長足姫命
 本殿 與田別尊
 相殿 武内宿禰
 神主 根雨梅林氏

創立の年代詳ならざれども往古より八幡大神と稱し國司崇敬の社にして神領もありしが中頃没せられたり
 明治元年九月高尾神社と改められ同五年四月村社とせらる

當社は武の神として一般に尊敬せられしを應仁亂文明の頃よりは特に信仰せしものにして當時此の地方の豪族も現時の要害山を殊更當社と接近せし處に撰びて此處に壘を築き以て武運を祈りしより村民の尊敬益々厚く以て現時に及べりといふ

寛政十二年ならんか池田氏の臣荒尾某(文字蝕滅讀む能はず)當社に弓矢を獻じ以て武運の長久を祈りしことあり然れども今は辛うじて其の面影を存するのみ是を見ても武運の尊崇厚かりしを知り得べし

四、社殿

本殿 桁一丈八尺
 拜殿 桁一丈一尺 梁八尺
 八幡造
 神樂所 桁三間 梁二間
 隨神門神輿庫あり

五、境内 八百九十六坪

六、氏子 四百戸

七、神職 代々梅林氏(根雨)奉仕す

二七、三谷神社 根雨町大字根雨字權現

一、祭神

大物主命

合祭 事代主命

二 神

二、由緒 元王子權現と稱す明治元年三谷社と改稱同五年社格村社に列せらる

三、記録

社記

王子權現

祭神 天之神奈備神(所請大物主神)

神主 根雨 梅林氏

社傳ニ所謂當社祭神ハ大和國三輪の大物主神に事代主神を合せ祭りし故に神奈備の社とも申傳なり大和の大神の社と御同神なるにより大神の社と申せしをオホジと社と轉語して唱へ來れり、然るを後世に至りて王子と申す文字に書替へ亦權現と云ふこともその頃より添へたる社號として全く中古よりの唱へにして實ハ大神の社又ハ神奈備の社と可唱事なり當社ハ往古國司の御崇敬の社にて神領等も雖有之中古沒收せられ社領及衰微勸請の年紀も分明ならず趣申傳有之

四、社殿

本殿 一間四方
 廊下 桁一丈三寸 梁三寸
 神樂所 桁三間 梁二間
 大社造變態
 拜殿 桁一間半 梁一間半

五、境内 三百六十三坪

六、氏子 四百戸

七、神職 梅林氏(根雨)代々奉仕す

二八、金持神社 根雨町大字金持字妙見谷尻

一、祭神 八束水臣津努命

天常立命

意美豆努命

二、由緒 元三體妙見宮と稱す出雲國蘭妙見を勸請せりといふ、明治元年金持社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年金持神社と稱す

三、記録 日野郡野史 棟札寛永九年以後のものあり

舊記

産土神 三體妙見宮

祭神 天常立命

八束水臣津努和命

意美豆努命

神主 當村梅林氏

當社由緒詳ならず最も當社ハ出雲國蘭妙見を勸請せし御社ニテ舊號妙見と相稱せしを明治元年十一月公裁に依て金持神社と改稱せられたり

社領五斗五升四合 証文如左

日野郡加持村妙見領高五斗五升四合從先規有之由存知届候爲覺之如斯候

寛文七年六月二十二日

吉村清左衛門

社記 金持村妙見宮由緒

掛卷も畏き當社妙見宮は人皇五拾二代嵯峨天皇の御宇弘仁元年大神宮御遷宮より行はせ給ふ時に出雲國妙見大明神の神宮伊勢參

宮にお立けるに道中安全のためとて妙見宮の神前なる目附の玉石を御守神とふくろに入て貢出て此里の洞か谷迄賣たる玉石假かに重くならせ玉ふゆゑいかにともせんかたなみたに照る目もくもるはかりに歎しかとも猶玉石はうこき玉はねばやうやう旅中の祈願なとして名残惜々ながら伊勢のかたにいそぎけるとそ其の頃にやありけん此の梅林家先代吉郎左衛門といひしに人に毎夜御神夢あるによりて宮造してかの玉石は此の里の氏神にと崇め祝ひ奉りけるさて其の後廿七年を経て承和三年の夏四月伊勢國白鬚大夫とて此處なる洞が谷に木の葉かきわけ玉石をたつねけれども宮殿のうちに齋ひ奉りし後のことなればさらに尋ね得ずせんかたなく里人にことのよしをかたらひてとはるれば我梅林家に伴ひきたりぬしかるときに白鬚大夫のいへるはみつからは元來出雲國長濱妙見宮神宮の二男にて伊勢參宮の折から彼處にとまり白鬚大夫と申すものゝ家に智となりてとしをかきかね老年に及ぶ故昔床しく出雲の國におもむくなればまつ此の里に残し置きたる玉石をこそとこゝろさしたつねしかとも見えあたらすてなるとかたらふよりそ當社妙見宮の御由緒 いちしるしくせられける即いつきまつり奉る大神は北辰尊星天常立命八束水臣津努命意美豆努命この三神を合せ祭りて三體妙見宮と稱し奉る也

そも天常立命ハ高天原に鎮り坐して北極萬歳の御神にて聖運萬々歳を官りたまふ御神徳ハ諸人の知れる處なり扱て八束水臣津努命ハ尊ら國引寄つくり玉ふ大神也また意美豆努命ハ國ひきませし時の網につきたる砂神門の水海と大海との間に長さ廿二里二百三十四歩廣き三里山のとたりたるよし其處今ハ蘭の松山又ハ蘭の長濱ともいへりとそかく國土經營に力を入れ玉ふ大御神等故に御代太平國家繁榮を守り玉ふ趣ハ出雲風土記に見たり殊更神驗のあらたかなるは人皇九拾五代後醍醐天皇隱岐の國を出でたまへ玉ふて伯耆國船上山にのほり玉ひければ先金持大和守此の妙見宮にあつく祈をなし御神前の戸張りをとり出して御旗となし船上山に參向しみかたし奉りてより天皇都の方へ還幸ましましぬかゝる時に金時大和守ハ具に奏し奉るによりこの金持村妙見宮に聖運萬安の御祈りをかけ玉ふ御繪旨ゆゑ有りて寫したるのみそ今は我家に持傳へたりける。

伯耆國金持庄一圓所被寄附也

殊致當社興隆可歸朝廷靜謐

之化旨凝精誠可祈申者

繪旨如此悉々以狀

□月二十四日

神官

勘解由次官光守

かくのとき繪旨を賜はりて夫より備中國明智峠を越玉ひ入野なり地のかたを御幸ましまして花見村にて
夜はあけち月は入野と身はなりち

こゝて花見る腰懸の岩

と御製あそはしたりけるとなん昔は此の妙見宮のみやたちかくあさましき様にはあらぬときにと我か梅林家に異腹の兄弟睦まじ
からぬ故ありて兄なる人この處を逐電したりける頃より御繪旨古證文等のありところも志れずまた志る術もなかりしより世を經
るまゝに社の様も劣ひにたるそ歎くにも猶あまりあることかなかの逐電せし人後出雲國日御崎の社中に住居せしとのかたりつた
へあるによりて出雲國日御崎の萬記を見るに

後醍醐天皇繪旨數通ありと見まは妙見神社神園神社在園松山號とて末社の部に書きつらねてあるを見ればかゝる縁によりて日

御崎にかの人居住せしはまきれなきことかとおもはるゝさりながら年月もあまた隔たること且たよりなけれハ當社の繪旨いかゝ

なりけん日御崎の御社に納まりしにや後代の人達よ心たゆまずありかたき御繪旨の行衛をしたひさかしよきたよりもとめて日御
崎にたつね入我家にとりかへさまほしき心たゆむな猶この宿つける代々の人よ

社傳に曰く後醍醐天皇より下賜せられたる繪旨の寫しあり暫く記して後の考證に待たん

伯耆國金持庄一圓被寄附也殊當社與降可歸朝廷靜□之社旨凝精誠可祈申者論旨如此悉々以狀

□月二十四日

社領五斗五升四合

勘解由次官光守

日野郡加持村妙見領高五斗五升四合從先規有之由存知屆候爲覺之如斯候以上

寛文七年六月二十二日

吉村清左衛門

加持村神主

四、社殿

本殿 一間四方

大社造變態

幣殿 桁一間

拜殿 桁二間半

神樂殿 桁三間

祭器庫 桁一間半

五、境内 八百六十三坪

六、氏子 六十五戸

七、合祀社 無格社 野々尾神社 金持字野谷

大正四年十一月二十五日合祀

八、神職 代々梅林氏(金持)奉仕したり

二九、板井原神社 根雨町大字板井原字大西

一、祭神 大己貴命

合祭 須勢理比賣命

二、由緒 元山王權現と稱す明治元年板井原社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年板井原神社

と稱す應永五年の棟札あり

三、記録 伯耆誌

第四章 神社

第四章 神社

社領五斗八升四合

日野郡板井原村山王領高五斗八升四合從先規有之由存知届候爲覺如斯候以上

板井原

産土神 山王權現

祭神 大物主命 勸請年紀不分明

根雨梅林氏

社領高五斗八升四合 証文如左

日野郡板井原村山王領高五斗八升四合從先規有之由存知届候爲覺之如斯候以上

寛文七年六月二十二日

吉村清左衛門

板井原村

神主

四、社殿

舊號久津懸神社(祭神須勢理姫神)を合祭せり

本殿 一間四方

大社造變態

神樂所 桁三間 梁二間

拜殿 桁二間 梁二間

祭器庫あり

五、境内 五百五十坪

六、氏子 六十三戸

七、神職 代々梅林氏(金持)奉仕したり

三〇、高國神社 根雨町大字秋繩字神田

一、祭神 思兼命

合祭 三神

二、由緒

元高國大明神と稱す明治元年高國社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年高國神社と稱す

三、記録 伯耆誌

往古は二石四斗七升一合の社領ありしを何の頃か没收せらると云へり、今其地を神田と號す。

日野郡野史 昔信濃伊那郡阿智神社より勸請せりと云ふ延寶三年以後の棟札あり

四、社殿

本殿 一間四方

大社造變態

幣殿 桁一尺 梁五間

拜殿 桁三間 梁一間

神樂所 桁四間 梁二間

神輿庫隨神門あり

五、境内 三百五十三坪

六、氏子 百四十七戸

七、合祀社

無格社

濁谷神社

濁谷字奥畑

同上

門谷神社

門谷字林塔

第四章 神社

同上 山口神社 三上字智面

大正四年十一月廿七日合祀

八、神職 代々長尾氏(眞住)奉仕したり今は佐倉氏(本郷)奉仕す

三一、洲ヶ崎神社 神奈川村大字洲ヶ崎字宮田

一、祭神 速曾佐男命

合祭 大山 祇命

二、由緒 元天一神と稱す明治元年洲ヶ崎社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年洲ヶ崎神社と稱す

三、記録

洲河崎邑天一神縁起卷

洲河崎影山清治郎所藏

前略天一神之山號西蔭山止奉申被謂委久尋仁彼山之仙昇莫々止志天高山嶮岨多利彼山日時終止申須事被謂如何止尋仁日乃晡時至者彼山乃仙與利影止奈利故仁晚乃日入時乃穰仁暮懸留故仁昔依利日時終山止名於付多利日時終止書天日乃時終止讀文字也依□ル晡時止波畫乃七ツ時於云也日入止ハ暮乃六ツ時云然則一時乃有遠早久暮懸留依天日時終山波付多利古老申傳多利歌日

明怒類と暮るゝ物かは今日の日も
名残そおしき西山のかけ

東平波蔭利西平波晴天輝天能溫利在留故仁狐狼野子母其方倍止心指別天熊者子於勞留事深故仁子於引連西山乃日向陪連行遊狂志觀乃背中陪飛付狂鳥所於木樵山人共見履事多比々成故仁爰者熊加背成止名於付多利歌日

熊の子を産事やすき冬籠
身を瘦してや春を待覽

此山與利落下天五百丈母裔仁職々多留巖岩落利下天大河彼打邊仁水連卷入江有是乎名付天餌食見加淵止云水於卷込立波嶮數事利奈心扱母津冷淵也此川瀨依利流留々物於波何物不寄彼歸通佐志止叫食仁吞鼻故仁餌食見加淵止名多付利則字仁者餌食見止書此淵依利歸夕待仁出天餌於求免子佐和久所陪往來旅人勞哉賀々留様子不知而不慮仁彼歸仁出今無散成留哉歸仁吞水鼻往來之旅人乃歟悲事度々成禮者其頃半上邑仁地頭職平之朝臣判口藤左衛門尉繁吉止申鼻家仁平三其右衛門止天代官職乎動鼻家三其右衛門判口繁吉殿仰鼻者某此所仁有奈賀貝珠仁半上洲河崎久三ヶ所之地頭職仁天乍居餌見加淵乃歸於其儘仁不可置止存者如何止仰鼻平三年其仰良右衛門意御上頓而用意於仕六角仁篤基於拵跡陪眞物繩於引世其控陪繩仁健成者數人仁申合引上ル繩仁相圖於堅鼻扱亦判口繁吉殿其出立右曾悠々鼻役飼食見加淵江籠臺仁乘天流れ懸者彼歸喜得多利止其儘吞懸留繁吉歸復十文字仁突通し々々相圖之繩於引上ル歸不被溜向之岸仁飛上利津多々切利伏世大河者赫仁成天會流れ鼻歸想儘仁退治於奈志判口繁吉殿喜悅之惠美於含ミ諸人之喜往來之者共茂心安久通鼻居村近村者迄茂悅事限利奈志末代仁至迄安穩仁暮死人民之悅限奈志然共判口藤左衛門尉繁吉御正存之程古曾至極也某加一度歸之餌食止奈利天二度武家道者不立餘利諸人之愁加哀佐虎之尾踏毒蛇之口於被通止哉爲悅萬民仁一家命於捨事兼而覺悟於弱多利連夫婦子息三人共仁腹切天終鼻止加屋今半上村仁後容堂有之本名洲河崎止云邑之名本分明理仁相應乃邑昔與利能齋村立仁天山下仁大河邊於波洲崎洲河崎止天河嶋乃異名奈利歌日

音に聞く廣瀬の川の立藩は

何も絶せぬ洲河崎を見て

讀待且亦天一神建立昔與利棟札於以何之何賀志止再建與本願止記世利昔平乃朝臣判口藤左衛門尉繁吉臣家平三其右衛門願止志天大永六年丙戌八月朔日遷宮止記世利其後乃造營本願蔭山平左衛門蔭山與三兵衛兩人止志天造營本願元和五年己未四月日遷宮當御代至天蔭山權右門尉本願仁天別而思立事兼與利當所氏神之處御領坐之昔與利田地之中仁有之見入見込惡敷仁天忌不淨モ如何有曉與此宮乃社何止曾新地陪御移奉度願不綴依天萬惣氏子共止相談和睦之以上其掌心爲一知仁志天彼西蔭山蔭切開新此地仁御勸請修復之地止奈志奉ル發氣之始利孟春與利切開小奉迄之人使之役何百日止云其數難積亦建立乃大工小工挽等集毎日不怠造營作事乃奉行毎日相詰時之役人方別而以辛苦此宮建立成就須留本願止云新地西蔭山乃麓於切開切採目御新地之本願地云西方乃發氣本願影山權

右門尉笹次真能働悉久成就須然則末世分氏子共至迄信 發志此宮零落之節者此心指於不違志天本願發氣於望事專一也末代至迄末孫此緣起之奥書憶仁記置申畢

享保六年辛巳十一月廿日

附多利此筆跡日野下郡幣武庫邑

狂歌

神 主 船越土佐椽正利作意

書き置けは後の世までの形見なれ

志らざる人乃名こそとわるゝ

四、社殿

本 殿 一間四方

幣 殿 桁一間二尺 梁一間

神樂所 桁三間 梁二間

拜 殿 桁二間 梁一間半

隨神門あり

五、境内 二百十二坪

六、氏子 四十七戸

七、神職 代々石原氏奉仕したり今安江氏奉仕す

一、祭神 大國主命 神奈川村大字武庫字宮廻り

合祭 大山祇命

二、由緒 元國司大明神と稱す、明治元年武庫社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年武庫神社と稱す大正五年三月十日神奈川神社と改稱す

三、記録 伯耆誌

産土神 國司大明神

社方七尺 祭日 九月九日

神主當村 船越氏

社領高一石六斗九升八合

日野郡野村大明神領高一石六斗九升八合從先規有之由存知屆候爲覺之如斯候以上

吉村清左衛門

寛文七年六月二十二日

古來神社によりてハ鍵取なるものを置かれたり其の務とする所固より一律ならずといへとも左に掲ぐる武庫村熊野權現奉仕の鍵

取并ニ神主に對する定見書を具ればその一端を知るに足らんか

日野郡武庫村熊野權現神主舟越筑前鍵取同村權之丞職分勤方定

一熊野權現祭禮并諸神事之節兩人立會ノ上ニ而神主差圖ヲ以鍵取神前御御戸開可申候其別内陳之義ハ神主一切取揃可申候鍵取内陣

へ入候義可爲停止候

若神用ニ付入不申候而不叶義出來之節ハ神主可伺差圖候事

一權現神前之散錢散米等ハ鍵取受納可申候

神樂米諸初穂等ハ三ツツ分鍵取取分二ツハ神主取分之事

一氏下諸祈禱鍵取相勤候儀堅停止他氏子メ相頼候義ハ相對ニ而勝手次第之事

一惣而祭禮諸神事之節兩人出合之上ニ而相努何ニ而茂意人罷出候義有之間鋪候萬事對神主へ不禮之可請指圖事

一社地拂除等宮山之義前々の通鍵取可相勤事
右之條々自今堅可相守若於相背者急度曲事可申付者也

享保十二年未ノ三月己

山田 彌兵衛
花 押

四、社殿

本 殿

桁七尺四寸
梁七尺四寸

大社造變態

神樂所

桁二間
梁一間半

隨神門あり、改築増築後の狀況不明、しばらく舊に從ふ、

五、境内 三百五十七坪

六、氏子 八十戸

七、合祀社 村社 下安井神社 下安井字八幡宮ノ上エ

無格社 熊野神社 武庫

八、神職 代々船越氏(武庫)奉仕す

三三、熊野神社 神奈川村大字俵野字宮ノ廻リ

一、祭神 伊弉諾命

伊弉册命

合祭 三神

二、由緒

元熊野權現と稱す明治元年熊野社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年熊野神社と稱す

三、記録 記すべきこと無し

四、社殿

本 殿

桁一間四尺七寸
梁一間七寸
桁四間
梁二間

流 造

隨神門神輿庫あり

五、境内 四百七十五坪

六、氏子 百二十六戸

七、合祀社 境内神社 姫宮

大正三年十一月二十日合祀

八、神職 代々船越氏奉仕す

三四、江美神社 江尾村大字江尾字銀杏ノ段

一、祭神 天照國照彥火明櫛玉饒連日命

伊弉諾命

素戔鳴命

既戸豐聰耳尊

合祭 玉依姫命 譽田別尊
 足中彦尊 息長足姫命
 武内宿禰命 稻田姫命
 建御名方命 大己貴命
 稻背脛命

二、由緒 石上神宮勸請磐船神社と唱へ後王子權現と稱し、舊領主蜂塚氏神領高六拾三石五斗六升御寄附あり其後中村氏に至り六石に減せらる後因伯太守池田氏に至り更に神領高壹石二斗七合御寄附せられて小原庄總鎮守の神社なりしが明治元年江尾社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年江尾神社と稱す大正四年五月二十三日上の段へ移轉舊城址名によりて江美神社と改む

社記一

産土神 江尾神社
 祭神 天照國照彥大明櫛玉饒速日命
 伊弉諾命
 素戔鳴命
 厩戸豊聰耳命
 神主 當宿岡氏

合祭

素戔鳴命 稻倉魂命 稻背脛命

此の櫛玉饒速日命ハ天之忍穗耳命の御子に在まして天香山命の御父神に在はす此の大神は高皇産靈大神の教詔の理旨を奉體して十種神寶を齎らし天降り給ひて本邦の國難を防禦し皇運を扶翼し給ふ大神也
 右神社往古は磐船神社と稱へ大和國官幣大社石上神宮の御分靈を勸請せる大神也先づ勸請するに當り天の磐船(神代天神の座乗し玉ひし船の云也)を模造せる神輿に奉安して迎へ奉れるに際し本村より十町許り上に方り入江といふ所あり此處迄歸りしに川下なる山嶽崩れ川を埋めその爲に水湛へて入江に及ぶ一面灘の如くなれり之に由て神輿を御船に乗せたまつりて本村に遷し奉り幽邃の地を下し現在の山復に膝負の美を極め莊嚴の社殿を造營し社地を磐船山と命名し社號を磐船神社と稱し又此の處の村を磐船村と稱し又麓を流る、川を船谷川と稱し尙神武天皇より三拾四代にあたらせたまふ推古天皇の御宇(後に至り厩戸豊聰耳命を合殿に祭りて社號を王子權現と改稱す又此處に銀杏の大樹あり是に因て字銀谷の段といふ也尙蜂塚氏の舊城ハ唯今學校の上なる土地を古城といふ又唯今學校の敷地は土器の内と申して今字を土居ノ内と申す也寺の處より上を馬場といふ又西の門坂と申は蜂塚氏御在城の時西の御門址なるを以て字を西門坂といふ又蜂塚主の家老に宇佐木隼人正と申す武士陣構へ致し居る故に今字を宇佐木丸と申す也又白尾申所は昔谷奥に尾の白き狐徘徊往來の人を煩すに付江尾の城主の家來退治しにより夫より字を白虎と申す也又城野尾と申處に藤井内藏頭御在城にて其家來に相見佐馬之介と申す武士彼の淵に怪魚棲み人を煩すに付相見佐馬之介退治これより字を相見ヶ淵と申傳ふ又本宿内の後にあたりて落合と申す處あり此の處へ昔船谷川と南谷川落合居たる故に今字を落合と申傳へいふ又山嶽崩れ川の淵埋れる處を字埋が淵といふ此の此處は久連村内也その後該埋りたるころ川となり水の湛もなにもなきに至る之に由て磐船村の住人現今の村に移住す此際に至り此の處を入江の尾なるを以て村名を江尾と稱するなり(口碑)昔時天曆年間の頃此地方を切り開き居住せる豪族あり(進氏といふ永祿年間江美城主蜂塚右衛門尉の重臣進五郎兵衛の先祖也)厚情を以て人民を撫育す故に大に繁榮するに至り自ら莊園を有し地名と稱す又土民は俗に長者と唱へり該長者の曰く土地を開懇して何ぞ守護神なかるべけんやと茲に大和國石上神宮を勸請し來れる者と傳へいふ(長者病死す時に村民其の恩德にを報ぜんがた

め集議互に心を一にして貳尺四方の宮社を建て權りに長者の靈魂神と祝ひ長者權現とこれを敬崇せしも明治元年舊鳥取藩神社改正の際廢社となれり

社記二

本社は本村の産土神にして細原莊(小原莊)一圓の總鎮守也故に或は大莊或は大宮或ハ高氏等の社格を特有し給ひき(中略)文明年間江尾舊領主第一代蜂塚房守第二代蜂塚參河守第三代蜂塚丹波守明治四十二年を距る三百六拾七年前後奈具天皇御宇天文五年に至り第四代蜂塚右衛門尉特ニ本社を崇敬すること衆人に勝りて本社を造營し加之神領高六拾參石五斗六升及御幕提燈等數多寄附して以てその赤誠を表し至善精美を盡せり然るに今を距る參百四十五年永祿八年八月五日の夜吉川軍勢押寄せ翌六日蜂塚の居城落城す同時に本村民家と共に本社及び古文書類焼失せしこと社傳記に見たるは遺憾とするところ也此の時に當て神領も亦沒收せられしなるべけれども其これを徴すへきものはなし、されども今を距る參百拾七年前正親町天皇の御宇天正元年拾一月一日本社造營し正遷坐式を舉行せること棟札に見えたり今を距る參百九年前後陽成天皇の御宇慶長六年十一月の古券に「大神權現爲御神領高六石并居屋敷被遺候事定也慶長六年十一月小松勝三郎在判櫻甚吉在判神主」と見えたり(勝三郎、甚吉等は伯耆國米子城主中村一學の家從なり)又今を距る貳百九拾年前後水尾天皇の御宇元和元年中村一學一忠崇敬し神領高六石及び御幕提燈等を寄附し以てその至誠を表せること古文書に見ゆ又今を距る二百四拾三年前靈元天皇御宇寛文七年鳥取藩主松平相模守少將源光仲以降代々崇敬淺からず其傳ふる所る由來古券に「日野郡江尾村權現領高一石二斗七升二合從先規有之由存屆爲覺之如斯候以上寛文七年六月二十二日吉村清左衛門印 江尾村神主」と見えたり(吉村清左衛門ハ源光仲の家從にて當時の社寺奉行たり)又今を距る二百六十年前靈元天皇の御宇寶永元年本社火災にかかりし時本社及外建物古文書類火の爲に灰燼し失ひぬ(中畧)明治三年神領を奉還し同五年銀若子を賜はるその書付に「江尾宿社領三斗七升三合代百八拾二匁壹分壹厘壬申五

津澤 匠太と認めたり爰に及

んで本社と松平家との關係全く斷ちたり」明治元年江尾神社と改稱同五年四月村社に列せらる。

伯耆誌 産土神 王子權現 社堅 二門横三間 祭日 九月十九日 神主當村 岡 氏

社領高一石二斗七升二合証交左の如し

日野郡江尾村權現高一石二斗七升二合從先規有之由存屆爲覺之如斯候以上

寛文七年六月二十二日

吉村清左衛門

四、社殿

本 殿 桁三間
拜 殿 梁二間
中門あり

五、境内 七百七十八坪

六、氏子 二百七十六戸

七、合祀社 村社 久連神社 久連字貝市

無格社 城上神社 江尾字上東屋敷

同上 鷺神社 久連字代

同上 上段神社 江尾字上ノ段

同上 山口神社 同

同上 諏訪神社 小江尾字代

同上 代神 久連字代

大正四年五月二十一日合祀鷺代兩神社は敬神美談あり

八、神職 代々岡氏奉仕したり

三五、佐川神社 江尾村大字佐川字阿彌陀免

一、祭神 譽田別尊

足仲彦命

息長足姫命

武内富禰

合祭 七神

二、由緒 宇佐八幡宮勸請一國八社の八幡宮と稱す明治元年佐川社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年佐川神社と稱す

舊龜山城主馬田源兵衛より神領高二十五石美女石城主細川三郎二郎より社領七十五石後池田氏より七石六斗六升を受領すといふ

三、記録

八幡宮由縁書

一當社八幡宮往古九州筑前國宇佐宮ヨリ勸請止申傳中古天文十八年佐川郷龜山城主馬田源兵衛尉神領貳拾五石御寄付

一天正元年佐川郷美女石城主細川天竺三郎治郎元氏源家正統依之別而八幡宮尊敬也天正十三乙酉八月八幡宮再建立有于社領高七拾五石寄付也

一少將様御代ニ社領拾石御付被爲成候

右之通御証文并吉田家之裁許狀等社御奉行山田彌兵衛様御改被 御付差上申候處御宿所燒失之砌燒ケ申候由ニ而其後寛文七年十月

十九日替り御証文左之通被 御付

御証文寫し

兩御國中之神主職先年御改被成候ニ付其宮神領之目錄并其方へ吉田より之裁許狀請取置候處手前火事之節燒失候而返渡不申之兩通有之候段無偽候以來御改被成候刻之爲証文如此候恐惶謹言

寛文七年十月十九日

山田彌兵衛
書判

日野郡佐川村

神主 住田采女殿

當御代様社領御書替被 御付御証文寫し

覺

日野郡佐川村八幡領高七石六斗六升從先規有之所存知届候爲覺如此ニ候以上

年吉村清右衛門判

寛文八年二月九日

佐川村神主

住田家の屋札寫し

天正三年乙亥極月吉日領主山道遠藤藤四郎三郎戊年(梵字あり) 地頭御領國主 伊達雅樂

住田家屋敷御免地之事

私居屋鋪左之通り

一上畑貳貳拾歩 屋敷御免地

前西往來

後東田地功

第四章 神社

第四章 神社

家西向

南隣家屋敷

平地

北は往來

村社 佐川神社

位置

日野郡佐川村字阿彌陀免

一祭神

譽田別命

應神天皇

足仲彦命

仲哀天皇

息長足姫命

神功皇后

武内宿禰命

合祭

木花開邪姫命

猿田彦命

大日靈貴命

大己貴命

素戔鳴命

稻田姫命

大山祇命

一社地

一社殿

一由緒

創立年代不詳ナリト雖往古豊前岡字佐ノ宮ヨリ勸請シ一國八社ノ八幡宮ト唱來レリ明治元年舊鳥取藩神社御改正ノ際八幡宮ノ社號ヲ除佐川社ト改稱シ佐川村根原村柳原村大坂村ノ四ヶ村即佐郷ノ物鎮守トナル同五年鳥取縣社格改正ノ結果村社ニ列セラレ同安西六年ニ神ノ一字ヲ加フベキ旨ニヨリテ即チ村社佐川神社トナル

一神社ト土地トノ關係

天文十八年佐川郷鶴山城主島田源兵衛 神領二十五石ヲ寄附シ天正十三年乙酉八月佐川郷美女石城主天竺三郎二郎源元氏八幡宮

ヲ再建シ社領七拾五石ヲ寄附ス

少將様池田侯ノ事 本國ヲ領セラル、ニ至リテ社領拾石トナル後又減セラレテ七石六斗六升トナル明治四年遂ニ神領ヲ廢セラレ土

地ハ神官住田滋見氏御掛下ヲ受ケ

右証文并ニ吉田家ノ裁許狀ハ寺社奉行山田彌兵衛御改仰付ケラレ差上申候處御宿所燒失ノ砌書類モ共ニ灰燼トナルニ依リ後寛文

七年十月十九日付ヲ以テ替リ御証方左之通り仰付ラレタリ

兩國中之神主職先年御改被成候ニ付其宮神領ノ目錄再其方へ吉田之裁許狀請被置候處手前火事之筋燒付にて返復不申右兩通有之候段無偽候以來御改被成候刻 爲証如此候

寛文七年十月十九日

山田 彌兵衛 書 判

日野郡佐川村

神 主 住田 采 女殿

當御代様社領御書替被 仰付候御証文寫左之通

覺

日野郡佐川村八幡領

高七石六斗六升 從先規有之所 存知届候爲覺如此候以上

寛文八年二月九日

吉村 清左衛門判

佐川村神主

四、社殿

本 殿 桁三 梁二 間間

八 幡 造

第四章 神社

幣殿 桁一間五分
梁一間
隨神門あり
拜殿 桁四間五分
梁二間

五、境内 二百十五坪

六、氏子 百九戸

七、合祀社 無格社 高森神社 柿原字足谷

大正六年一月五日合祀

八、神職 代々住田氏奉祀したり

三六、宮市神社 米澤村大字宮市字如來堂

一、祭神 伊弉册尊

速玉男命

事解男命

合祭 二神

二、由緒 紀伊國若王子勸請若王子權現と稱す、明治元年宮市社と改稱同五年社格村社に列せられ

同六年宮市神社と稱す

蜂塚氏より神領高拾叁石六斗五升三合を池田氏より一石四斗一升三合を受領

三、記録 神社由緒取調書

鳥取縣伯耆國日野郡米澤村大字宮市村字如來堂

村社 宮市神社

一本社由緒

祭神 伊弉册命

速玉男命

事解男命

合祭 高齋命

菅原道真

本社祭神御事歴ハ日本書記古事記古史成文等其他總テ古史ニ詳カナルヲ以テ此處ニ畧ス此大神等ハ紀伊國熊野ニ齋祭ル大神ナリ昔時佛教ノ盛ナルニ及ヒ僧徒等專ラ神事ヲ掌リシヨリ盛ニ本地垂迹ノ説ヲ唱ヘ熊野本宮ヲ證誠殿ト稱シ熊野新宮^{現今ノ熊野屯玉美神社ト熊野夫須云フナリ}ヲ兩所權現ト稱シ之ヲ併セテ熊野三所權現ト稱シ又熊野三山ト稱ス「增補下學集^上」ニ曰ク若一王子ハ施畏大土號日日本第一靈驗現熊野三所權現トアリ「寺社元要記十九」ニ曰ク若一王子ノ神云々ト見エタリ即此大神ナリ

右神社ノ往古ヨリ若一王子權現ト唱ヘ來レリ紀伊國熊野有馬村ヨリ勸請ノ御神ナルコト社傳舊記ニ明白ナリ(昔時熊野三山ノ内即現今ノ熊野夫須美神社ト熊野速玉神社ヲ合セ勸請セシナラン)(口碑)昔時天曆年間ノ頃此所ヲ切開キ居住セシ豪族アリ進兵ト云フ厚情ヲ以テ人民ヲ撫育ス故ニ大々繁榮スルニ至リ自ラ莊園ヲ有有地名ト稱ス又土民ハ俗ニ長者ト唱ヘリ(舊記ニ曰ク)長者病死ス時ニ村ノ人民爲報其恩德邑人集リ互ニ心ヲ一ニシテ二尺四方ノ宮社ヲ建テ權リニ長者靈ノ魂神ト祝ヒ長者ノ權現ト尊崇ストアリ該長者權現社ハ古來神社書上帳ニ記載アル社ニシテ年々祭事怠リナカリシガ明治元年舊鳥取藩神社改正ノ際廢社トナル又其ノ屋敷跡ヲ字地名屋敷ト云フ又字土居ノ内ト云フアリ(此土居ノ内ハ地名屋敷ノ前面ヲ圍メル土地ナリ)之ハ馬來リ馬場ナリト云フ又字燔硝田ト云フアリ之レハ燔硝倉ノ跡ナリト傳フ以上ハ地名ニ徵シテ明白ナリ進兵曰ク天ニハ天神地ニハ地神其ノ間ニ住メル人誰カ神恩ヲ蒙ラザランヤ吾此所ニ居住スト雖神ヲ敬セズンバアルベカラズ之ニヨリテ社記ヲ此地ノ水源ニ定メ地鎮ヲ成シ則紀伊國熊野有馬村ヨリ若一王子ノ神ヲ勸請シテ此地守護ノ大神ト祈リ奉レルナリ故ニ其處ヲ王子ガイチト云フ此所ニ泉ア

リ王子水ト云フ其後餘リ村落ヨリ距離遠キヲ以テ現今社地ニ遷シ奉レルナリ然ト雖創立年月不詳ナリ
 神社ノ來歴 昔時此里ニ勸請以來五穀ノ豐穰ヲ始メ人民幸福ヲ守ラセ給フ御神徳ノ顯著ナルニヨリ此地ノ豪族進氏ヲ始メ(進氏孫ハ江尾ニ居城セル蜂塚安房守ノ重臣トナリ代々) 土民最尊崇セル社ナリ然シテ文明年間蜂塚安房守様江尾ニ御在城ノ砌御神領官役ヲ相勤ム天文年間ニハ進五郎兵衛ト云フ者也) 迄四代ノ間崇敬最厚ク其年數八十一年間ニシテ永祿八年八月五日ノ夜吉川駿河守元春ノ軍勢攻寄セ翌六日落成ス蜂塚主從戰死ス此頃神主立氏モ江尾村ニ居住ス城主ノ御味方ヲナシ親子トモ戰死ス居宅ハ兵火ノ爲ニ燒失セリ此時古文皆悉書類燒失セルハ遺憾ニ堪ヘサル次第ナリ此時ニ當リ若一王子權現神領ヲモ減少セララル(現今宮市村ノ字神田字油免等ノ地所ハ皆住古ノ神領拾參石六斗五升三合ノ内ナリト云傳ヘリ) 社殿等モ廢棄ニ及ヒ舊慣ヲ失スルニ至レリ然ト雖池田氏ノ本國ヲ領スルニ方リテ崇敬最厚ク神領高壹石四斗壹升三合御寄附セラレテ小原ノ庄物鎮守ノ神タリ(古証書ニ)「一日野郡宮市村權現領高壹石四斗壹升三合從先規有之由在屆候爲覺之如斯ニ候以上寛文七年六月二十二日吉川清左衛門印宮市村神主ト見ヘタリ(註吉川清左衛門ハ池田家ノ臣ニシテ當時寺社奉行ナリ) 元來當社ハ往古ヨリ此地方ノ大社ニシテ小原ノ庄十二ヶ村ノ高氏神ト唱ヘ來レリ(伯耆氏診記卷ノ五ニ曰ク宮市庄十二ヶ村宮市、杉谷、無用、栗尾、下蚊屋、助谷、俣野、福谷、野村、江尾、小江尾貝田ト訓載有リ) 又舊公簿庄屋所田畑名寄帳ニ宮市ノ庄十二ヶ村之高氏神若一王子權現紀州熊野有馬村ヨリ勸請ノ御神ナリト記載ノ有之然リト雖小原ノ庄ト改メタル年代不詳ナリ) 故ニ村名ヲ宮ニ因ミテ宮一村ト云フナリ此緣因ヲ以テ庄内各村ヨリ鳥居、唐獅子、其他種々ノ寄附品多ク存在セリ更ニ「安政六年四月六日付ニテ神祇管領長上正三位卜部朝臣ヨリ伯耆國日野郡小原庄十二ヶ村高氏宮市村若一王子權現ト記載ノ証ヲ受ク」明治元年舊鳥取藩神社改正ノ際該社號ヲ除キ村名ニ因テ現今ノ社號ニ改メラル同號三年法令ヲ遵奉シテ社領ヲ奉還ス就テハ明治五年銀若干ヲ賜ハル其書付ニ「宮市村宮市社領三斗七升貳合百八十一匁六分貳厘壬申五月 津澤 丘大ト認メタリ茲ニ及テ該神社ト池田家トノ關係全ク斷テタリ同號五年鳥取縣社格改正ニ依テ村社トセラレ合祭高靈命以下一神ハ當社ノ末社ニシテ境内ニ鎮座候處明治元年舊鳥取藩神社改正ノ際該神魂ヲ當神社ヘ入移シ社殿内ニ合祭セラル同號四十年四月二十七日付鳥取縣告示第八十七號ヲ以テ神饌幣帛料供進神社ニ指定セララル以後年々怠リナク參向員ノ參拜アリテ祭社嚴肅ナリ又棟札ハ貞享四年八月二十三日修習表面ニ松平清綱公

御武運長榮本願古川武兵衛・享保十三年三月十日再建裏書因伯太吉泰公寶曆三年二月二十七日修習裏書ニ因伯太守公御武運長榮本願下原權右衛門安永五年十月十八日修習裏書因伯太守公御武運長榮本願下原吉兵衛寛政九年九月十四日修習裏書因伯太守公御武運長榮本願下原權右衛門文政三年三月十五日修習裏書因伯太守公御武運長榮本願森吉兵衛安政二年十一月二十五日修習裏書因伯太守御武運長榮明治十四年五月十九日營繕明治四十年七月三十一日幣殿拜殿新築等ノ記文アリ又奉仕神職ハ永祿三年以前ハ古文書燒失ノ爲ニ不詳ナリト雖其後蜂塚氏ノ臣佐保野次郎左衛門嫡子勘左衛門立氏ノ家名ヲ繼ギ若一王子權現ノ神主トナリ慶長十九年六月官職立山城守正晴ト名稱ス次立權少輔正清次ニ立監正忠次ニ立左京之進正澄次ニ立主殿正次次ニ立要人正勝次ニ立右近次ニ立淡路政昌次ニ立信濃次ニ立帶刀政典次ニ立河内政長次ニ立近江正豐次ニ立鶴次ヲ經テ明治二十一年九月十七日付ヲ以テ立末男詞掌拜命以後奉職勤續セリ

神社及祭神ト其地方トノ關係 祭神ト地方トノ關係ニ付テハ先ツ勸請以來住民氏神ト崇敬シ御神徳顯著ニシテ五穀豐穰ヲ始メ人民幸福ノ恩賴ヲ蒙ラセ給フニヨリ氏子一同其御神恩ヲ追慕スルコト最厚シ之ニ因テ社殿造營ノ費用又年々ノ諸費用支出ノ義務ヲ負担之レ關係ノ第一ナリ住古ヨリ地方大社ノ所在地ニシテ小原ノ庄十二ヶ村ノ高氏神ト唱ヘ宮ニ因ミテ村名ヲ宮一村トス 現今ハトナレレ關係ノ第二ナリ伯耆民診記卷ノ五ニ宮市庄十二ヶ村宮市、杉谷、無用、栗尾、下蚊屋、助谷、俣野、野村、福谷、江尾、小江尾、貝田トアリ又舊公簿庄屋所田畑名寄帳ニ宮市庄十二ヶ村ノ高氏神若一王子權現云々ト記載アリ之レ宮市村ヲ以テ庄名ニ付スモ十二ヶ村總鎮守ノ神所在地ナルニヨル之レ關係ノ第三ナリ更ニ安政六年四月六日神祇管領長上正三位卜部朝臣ヨリ伯耆國日野郡小原庄十二ヶ村高氏宮市村若一王子權現ト記入ノ證ヲ受ク之レ庄内十二ヶ村ニ關係ノ第四ナリ明治十四年七月書上ノ神社明細帳ニ小原庄總鎮守ノ神ニ候處云々トアルモ舊小原庄内ニ關係ノ第五ナリ明治四十年四月二十七日付鳥取縣告示第八十七號ヲ以テ神饌幣帛料供進神社ニ指定セララル以後年々米澤村ヨリ神饌幣帛料供進セラレ村長村民ヲ代表シテ拜禮セララル之レ米澤村トノ關係第六ナリ

右之通取調書并ニ別紙境内ニ對スル建物配置圖相添此段進達候也

明治四十二年月日

村社宮市神社々々 芦立末男調査

四、社殿

本殿 榑三間
幣殿 榑一丈二尺 梁六尺五小
神樂所 榑三間半 梁二間半

八幡造 榑三間 梁一間半

五、境内 九百四十一坪

六、氏子 三十一戸

七、神職代々蘆立氏(宮市)奉仕したり

三七、山口神社 米澤村大字下蚊屋字屋敷廻リ

一、祭神 大山祇命

合祭 素戔鳴命

二、由緒 元山の神と稱す明治元年山口社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年山口神社と稱す

三、記録 記すべき事無し

四、社殿

本殿 榑壹間 神明造 幣殿 榑壹間半
拜殿 榑參間 神樂所 榑三間五尺 梁二間五尺 殿 榑壹間半

五、境内 百八坪

六、氏子 六十六戸

七、合祀社 村社 助澤神社

大正五年九月十九日合祀

八、神職 代々蘆立氏(宮市)奉仕したり

三八、御机神社 米澤村大字御机字龍王殿

一、祭神 豊玉姫命

大物主命

合祭 大山祇命 外一神

二、由緒 元龍王權現又は山王權現と稱す明治元年御机社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年

御机神社と稱す

三、記録 記すべき事無し

四、社殿

本殿 一間五分五厘四方 大社造變態
幣殿 榑一間半 拜殿 榑四間半 梁二間

五、境内 二百三十九坪

六、氏子 五十戸

七、神職 代々蘆立氏(宮市)奉仕したり

一、祭神 三九、美用神社 米澤村大字美用字宮ノ上エ
大山 祇命

二、由緒 元山の神と稱す明治元年山口社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年山口神社と稱す
大正七年一月三十日美用神社と改めらる

三、記録 記すべきことなし

四、社殿 本殿 一間四方 大社造變態

幣殿 桁一間半 梁一間半
神樂所 桁三間 梁二間半

五、境内 八百十一坪

六、氏子 四十一戸

七、合祀社 村社 栗尾神社 美用字屋敷

大正六年九月二十日合祀

八、神職 代々蘆立氏(宮市)奉仕す

四〇、鹽竈神社 米澤村大字杉谷字上屋敷

一、祭神 猿田彦命

合祭 五神

二、由緒 元鹽竈大明神と稱す明治元年鹽竈社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年鹽竈神社と

稱す

三、記録 記すべきことなし

四、社殿

本殿 桁一間一尺 春日造
殿 桁三間一尺五寸 梁三間 梁二間
拜殿 桁三間一尺五寸 梁一間三尺八寸 神樂所 桁三間 梁二間

五、境内 四百五十四坪

六、氏子 二十七戸

七、神職 代々蘆立氏奉仕し現に船越氏(宮市)奉仕す

四一、貝田神社 米澤村大字貝田字宮ノ上

一、祭神 思兼命

合祭 二神

二、由緒 元利壽權現と唱へたり明治元年貝田社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年貝田神社

と稱す

三、記録 記すべきことなし

四、社殿

本殿 桁五尺 大社造變態
幣殿 桁一間半 梁五尺一寸 拜殿 桁二間 梁一間

神樂所 桁三 梁二 間

五、境内 二百二坪

六、氏子 四十三戸

七、神職 代々石原氏奉仕し現に安江氏奉仕す

一、祭神 四二、大河原神社 日光村大字大河原字宮山

底津綿津見命

中津綿津見命

上津綿津見命

大物主命

須佐之男命

合祭 神

二、由緒 舊稱山王權現明治元年大河原社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年大河原神社と稱す

三、記録 記すべきことなし

四、社殿

本殿 一間四方 大社造變態

神樂所 桁四 梁二 間

隨神門あり

五、境内 八百二十八坪

六、氏子 五十六戸

七、神職 代々木村氏奉仕す

四三、吉原神社 日光村大字吉原字午王ヶ市

一、祭神 底筒男命 中筒男命 表筒男命

雅日女命 大山祇命 美佐々伎命

二、由緒 舊稱若宮大明神明治四年吉原社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年吉原神社と稱す

三、記録 記すべき事無し

四、社殿

本殿 桁五 梁五 尺 大社造變態

神樂所 桁三 梁二 間

五、境内 三百三十九坪

六、氏子 四十七戸

七、合祀社 村社 子守神社 吉原字小守谷

八、神職 代々木村氏奉祀す 明治四十四年四月合祀許可

四四、西成神社 日光村大字吉原字西成

一、祭神 大日靈貴尊

譽田別尊

天兒屋根命

二、由緒 元天照大神八幡大神春日大明神と稱す明治元年西成社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年西成神社と稱す

三、記録 記すべき事なし

四、社殿

本殿 一間四方 八幡造

神樂所 桁三間 梁二間

五、境内 二百六坪

六、氏子 十二戸

七、神職 代々木村氏奉仕す

四五、山口神社 日光村大字杼原

一、祭神 大山祇命

合祭 美佐々伎命

二、由緒 山の神と稱す明治元年山口社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年山口神社と稱す

三、記録 記すべき事なし

四、社殿

本殿 一間四方 八幡造

神樂所 桁三間 梁二間

五、境内 百四十九坪

六、氏子 四十四戸

七、神職 代々木村氏奉仕す

四六、大瀧神社 日光村大字大瀧字宮ノ上

一、祭神 國狹木命

合祭 二神

二、由緒 舊稱切島大明神明治元年大瀧社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年大瀧神社と稱す

三、記録 記すべき事なし

四、社殿

本殿 四尺四方 八幡造

神樂所 桁三間 梁二間

五、境内 八百四十三坪

六、氏子 二十五戸

七、神職 代々木村氏奉仕す

四七、日吉神社 日光村大字富江字上ノ畑

一、祭神 大山祇命

二、由緒 舊稱山王權現明治元年日吉社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年日吉神社と稱す

三、記録 記すべきことなし

四、社殿

本殿 五尺四方 八幡造

幣殿 五尺四方 拜殿 桁一間 梁二間

神樂所 桁三間 梁二間

五、境内 七百九十五坪

六、氏子 二十九戸

七、神職 代々木村氏奉祀す

四八、添谷神社 日光村大字添谷字宮宇根

一、祭神 大山祇命

二、由緒 舊稱山王權現明治元年添谷社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年添谷神社と稱す

三、記録 記すべきことなし

四、社殿

本殿 一間四方

幣殿 桁五尺 梁六尺

神樂所 桁五尺 梁六尺

大社造變態

拜殿 桁三間三尺 梁一間三尺

五、境内 八百坪

六、氏子 五十三戸

七、神職 代々三須氏奉仕す

四九、大内神社 日光村大字大内字下モ谷坂

一、祭神 思兼命

合祭 二神

二、由緒 元利壽權現と稱したり明治元年大内社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年大内神社

と稱す

三、記録

社記

神社改帳 大内村

大内村御鎮座

氏神祭 三月二十五日 九月二十九日

一利壽權現社一間神造高欄附唐椽葺

祭神 思兼命 大山伎命

勸請年記不分明

第四章 神社

第四章 神社

太平神 (中原太平といふ元弘勤王の士なりと)

君穂神 本社内社

神樂殿 二間 萱葺

石鳥居 高壹丈 願主村中

末社 祭日 三月二十五日

一稻荷大明神社 四方尺 八幡造 杼葺

同 祭日 六月十五日

一牛頭天王社 三方尺 八幡造 杼葺

同

一三寶荒神宮 無社 瑞籬 四五尺

同

一山神 無社

同

一東王御前石社

社地 氏子大山村

神主 添谷村 三須陸奥

大内村庄屋 傳左衛門印

同村年寄 淺右衛門印

氏神 祭日 九月晦日

一金剛童子社 四方尺

祭神 少石毘古那命 勸請年記不分明

神樂殿 壹間半 茅葺

一三寶荒神宮 無社 瑞籬 四尺

一伊勢殿 壹間四方石垣 古碑二石

一佐智殿 壹間四方石垣 古碑二石

一末社 祭神 伊弉册命

一攝社 下ノ山神 無社

一山大谷ノ山神 無社

一濱ノ難言 無社

一大地主 無社

一同山神 無社

一同道祖神 無社

一同祭日九月晦日 無社

一甲山大明神 無社

一池之神大神山社 四方尺 大板葺

祭神 味耜高彥根命

一道祖神 無社

一舟上權現 無社

合二十社 神主 三須陸奥

日野郡大内村御鎮座

氏神

第四章 神社

第四章 神社

利壽權現社 壹間四方明神造 四方高欄唐破風附 杼 葺

祭神 思兼命 祭日 三月二十五日

大山 祇命 九月二十五日

太平神 同殿ニ祭

右同殿に至り候太平神君穂神は元弘の大御軍に従ひ奉り船上山の行宮其外數度戦功有之辱も 綸言を蒙り壯士實に此邊郷之産の由にて從來神と崇めて祭祀仕候私共古代より申傳に御座候當大内村の號の由來は奥に記申上候

同村見出御鎮座 金剛童子社二尺 勸請年記不分明

祭神 少彦名命 祭日 九月晦日

右社之後に

伊勢殿 壹間四方石垣

位智殿 古碑二石有之

十二所神

右大内止奉稱し

社地三間餘 神木古櫻樹有之

右社之壹町餘側に

山神 無社地 八十間 四方

是乎上大内と稱し此邊に田地畝一町餘古來柴草等以て肥とし五穀を作るとせるに薄培不淨之物一切入れ不申候 是より一岸越て二十町脇に

濱之難言社地 百間ニ 百五拾間ニ

祭神 倉稻魂命

右社波打石の如き二丈計に之大殿有之

右金剛童子社に續き高山有之王上山の止稱候 後醍醐天皇登り玉ひし舊跡止申傳申候

總而右大内村の由來は往古元弘之亂

後醍醐天皇の隱岐より名和の港に御着被遊夫より船上山を行宮と定め而賊軍退擯被遊無程都江 御還御之御砌暫く當村に玉輩を留め給ひ候由にて則古來より大内村と稱し今に至る迄村中農民に到り候而も清淨潔齊を旨と致し婦人は經行中不殘村下に別家屋敷に引越し同居不仕臨産之婦女は日數五十日計りも村下別屋ニ別火仕候諸事潔齊いたし申候實に近郷稀なる舊村と古來より傳承候

地名大神谷

大神山社 二尺 大板葺

祭神 味耜高彥根命 祭日 六月朔日

右社の前古樹生茂り其中に深々たる池有り俗呼高大神谷の池と稱し旱魃之時はこの神に祈りて雨を乞ひ其外不思儀なる神助け數々にも御座候

明治二年己巳四月日

大内村年寄 淺右衛門印
同村庄屋 傳左衛門印
神主添谷村 三須陸奥

四、社殿

本殿 一間四方

大社造變態

神樂所 桁三間 梁二間

第四章 神社

五、境内 千二十八坪

六、氏子 四十三戸

七、神職 代々三須氏奉祀す

一、祭神 五〇、久古神社 八郷村大字久古字宮ノ峯ノ二

大國主命

奥津姫命

姫踏鞮五十鈴姫命

二、由緒 元山王宮と稱す明治元年久古社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年久古神社と稱す

三、記録

社記

久古神社口碑

口碑ニ曰ク

當社ノ鎮座地ハ往古大山寺領開拓ニ際シ其南西端ニ位セル地ヲトシ近江國坂本ヨリ國土經營ノ守護神タル大國主命ヲ勸請シ地名ヲ宮郷(現今久古)ト稱シ山ヲ日吉山ト名付ケ大山寺領内ノ總鎮守トシテ崇敬殊ニ厚ク且ツ開墾セル部落ノ北隅ナル隅村(現今須村)及西方入口ノ部落口別所ニハ大國主命ノ經營ニ共同セラレシ少彦名神ヲ勸請シ其他ノ諸部落ニハ大山祇命及大山寺西明院鎮座ノ利壽權現(思兼命)ヲ配シテ各末社ニ列セシメ從來十二氏(子大山寺領四ヶ村八郷八ヶ村)ノ總社タリシガ武士領トナリシヨリ因伯太守ノ祈願所タリ明治二十三年日吉山ニ因ミ日吉村名ヲ取り利壽權現ニ因ミテ吉壽村名ヲ取ル

四、社殿

本殿 一間七分四方 大社造變態

幣殿 桁一間八分 梁一間三分 拜殿 桁四間七分 梁二間二分

隨神門あり

五、境内 五百六十五坪

六、氏子 三百十五戸

七、合祀社 無格社 龜山神社 清原字龜山

北平神社 清原字猫田

同 上河原神社 口別所字屋敷

同 福岡神社 福岡字家ノ後

八、神職 代々船越氏奉仕し現に遠藤氏奉仕す

五一、植松神社 八郷村大字番原字七ツヌ

一、祭神 譽田別命

二、由緒 元八幡宮と稱す、明治元年植松社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年植松神社と稱す

三、記録

社記

番原村

第四章 神社

第四章 神社

植松神社

明治十一年火災ニ罹リ創立紀不明勸請ノ年亦詳ナラズ殘存ノ標札ニ曰ク

天文三年丙午九月吉日

神主 船越三太夫

奉建立正八幡大神一宇

伯州日野郡番原村 大山寺本院建立

慶長九年甲辰八月吉日

奉建立正八幡大神宮

神主 船越三太夫

中村一學様御建立番原村

番原村正八幡宮御神田御宮ノ前田一町三段四畝十八歩ノ處社領ニテ御座候昔ハ大山寺領ニテ有之ニ横田内膳正様ヨリ大山寺領ヲ御檢地被遊寺領高三千石ヲ大山ニ御付被成八郷八ヶ村ヲ御ワリ取り武士領ニ被成候
八幡神田ノ御証文火事ノ砌焼失仕証文無御座時分ニ武士領ニナリ内膳様ヨリ殿シク御法度被仰出ノ處元來寺百姓ノ儀右□□奉存御神田ノ御理ヲ得不申上ッレヨリ御年貢地ニ成申御神田則正八幡ノ御宮ノ前ニ御座候尤久古分御檢地帳御圖帳ニモ御神田ト御座候云々
編者曰く前記植松神社日記に載せたる棟札同神社所藏棟札と相違の點あり左に其の寫を擧げて參考に供せん

伯易日野郡久古村

梵字 奉建立八幡大菩薩神□成就之所

右之上齊者天文三丙午九月

我等□衆生

右土壁本願大山寺本院

植松神社口碑

口碑の中に曰く

古來總社の近傍には必らず八幡宮の鎮座あるを以て常例とす(田口博士の説)

四、社殿

本殿 一間三分四方 八幡造

拜殿 桁四間半 梁一間半

五、境内 九百十七坪

六、氏子 三百十五戸

七、合祀社 眞野神社 眞野字塔ノ一

同 大原神社 大原字貝市

大正五年四月二十日合祀

八、神職 代々船越氏奉仕し現に遠藤氏奉仕す

五二、丸山神社 八郷村大字丸山字前田

一、祭神 思兼命

少名彦命

二、由緒 元利壽權現と稱す、明治元年丸山社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年丸山神社と

稱す

三、記録

第四章 神社

四、社殿

本殿壹坪 流造
幣殿壹坪 拜殿二坪
神樂所七坪

五、境内 七百九十八坪

六、氏子 八十八戸

七、合祀社 村社 小林神社 小林字村屋敷

無格社 須村神社 須村字宮ノうね

同 山口神社 丸山字半川上ノ上

同 稻荷神社 丸山字上成下

大正五年四月十八日合祀

八、神職 代々船越氏奉仕し現に遠藤氏奉仕す

九、附記 稻荷神社 (丸山神社境内末社)

(一)祭神 稻倉魂神

(二)本殿 八棟造 (寫眞ハ美術史ニ出ツ)

(三)由緒

創立年間不詳ナレドモ、維新前ハ稻荷大明神ト號シ候處明治四年神社改正ノ際現今ノ社號ニ改メ、同五年五月村社丸山神社ノ攝社ト定メ、其後無格社トシテ、八郷村大字丸山字上成下ニ鎮座アリシヲ、明治四十四年十二月神社整理ノ結果、明治四十四年四

(四)傳説

月十七日村社丸山神社ニ合祀シ、五月二十九日境内末社ニ奉還セリ。

當社ノ鎮座地ハ、維新前伯耆國汗入郡大山村ナル大山寺領ノ首府トモ云フベキ大山ヲ距ル西方約二里ナル、日野郡八郷村大字丸山ニ在リ、當時此ノ地ニ代官所其他諸役所ヲ設ケ、大山ノ政治ヲ行ヒタリ、代官ノ徳川幕府ノ裁許ヲ得、板本御殿ヨリ任命シタリ、時ノ代官此等領内ニ五穀ノ守護神ナキヲ憂ヒ、官幣大社稻荷神社ノ御分靈ヲ現存ノ社殿(美術史参照)ト共ニ勸請シ、殊ニ畏クモ靈元院上皇ノ御宸筆ヲモ拜載シ、(紅白ノ箱ニ入レタリト云ヘドモ紛失セリ)寺領内ノ鎮守神又五穀ノ守護神トシテ鎮祭シ、正一位稻荷大明神ト號シ代ノ代官自ラ朝夕參詣シ、稻荷神社ノ事トシイヘバ勞ヲ吝マズ費ヲ厭ハズ、或ハ手水鉢(文化九甲春迂宮吉長妻木氏)或ハ高麗犬(文政元年寅三月木村氏)ヲ寄進シ、崇敬ノ實ヲ表シ、或ハ殿宇ヲ修理シ或ハ年々ノ經費ヲ支出セル等信仰淺カラザリシカバ、大山寺領内ハ而論衆庶ノ參拜盛ニシテ其靈驗ヲ蒙ルモノ多ク近郷ニ有名ナル神社ナリキ

五三、山口神社 溝口村大字金屋谷字出口

一、祭神 大山祇命

合祭 稻背脛命

二、由緒 元山の神と稱す、明治元年山口社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年山口神社と稱す

三、記録 別に記すべきことなし

四、社殿

本殿 一間四方 八幡造
幣殿 一間四方 榊二間三尺
梁一間三尺

第四章 神社

神樂門 桁二間三尺 梁二間

五、境内 五百二十二坪

六、氏子 七十二戸

七、神職 代々三須氏奉仕す

五四、岩立神社 溝口村大字岩立字神田平

一、祭神 大山 祇命

二、由緒 元山王權現と稱す、明治元年岩立社と改稱同五年社格村社に列せられ同六年岩立神社と稱す

三、記録 別に記すべきことなし

四、社殿

本殿 四尺四方

八幡造

幣殿 桁一 梁四尺五寸

拜殿 桁二間三尺 梁二間

神樂所 桁三 梁二間

隨神門あり

五、境内 四百四十坪

六、氏子 三十六戸

七、神職 代々三須氏奉仕す

編者曰く神社各論に於て祭神名山緒社殿境内坪敷氏子数は神社明細帳の記事を探りたれば數字上の手入なきものは随つて現在の實數と一致せざるものあらむ今は唯明細帳に依るの外なし記録は伯耆誌日野郡野史の記事と由緒と大同小異なる事は成るべく採録せず其他の古書に散見せる顯著なる記事に止む古文書の社傳口碑は提出なきが多く遺憾ながら省略す

第五節 無格社 十九社

一、溝口村

(一)、溝口神社 大己貴命 溝口字西屋敷上ミ

(二)、上野神社 大國主命 上野字エゴ田

二、旭村

(三)、嚴島神社 市杵島姫命 父原字御崎河原

(四)、莊神社 八東水臣津努命 庄字赤岩ノ下

(五)、大守神社 大己貴命 宇代字大守

三、日光村

(六)、見出神社 少名彥命 大内字見出

(七)、末兼神社 少名彥命 福兼字上ノ林

(八)、福永神社 大山昨命 福兼字福水屋敷ノ上

(九)、山田神社 大日本根子彦太瓊命 杼原字村屋敷

(一〇)、大坂神社

表筒男命 中筒男命
底筒男命

大坂字屋敷

四、二部

村

(一一)、森脇神社

素戔鳴命 大己貴命
大山昨命

畑池字横畑

(一二)、大歳神社

大己貴命、高照姫命

畑池字宮ノ元

(一三)、福岡神社

速玉男命

福岡字宮ノ脇

(一四)、三部神社

日雅彦靈命

三部字古城山

(一五)、山口神社

大山祇命

福居字堂ノ谷尻

五、黒坂村

(一六)、姫宮神社

大宮賣命

黒坂字姫宮ノ前

(一七)、金屋子神社

金山彦命

黒坂字金屋子廻リ

(一八)、稻荷神社

倉稻魂命

黒坂字宮山

六、阿毘縁村

(一九)、稻荷神社

倉稻魂命

下阿縁毘字善四郎山

以上列擧したる二十四社の内其著名なるものにして崇敬者多きあり設備其他村社に劣らざるもあり傳説を有するあり今左に其數社を擧げん

一、溝口神社 溝口の宿内に唯一の神社にして將來保存維持に力めんとせり

二、莊神社 旭村に村社なし設備其他の村社に劣らざるものあり昇格の運動もありといへり

三、見出神社 後醍醐天皇御駐蹕の傳説地なり社前の田面今に清淨を旨として糞尿等の肥料を施さざるところあり境内に御所の跡と傳ふる所あり、大五輪塔寶篋院塔二基あり

天皇「オ、ミン」に一宿との事あり見出はよき所を見出したるの意近傍に王の上といふ所ありといふ、附近山嶺を龍馬と名づく

四、森脇神社 元山王權現と稱したり

山王權現 (二部村大字畑池字森脇)

祭神 素戔鳴命 大己貴命 大山乍命

一 中村伯耆守様御時代社領高五石御寄附被遣候神田ト申場所池田村ノ内ニ御座候

一 御供三膳御造酒種々物魚味等献上仕御傳受奉幣祝詞神樂御辰敷巻執行仕御節向亦毎月十五日廿一日廿八日右之神事執行仕奉抽太平精祈者也

一 先年者毎年十一月吉日撰庭火ノ神事ト申而種々物奉献上終夜太平神樂奉成依而祭料ニ而猿樂田ト申今ニ字猿樂田申候

一 荒薦拾貳數敷奉献上祭料ト而上田貳畝御座候今ニ字薦見ト申候

一 糞奉献上此料上田拾歩御座候今ニ字糞免ト申候其外品々献上物にて神事御座候依而十月之神事懈怠仕候

一本社ヨリ長ニ當テ右之猿樂田ノ中ニ堅三間ニ横二間半手洗池ト申候而只今ニ曆然ト御座候

五、福岡神社 元上代神社俗に章魚大明神といひ近郷近國の崇敬者多く其賽者の多き地方に比なし

本郡にては阿毘縁解脫寺石見村河合神社(石見神社)黒坂村瀧山神社と併び稱せらる
大正五年無格社春日神社同下代神社同一ノ具神社を合祀し大字福岡の名稱を社名に變更せるなり
尙前記無格社の内金屋子神社と稱するは現在其社殿なく假に村社藤森神社の社殿内に奉安したり今其
の勸請に關する文書あれば左にこれを擧げん

奉注連書上覺
金屋子神ニ就イテ 安江章所藏文書

一冬冬風ニ承リ申處黒坂村ニ金屋子神勸請仕度候得共舊跡モ無御座ニ付八代荒神之社地御座候故相殿ニ致シ候様ニ奉願候ト承リ申
候別當ニハ梅林左近弟ニ別宅居申者御座候ヘハ此者ヲ致候様ニ願候ト承リ申候
右之通り願而御間届相濟候ヘハ雲州者ヲ別當ニ致シ從五位爲致社者一社一札ニ願外之交リ不申候ニ致ストノ事ニ御座候然ル處黒坂
ノ願書ニ日野郡ニハ金屋子神ノ無御座候處ニ黒坂ニ被 仰付可被下ト書上申ト承申候然ル處池田村山王權現ノ末社ニ桂木山中所
ニ別社社帳面之通り御座候仍而拾四年以前寅年ニ御間届ケ被爲仰付一字成就建立仕毎年十月初子御祭禮迄被 仰付殊更日野郡鉄山
鍛冶屋方ノ御祈禱迄被爲 仰付候社御座候所ニ日野郡ニ金屋子神ノ社無御座候ト書上難得其意ヲ奉存候而奉注進候宜敷御評議奉願
上候譬黒坂ニ社被仰付候而モ鐵山鍛冶屋方之御祈禱ハ只今迄ノ通り池田村ノ金屋子神ニ被爲 仰付可被下奉願上候以上
文化四年卯二月日

長谷部 且殿

奉願書上之事 安江章所藏文書

一池田村桂木山金屋子神之社并ニ十月初子日之御祭去年被爲仰付難有奉存候然ル處此御神鉄山第一ノ守護神ニ御座候ヘハ山方別而
信心仕候惣テ日野郡ハ鐵場ニ御座候ヘハ金屋子神之御神德無御座候而ハ御上納等モ難相濟御郡ニ御座候私持宮金屋子神祀日野
郡鐵山程之御免札被爲 仰付候得者難有奉存候何卒御慈悲ヲ以御間届被爲 仰付候様ニ被仰上可被爲下候以上

神主池田村

安江 左京

寛政七年卯十一月日

永江 遠江守殿

前書之通奉願候ニ付御斷申上候以上

永江 遠江守

寺 社

御 役 所

備考

桂木金屋子大明神御祭禮ハ寛政六年ニ仰出サレタルモノ也

日野郡池田村

安江 左京

一日野郡中鐵山場

右之場所々々ニ而金屋子神祈禱之札致配當度旨願之通御間届相濟候段存届候以上

吉田 十左衛門

寛政九年己二月日

奉願口上之覺

一當御郡鐵山吹立仕候處金屋子大明神之社無御座鐵山師共一統雜儀仕候ニ付此度私等當村傍所申山手ニ御座候ハ大荒神當時無社ニ
而御座候ニ付社建立仕相殿ニ勸請仕度奉存候右ニ付金屋子大明神ノ神號ノ儀者吉田表江相願致勸請貫申度奉存候依之右金屋子大
明神ノ神職ニハ私甥爲之助ト申ス者神職ニ取立爲引合請分家仕度奉存候ニ付御添書頂戴被 仰付被爲下候ヘハ吉田表ヘ相願金屋
子大明神致勸請神職許狀等頂戴爲仕申度奉存候尤私家仲間御除被遺宗旨庄屋別觸ニ被 仰付被下置候様村中同心ノ上奉願候以上

日野郡黒坂村神主

第四章 神社

五二六

幣頭宛

日野郡印賀村大字折渡

無格社 金屋子神社

勸請ノ年月明カハラス古棟札ニ嘉永五年子十月十九日(建立)ノモノアリ

同郡同村大字寶谷 阿太上

無格社 金屋子神社

勸請ノ年紀詳ナラズ古棟札ニ明和九年以後ノモノアリ

同郡多里村大字上藏山

無格社 金屋子神社

勸請年紀詳ナラズ古棟札ニ萬延二年ノモノアリ

日野郡社領高 寛文七年調

一米三斗四升
一米三斗四升
一米三斗四升

生山村 八幡宮
影村 王宮大明神

同拾參石九斗七升八合

西村 樂々福大明神

ノ奥搦分

一米五斗八升四合

一米五斗五升貳合

一米四石三斗壹升壹合

一米六斗五升六合

一米壹石三斗貳升七合

一米壹石七斗八升四合

一米壹石貳斗

一米壹石三斗

一米六斗貳升貳合

一米三石七斗

ノ中搦

一米六石貳斗四升六合

一米壹石四斗壹升三合

一米壹石貳斗七升六合

一米七石六斗六升

一米三石六斗四升八合

一米五石二升四合

第四章 神社

宮原村 樂々福大明神
宮市村 王子權現
江尾村 王子權現
佐川村 八幡宮
二部宿 王子權現
外構村 日光權現

板井原宿 山王權現
金持村 三体妙見
根雨宿 牛頭天王
又野村 熊野權現
舟場村 嚴嶋大明神
横手村 客大明神
同村 聖權現
下榎村 嚴嶋大明神
同村 八大天王
武庫村 熊野司大明神

梅林左近
同村年寄
梅林和平
同村宗門庄屋
梅林六藏
同村庄屋
梅林丈助

神牟奈岐神と佐奈目神 縣誌材料中より抄録、後の研究に俟つ。

一、神戸神社 神福村にあり(以下縣誌材料抄)傳云古史本郡神牟奈岐神の爵位を贈る事を載

す神牟奈岐は則當社にして所謂官社也編者曰按スルニ本村ハ延長度日野六郷ノ一ニ居リ而當社中古ノ領地モ多クシテ主神與昇等ノ輩數戸アリシコト寛永ノ檢地帳等ニモアレバ神牟奈岐神ノ事或ハ然ラン但シ古史ノ名不明ナリ

二、上代神社 神戸上村にあり、古代の創立に似たり、高日向山の麓に神牟奈岐と稱する地あり大己貴命に係る種々の傳説を併せ考るに、所謂官社神牟奈岐の神には非るか、此地に數多の遺跡あり亦奇古なり。

三、無坂神社 三吉村にあり、近傍の山巒をさなめ耕地にじやなめ坏稱する地あり、奇なる

祭式あり笹嘗祭と云故に或は佐奈目神社には非るか、果して然りとせば贈位の社にして所謂官社なり。古史日野郡ニ宮社佐奈目神アルヲ載ス而今何レノ神ナルヲ知ラズ

右三社共に古代の神戸即ち福榮村石見村の間にあり。殊に神戸神社と無坂神社との距離は指呼の間にあり。神戸神社の所在地は字神戸と稱へ備中側一帯の地方に於て、郡家の所在地を中にして、上代神社所在地の神戸上と相應じ、同神を祀らるるも故あるかな。神戸の村に神牟奈岐佐奈目の兩神を祀れること頗意義あるに似たり。殊に郡家の所在地なるをや。

神饌幣帛料供進指定神社表

社格 社名 舊社名 所在地村名 指定年月日

縣社	樂々福神社	同	日野上村	明治四十年二月三日
同	樂々福神社	同	二部村	明治四十年二月三日
郷社	野上莊神社	福吉神社	二部村	明治四十年二月三日
同	聖神社	同	黒坂村	同
同	根雨神社	同	根雨町	明治四十年十二月十九日
同	樂々福神社	同	溝口村	明治四十年二月三日
同	日谷神社	同	山上村	明治四十年十二月十九日
村社	二部神社	同	二部村	明治四十年四月二十七日
同	藤森神社	同	黒坂村	同
同	瀧山神社	同	同	同
同	菅福神社	高宮神社	同	同
同	樂々福神社	同	大宮村	同
同	矢原神社	同	山上村	同
同	多里神社	稻倉神社	多里村	明治四十一年十一月九日
同	生山神社	同	日野上村	明治四十年四月二十七日
同	福榮神社	神戸神社	福榮村	同
同	福成神社	神戸上神社	石見村	同

第五章 寺院

第四章 神社

無格社 福岡神社

同 森脇神社

註曰

同 二部村 同

五三四

大正十年十二月廿三日

會計法の指定は明治四十一年七月内務省令第十二號第三章會計に關する規定を適用せるものにして各神社基本財産造成と共に神社經濟漸次確立に向はんとし歳入歳出の豫算決算を編成すべきこととなりて指定せられたる諸神社なり

第五章 寺院

第一節 總説

寺院の縁起の如き、その眞偽一々考ふべからず。況や炎焼湮滅、その證跡なきもの少なからざるをや今、臺帳によつて調査せる所を概括して、大勢を窺ふ資となさん。本郡寺院中最も古きものを樂々福神社所屬の神宮寺とす。神宮寺（眞臺寺海藏寺もありしと）にして實に元明天皇和銅二年勅定の創立と言傳ふ。蓋樂々福神社の進展に伴ひておこりしものなるべし（同寺文書參考）これにつぐものは、二部村傳燈寺にて、二條天皇、應保二年建立にかゝるものついで後鳥羽天皇文治年間に根雨延曆寺榎長樂寺が長谷部信連によりて建てらるあり。戰國時代に入りて、文明に一ヶ寺、大永一、天文一、天正四、慶長五の建立を見、徳川時代に入りては一段の隆盛を見、元和二、寛永六、慶安一、天和二、貞享一、元祿一、享保一、寶曆一あり。宗派別については、日野郡野史の示す如く、大山寺を中心とせる天臺宗派のもの多かりしが、後改宗せるもの少からず。よつて今強ひて類別せず。思ふに徳川時代に切支丹禁制の結果、寺請證文（戸籍）を受くる必要上、寛永以後激増せるもの、如く、寺院の勢力は頂上に達し、僧侶の専横さへ唱へらるゝに至れり。然れども之が半面には教他力も強く、僧侶は當時に於ける知識階級中の上位にあり。本郡の如きは寺院の説教等によりて啓發せられたるところ少からざりき。尙左に參考のため寺院本末の關係（前記の如く轉籍せるもの少からざるが如し）を表記し、これによりて、多少、寺院弘布の概況を窺ふ材料とせんとす。

寺院本末調

多里 常福寺末 (常福寺は備後徳雲寺末なり)
 茶屋 常桂寺 福萬來長樂寺 生山徳雲寺
 福塚 玉泉寺 福塚自照寺 神戸上珠福寺
 下石見 永福寺 下石見龍福寺
 米子 總泉寺末
 黒坂 泉龍寺 獨谷龍福寺 根雨延曆寺
 俣野 源泉寺 武庫萬福寺 佐川東光寺
 久古 善福寺 莊 光音院
 黒板 泉龍寺末
 印賀 普音寺 上石見福重寺 榎 長樂寺
 備中 善光院末 二部傳燈寺
 備中 傳燈寺末 三部長龍寺
 根雨 延曆寺末 黒坂光明寺
 舟場正音寺
 濁谷 龍福寺末 本郷光明寺
 江尾東祥寺
 米子 福萬寺末

米子 感應寺末 黒坂正法寺
 米子 桂住寺末 大阪長泉寺
 興福寺末 谷川道寧寺
 大山寺末 金屋谷長昌寺
 京都 智恩院末
 黒坂 光西寺 多里淨光寺
 京都 本願寺末
 黒坂 光徳寺 多里西方寺
 京都 仁和寺末 宮内神宮寺
 甲斐 久遠寺末 阿毘縁解脱寺

参 考

(日野郡野史)

日野郡の佛教は眞言に始り平民感化の利益を布教せられ大に盛なりしも時勢の變遷により種々に宗教に變ぜしものなるべし。今に繼承せるは宮内の神宮寺の一寺なり。又大山寺の勸奨により天台宗大に擴張せしことあるべし。承安元年七月二十八日大山寺祝融の災に罹り伯耆の豪族進海六兵衛紀成盛巨多の私財を抛ちて寶殿を築造し金銅の地藏尊并に二重の厨子を鑄造し同三年八月二十二の吉辰を卜し上棟式を行はれし云々伯耆大山の記録にあり。惟ふに此頃より本郡にも數多の寺堂を創建せしものならん。其後久古善福寺俣野源泉寺根雨の延曆寺武庫の萬福寺江尾の清洞寺莊の光音院二部傳燈寺石見の光明寺福榮の自照寺以上九ヶ寺天台宗なりしを徳川時代に至り曹洞宗に變換せり。之に反し金屋谷の長昌寺は曹洞宗なりしを天台宗に變へ大山寺に屬し現存せり。往古寺院